

系統金融機関向けの総合的な監督指針 新旧対照表

改正案	現 行
<p>【本編】</p> <p>IV 特定信用事業代理業</p> <p>IV-3 特定信用事業代理業者の監督に係る事務処理</p> <p>IV-3-2 許可申請に係る事務処理</p> <p>IV-3-2-1 許可申請に当たっての留意点</p> <p>IV-3-2-1-2 許可申請書の受理に当たっての留意事項</p> <p>IV-3-2-1-2-2 許可申請書の記載事項【組合】</p> <p>許可申請書の記載事項等の確認に際しては、以下の点に留意することとする。</p> <p>(参考) 様式・参考資料編 様式6-1及び6-2</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(削る)</p> <p>(3) (略)</p> <p>IV-3-2-1-2-3 添付書類【組合】</p> <p>添付書類の確認に際しては、以下の点に留意することとする。</p> <p>(1) (略)</p>	<p>【本編】</p> <p>IV 特定信用事業代理業</p> <p>IV-3 特定信用事業代理業者の監督に係る事務処理</p> <p>IV-3-2 許可申請に係る事務処理</p> <p>IV-3-2-1 許可申請に当たっての留意点</p> <p>IV-3-2-1-2 許可申請書の受理に当たっての留意事項</p> <p>IV-3-2-1-2-2 許可申請書の記載事項【組合】</p> <p>許可申請書の記載事項等の確認に際しては、以下の点に留意することとする。</p> <p>(参考) 様式・参考資料編 様式6-1及び6-2</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) <u>常務に従事している他の法人等の商号又は名称(信用事業命令第57条の2第1号及び第2号)</u></p> <p><u>常務に従事している他の法人等の商号又は名称は、例えば「(株)〇〇」等と略さずに、「株式会社〇〇」、「〇〇株式会社」などの正式名称が記載されているかを確認する。</u></p> <p>(4) (略)</p> <p>IV-3-2-1-2-3 添付書類【組合】</p> <p>添付書類の確認に際しては、以下の点に留意することとする。</p> <p>(1) (略)</p>

系統金融機関向けの総合的な監督指針 新旧対照表

改正案	現 行
<p>(2) 「特定信用事業代理業の業務の内容及び方法として主務省令で定めるものを記載した書類」(準用銀行法第 52 条の 37 第 2 項第 2 号)</p> <p>① (略)</p> <p>② 「特定信用事業代理業の業務の内容及び方法として主務省令で定めるものを記載した書類」の記載事項のうち、「特定信用事業代理業の実施体制」(信用事業命令第 57 条の 3 第 1 項第 3 号)は、信用事業命令第 57 条の 3 第 2 項各号に掲げる体制を含むものであるが、それら実施体制の状況を把握するために必要な場合には、<u>信用事業命令第 57 条の 4 第 1 項第 13 号</u>の付近見取図及び間取図を参考にするほか、適宜、当該実施体制に関する体制図及び組織図等の提出を求めることとする。</p>	<p>(2) 「特定信用事業代理業の業務の内容及び方法として主務省令で定めるものを記載した書類」(準用銀行法第 52 条の 37 第 2 項第 2 号)</p> <p>① (略)</p> <p>② 「特定信用事業代理業の業務の内容及び方法として主務省令で定めるものを記載した書類」の記載事項のうち、「特定信用事業代理業の実施体制」(信用事業命令第 57 条の 3 第 1 項第 3 号)は、信用事業命令第 57 条の 3 第 2 項各号に掲げる体制を含むものであるが、それら実施体制の状況を把握するために必要な場合には、<u>信用事業命令第 57 条の 4 第 13 号</u>の付近見取図及び間取図を参考にするほか、適宜、当該実施体制に関する体制図及び組織図等の提出を求めることとする。</p>
<p>(3) 「履歴書」(信用事業命令第 57 条の 4 第 1 項第 1 号イ)又は「役員の履歴書」(同項第 2 号イ)</p> <p>①・② (略)</p>	<p>(3) 「履歴書」(信用事業命令第 57 条の 4 第 1 号)又は「役員の履歴書」(同条第 2 号)</p> <p>①・② (略)</p>
<p>(4) 「住民票の抄本」(信用事業命令第 57 条の 4 第 1 項第 1 号イ及び第 2 号イ)</p> <p>「住民票の抄本」は、次の項目が記載されているものを提出させるものとする。</p> <p>①～④ (略)</p>	<p>(4) 「住民票の抄本」(信用事業命令第 57 条の 4 第 1 号及び第 2 号)</p> <p>「住民票の抄本」は、次の項目が記載されているものを提出させるものとする。</p> <p>①～④ (略)</p>
<p>(5) 「これに代わる書面」(信用事業命令第 57 条の 4 第 1 項第 1 号イ及び第 2 号イ)</p>	<p>(5) 「これに代わる書面」(信用事業命令第 57 条の 4 第 1 号及び第 2 号)</p>

系統金融機関向けの総合的な監督指針 新旧対照表

改正案	現 行
<p>国内に居住しない外国人が提出した本国の住民票に相当する書面の写し又はこれに準ずる書面は、<u>信用事業命令第 57 条の 4 第 1 項第 1 号イ及び第 2 号イ</u>の「これに代わる書面」に該当する。</p>	<p>国内に居住しない外国人が提出した本国の住民票に相当する書面の写し又はこれに準ずる書面は、<u>信用事業命令第 57 条の 4 第 1 号及び第 2 号</u>の「これに代わる書面」に該当する。</p>
<p>(6) 「第 57 条の 7 第 4 号に該当しないことを誓約する書面」(信用事業命令第 57 条の 4 第 1 項第 1 号イ) (略)</p>	<p>(6) 「第 57 条の 7 第 4 号に該当しないことを誓約する書面」(信用事業命令第 57 条の 4 第 1 号) (略)</p>
<p>(7) 「第 57 条の 7 第 5 号に該当しないことを誓約する書面」(信用事業命令第 57 条の 4 第 1 項第 2 号イ) 「第 57 条の 7 第 5 号に該当しないことを誓約する書面」には、<u>同号イからニ</u>までのいずれにも該当しないことを誓約する旨のほか、「当該誓約が虚偽の誓約であることが判明した場合には、準用銀行法第 52 条の 56 第 1 項第 2 号に掲げる事由に該当することを認識している」旨が記載されたものを提出させるものとする。</p>	<p>(7) 「第 57 条の 7 第 5 号に該当しないことを誓約する書面」(信用事業命令第 57 条の 4 第 2 号) 「第 57 条の 7 第 5 号に該当しないことを誓約する書面」には、<u>同号イからハ</u>までのいずれにも該当しないことを誓約する旨のほか、「当該誓約が虚偽の誓約であることが判明した場合には、準用銀行法第 52 条の 56 第 1 項第 2 号に掲げる事由に該当することを認識している」旨が記載されたものを提出させるものとする。</p>
<p>(8) 「役員が<u>第 57 条の 7 第 4 号に</u>該当しない者であることを当該役員が誓約する書面」(信用事業命令第 57 条の 4 第 1 項第 2 号イ) 「役員が<u>第 57 条の 7 第 4 号に</u>該当しない者であることを当該役員が誓約する書面」には、<u>同号イからチ</u>までのいずれにも該当しないことを誓約する旨のほか、「当該誓約が虚偽の誓約であることが判明した場合には、準用銀行法第 52 条の 56 第 1 項第 2 号</p>	<p>(8) 「役員が<u>第 57 条の 7 第 4 号イからチ</u>までのいずれにも該当しない者であることを当該役員が誓約する書面」(信用事業命令第 57 条の 4 第 2 号) 「役員が<u>第 57 条の 7 第 4 号イからチ</u>までのいずれにも該当しない者であることを当該役員が誓約する書面」には、<u>同号イからチ</u>までのいずれにも該当しないことを誓約する旨のほか、「当該誓約が虚偽の誓約であることが判明した場合には、準用銀行法第 52 条の 56 第 1 項第 2 号に掲げる事由に該当することを認識して</p>

系統金融機関向けの総合的な監督指針 新旧対照表

改正案	現 行
<p>に掲げる事由に該当することを認識している」旨が記載されたものを提出させるものとする。</p>	<p>いる」旨が記載されたものを提出させるものとする。</p>
<p>(9) <u>常務に従事している他の法人等の商号又は名称(信用事業命令第 57 条の 4 第 1 項第 1 号ハ及びニ、第 2 号ハ及びニ)</u> <u>常務に従事している他の法人等の商号又は名称は、例えば「(株)〇〇」等と略さずに、「株式会社〇〇」、「〇〇株式会社」などの正式名称が記載されたものを提出させるものとする。</u></p>	<p>(新設)</p>
<p>(10) 「<u>委託契約書の案</u>」(信用事業命令第 57 条の 4 第 1 項第 3 号及び第 4 号) ①・② (略)</p>	<p>(9) 「<u>委託契約書の案</u>」(信用事業命令第 57 条の 4 第 3 号及び第 4 号) ①・② (略)</p>
<p>(11) 「<u>特定信用事業代理業に関する能力を有する者の確保の状況及び当該者の配置の状況を記載した書面</u>」(信用事業命令第 57 条の 4 第 1 項第 5 号) ①・② (略)</p>	<p>(10) 「<u>特定信用事業代理業に関する能力を有する者の確保の状況及び当該者の配置の状況を記載した書面</u>」(信用事業命令第 57 条の 4 第 5 号) ①・② (略)</p>
<p>(12) 「<u>財産に関する調書</u>」(信用事業命令第 57 条の 4 第 1 項第 6 号) (略)</p>	<p>(11) 「<u>財産に関する調書</u>」(信用事業命令第 57 条の 4 第 6 号) (略)</p>
<p>(13) 「<u>保証を証する書面</u>」(信用事業命令第 57 条の 4 第 1 項第 10 号) (略)</p>	<p>(12) 「<u>保証を証する書面</u>」(信用事業命令第 57 条の 4 第 10 号) (略)</p>

系統金融機関向けの総合的な監督指針 新旧対照表

改 正 案	現 行
<p>(14) 「兼業業務の内容及び方法を記載した書面」(信用事業命令第 57 条の 4 第 1 項第 11 号) (略)</p> <p>(15) 「前各号に掲げるもののほか準用銀行法第 52 条の 38 第 1 項に規定する審査をするため参考となるべき事項を記載した書面」(信用事業命令第 57 条の 4 第 1 項第 14 号) (略)</p> <p>IV-3-2-2 許可の審査に当たっての留意点【組合】 IV-3-2-2-1 財産的基礎に関する審査【組合】 準用銀行法第 52 条の 38 第 1 項第 1 号の財産的基礎の審査は、信用事業命令第 57 条の 7 第 2 号に掲げる事項に配慮して行う必要がある。その主な留意点は、例えば、以下の(1)及び(2)のとおりである。 審査は、許可申請書、準用銀行法第 52 条の 37 第 2 項、信用事業命令第 57 条の 4 第 1 項第 6 号から第 10 号まで及び第 14 号のほか、適宜、その他の書類又は資料を参考にするとともに、必要に応じて、ヒアリングや追加資料の提出など申請者の協力を得て実施することとする。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>IV-3-2-2-2 業務遂行能力に関する審査【組合】</p>	<p>(13) 「兼業業務の内容及び方法を記載した書面」(信用事業命令第 57 条の 4 第 11 号) (略)</p> <p>(14) 「前各号に掲げるもののほか準用銀行法第 52 条の 38 第 1 項に規定する審査をするため参考となるべき事項を記載した書面」(信用事業命令第 57 条の 4 第 14 号) (略)</p> <p>IV-3-2-2 許可の審査に当たっての留意点【組合】 IV-3-2-2-1 財産的基礎に関する審査【組合】 準用銀行法第 52 条の 38 第 1 項第 1 号の財産的基礎の審査は、信用事業命令第 57 条の 7 第 2 号に掲げる事項に配慮して行う必要がある。その主な留意点は、例えば、以下の(1)及び(2)のとおりである。 審査は、許可申請書、準用銀行法第 52 条の 37 第 2 項、信用事業命令第 57 条の 4 第 6 号から第 10 号まで及び第 14 号のほか、適宜、その他の書類又は資料を参考にするとともに、必要に応じて、ヒアリングや追加資料の提出など申請者の協力を得て実施することとする。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>IV-3-2-2-2 業務遂行能力に関する審査【組合】</p>

系統金融機関向けの総合的な監督指針 新旧対照表

改正案	現 行
<p>準用銀行法第 52 条の 38 第 1 項第 2 号の「特定信用事業代理業を的確、公正かつ効率的に遂行するために必要な能力」の審査は、信用事業命令第 57 条の 7 第 3 号に掲げる事項に配慮して行う必要がある。</p> <p>審査は、許可申請書、準用銀行法第 52 条の 37 第 2 項、信用事業命令第 57 条の 4 第 1 項第 1 号から第 5 号まで、第 9 号、第 12 号から第 14 号までのほか、適宜、その他の書類又は資料を参考にするとともに、必要に応じ、ヒアリングや追加資料の提出など申請者の協力を得て実施することとする。</p> <p>(1)～(7) (略)</p> <p>IV-3-2-2-3 社会的信用に関する審査【組合】</p> <p>準用銀行法第 52 条の 38 第 1 項第 2 号の「十分な社会的信用を有する者であること」の審査は、信用事業命令第 57 条の 7 第 4 号及び第 5 号に掲げる事項に配慮して行う必要がある。</p> <p>審査は、許可申請書、信用事業命令第 57 条の 4 第 1 項第 1 号、第 2 号及び第 14 号のほか、適宜、その他の書類又は資料を参考にするとともに、必要に応じ、ヒアリングや追加資料の提出など申請者の協力を得て実施することとする。</p> <p>IV-3-2-2-4 他業の兼業に関する審査【組合】</p> <p>準用銀行法第 52 条の 38 第 1 項第 3 号の他業の兼業に関する審査は、信用事業命令第 57 条の 7 第 6 号に掲げる事項に配慮して行う必要がある。その主な留意点は、例えば、以下の(1)から(6)のと</p>	<p>準用銀行法第 52 条の 38 第 1 項第 2 号の「特定信用事業代理業を的確、公正かつ効率的に遂行するために必要な能力」の審査は、信用事業命令第 57 条の 7 第 3 号に掲げる事項に配慮して行う必要がある。</p> <p>審査は、許可申請書、準用銀行法第 52 条の 37 第 2 項、信用事業命令第 57 条の 4 第 1 号から第 5 号まで、第 9 号、第 12 号から第 14 号までのほか、適宜、その他の書類又は資料を参考にするとともに、必要に応じ、ヒアリングや追加資料の提出など申請者の協力を得て実施することとする。</p> <p>(1)～(7) (略)</p> <p>IV-3-2-2-3 社会的信用に関する審査【組合】</p> <p>準用銀行法第 52 条の 38 第 1 項第 2 号の「十分な社会的信用を有する者であること」の審査は、信用事業命令第 57 条の 7 第 4 号及び第 5 号に掲げる事項に配慮して行う必要がある。</p> <p>審査は、許可申請書、信用事業命令第 57 条の 4 第 1 号、第 2 号及び第 14 号のほか、適宜、その他の書類又は資料を参考にするとともに、必要に応じ、ヒアリングや追加資料の提出など申請者の協力を得て実施することとする。</p> <p>IV-3-2-2-4 他業の兼業に関する審査【組合】</p> <p>準用銀行法第 52 条の 38 第 1 項第 3 号の他業の兼業に関する審査は、信用事業命令第 57 条の 7 第 6 号に掲げる事項に配慮して行う必要がある。その主な留意点は、例えば、以下の(1)から(6)のと</p>

系統金融機関向けの総合的な監督指針 新旧対照表

改 正 案	現 行
<p>おりである。審査は、許可申請書、準用銀行法第 52 条の 37 第 2 項並びに信用事業命令第 57 条の 4 第 1 項第 3 号、第 4 号及び第 11 号から第 14 号までのほか、適宜、その他の書類又は資料を参考にするとともに、必要に応じ、ヒアリングや追加資料の提出など申請者の協力を得て実施することとする。</p> <p>なお、主たる兼業業務の内容と特定信用事業代理業に係る業務との関係については、信用事業命令第 57 条の 7 第 6 号ハ、二等に規定されているところであるが、これらを整理すると別紙 4 のとおりとなる（ただし、他業の兼業に関する審査を行う場合には、必ずしも別紙 4 を機械的に適用するのではなく、個々のケースに即して、当該申請者が兼業を行うことにより特定信用事業代理業の適正かつ確実な運営に支障を及ぼすおそれがないかについて、十分に検証しなければならないことに留意する。）。</p> <p>(1)～(6) (略)</p> <p>IV-3-3 届出の受理に係る留意事項【組合】</p> <p>(1) 一般に、準用銀行法第 52 条の 39、第 52 条の 52、第 53 条第 4 項、信用事業命令第 57 条の 9、第 57 条の 27、第 57 条の 31 等法令に基づく届出を受理した場合には、届出の内容を十分精査し、当該届出が法令に違反することとならないか、業務運営の適切性、健全性に問題が生じることとならないか等について確認する必要がある。確認の結果、問題があると認められるときは、準用銀行法第 52 条の 53 に基づく報告徴求や準用銀行法第 52 条の 55 に基づく業務改善命令等の措置を適切に講じることとする。</p>	<p>おりである。審査は、許可申請書、準用銀行法第 52 条の 37 第 2 項並びに信用事業命令第 57 条の 4 第 3 号、第 4 号及び第 11 号から第 14 号までのほか、適宜、その他の書類又は資料を参考にするとともに、必要に応じ、ヒアリングや追加資料の提出など申請者の協力を得て実施することとする。</p> <p>なお、主たる兼業業務の内容と特定信用事業代理業に係る業務との関係については、信用事業命令第 57 条の 7 第 6 号ハ、二等に規定されているところであるが、これらを整理すると別紙 4 のとおりとなる（ただし、他業の兼業に関する審査を行う場合には、必ずしも別紙 4 を機械的に適用するのではなく、個々のケースに即して、当該申請者が兼業を行うことにより特定信用事業代理業の適正かつ確実な運営に支障を及ぼすおそれがないかについて、十分に検証しなければならないことに留意する。）。</p> <p>(1)～(6) (略)</p> <p>IV-3-3 届出の受理に係る留意事項【組合】</p> <p>(1) 一般に、準用銀行法第 52 条の 39、第 52 条の 52、第 53 条第 4 項、信用事業命令第 57 条の 9、第 57 条の 27、第 57 条の 31 等法令に基づく届出を受理した場合には、届出の内容を十分精査し、当該届出が法令に違反することとならないか、業務運営の適切性、健全性に問題が生じることとならないか等について確認する必要がある。確認の結果、問題があると認められるときは、準用銀行法第 52 条の 53 に基づく報告徴求や準用銀行法第 52 条の 55 に基づく業務改善命令等の措置を適切に講じることとする。</p>

系統金融機関向けの総合的な監督指針 新旧対照表

改正案	現 行
<p>(2) 準用銀行法第 52 条の 39 及び信用事業令第 57 条の 9 に規定する変更の届出を受理した場合で、「他に行う業務の種類の変更」につき届出があったときは、上記Ⅳ－3－3 (1)のほか、変更後の業務が日本標準産業分類に掲げる中分類（大分類 J－金融業、保険業に属する場合にあっては細分類）における分類上変更前の業務と別分類となるかを確認するとともに、別分類となる場合には、準用銀行法第 52 条の 42 第 1 項の承認を受ける必要があることに留意する。</p> <p>(参考) 様式・参考資料編 様式 <u>6－4、6－9～6－12</u></p> <p>V 農林中央金庫代理業 V－3 農中代理業者の監督に係る事務処理 V－3－2 許可申請に係る事務処理 V－3－2－1 許可申請に当たっての留意点 V－3－2－1－2 許可申請書の受理に当たっての留意事項 V－3－2－1－2－2 許可申請書の記載事項【農中】 許可申請書の記載事項等の確認に際しては、以下の点に留意することとする。</p> <p>(参考) 様式・参考資料編 様式 7－1 及び 7－2</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(削る)</p>	<p>(2) 準用銀行法第 52 条の 39 及び信用事業令第 57 条の 9 に規定する変更の届出を受理した場合で、「他に<u>営む</u>業務の種類の変更」につき届出があったときは、上記Ⅳ－3－3 (1)のほか、変更後の業務が日本標準産業分類に掲げる中分類（大分類 J－金融業、保険業に属する場合にあっては細分類）における分類上変更前の業務と別分類となるかを確認するとともに、別分類となる場合には、準用銀行法第 52 条の 42 第 1 項の承認を受ける必要があることに留意する。</p> <p>(参考) 様式・参考資料編 様式 <u>6－4</u></p> <p>V 農林中央金庫代理業 V－3 農中代理業者の監督に係る事務処理 V－3－2 許可申請に係る事務処理 V－3－2－1 許可申請に当たっての留意点 V－3－2－1－2 許可申請書の受理に当たっての留意事項 V－3－2－1－2－2 許可申請書の記載事項【農中】 許可申請書の記載事項等の確認に際しては、以下の点に留意することとする。</p> <p>(参考) 様式・参考資料編 様式 7－1 及び 7－2</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p><u>(3) 常務に従事している他の法人等の商号又は名称（農中法施行</u></p>

系統金融機関向けの総合的な監督指針 新旧対照表

改正案	現 行
<p>(3) (略)</p> <p>V-3-2-1-2-3 添付書類【農中】 添付書類の確認に際しては、以下の点に留意することとする。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 「農林中央金庫代理業の業務の内容及び方法として主務省令で定めるものを記載した書類」(準用銀行法第 52 条の 37 第 2 項第 2 号)</p> <p>① (略)</p> <p>② 「農林中央金庫代理業の業務の内容及び方法として主務省令で定めるものを記載した書類」の記載事項のうち、「農林中央金庫代理業の実施体制」(農中法施行規則第 119 条第 1 項第 3 号)は、農中法施行規則第 119 条第 2 項各号に掲げる体制を含むものであるが、それら実施体制の状況を把握するために必要な場合には、<u>農中法施行規則第 120 条第 1 項第 13 号</u>の付近見取図及び間取図を参考にするほか、適宜、当該実施体制に関する体制図及び組織図等の提出を求めることとする。</p>	<p><u>規則第 118 条第 1 号及び第 2 号)</u> <u>常務に従事している他の法人等の商号又は名称は、例えば「(株)〇〇」等と略さずに、「株式会社〇〇」、「〇〇株式会社」などの正式名称が記載されているかを確認する。</u></p> <p>(4) (略)</p> <p>V-3-2-1-2-3 添付書類【農中】 添付書類の確認に際しては、以下の点に留意することとする。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 「農林中央金庫代理業の業務の内容及び方法として主務省令で定めるものを記載した書類」(準用銀行法第 52 条の 37 第 2 項第 2 号)</p> <p>① (略)</p> <p>② 「農林中央金庫代理業の業務の内容及び方法として主務省令で定めるものを記載した書類」の記載事項のうち、「農林中央金庫代理業の実施体制」(農中法施行規則第 119 条第 1 項第 3 号)は、農中法施行規則第 119 条第 2 項各号に掲げる体制を含むものであるが、それら実施体制の状況を把握するために必要な場合には、<u>農中法施行規則第 120 条第 13 号</u>の付近見取図及び間取図を参考にするほか、適宜、当該実施体制に関する体制図及び組織図等の提出を求めることとする。</p>

系統金融機関向けの総合的な監督指針 新旧対照表

改正案	現 行
<p>(3) 「履歴書」(農中法施行規則第120条第1項第1号イ)又は「役員の履歴書」(同項第2号イ) ①・② (略)</p>	<p>(3) 「履歴書」(農中法施行規則第120条第1号)又は「役員の履歴書」(同条第2号) ①・② (略)</p>
<p>(4) 「住民票の抄本」(農中法施行規則第120条第1項第1号イ及び第2号イ) 「住民票の抄本」は、次の項目が記載されているものを提出させるものとする。 ①～④ (略)</p>	<p>(4) 「住民票の抄本」(農中法施行規則第120条第1号及び第2号) 「住民票の抄本」は、次の項目が記載されているものを提出させるものとする。 ①～④ (略)</p>
<p>(5) 「これに代わる書面」(農中法施行規則第120条第1項第1号イ及び第2号イ) 国内に居住しない外国人が提出した本国の住民票に相当する書面の写し又はこれに準ずる書面は、農中法施行規則第120条第1項第1号イ及び第2号イの「これに代わる書面」に該当する。</p>	<p>(5) 「これに代わる書面」(農中法施行規則第120条第1号及び第2号) 国内に居住しない外国人が提出した本国の住民票に相当する書面の写し又はこれに準ずる書面は、農中法施行規則第120条第1号及び第2号の「これに代わる書面」に該当する。</p>
<p>(6) 「第123条第4号に該当しないことを誓約する書面」(農中法施行規則第120条第1項第1号イ) (略)</p>	<p>(6) 「第123条第4号に該当しないことを誓約する書面」(農中法施行規則第120条第1号) (略)</p>
<p>(7) 「第123条第5号に該当しないことを誓約する書面」(農中法施行規則第120条第1項第2号イ) 「第123条第5号に該当しないことを誓約する書面」には、<u>同号イからニ</u>までのいずれにも該当しないことを誓約する旨の</p>	<p>(7) 「第123条第5号に該当しないことを誓約する書面」(農中法施行規則第120条第2号) 「第123条第5号に該当しないことを誓約する書面」には、<u>同号イからハ</u>までのいずれにも該当しないことを誓約する旨の</p>

系統金融機関向けの総合的な監督指針 新旧対照表

改正案	現 行
<p>ほか、「当該誓約が虚偽の誓約であることが判明した場合には、準用銀行法第 52 条の 56 第 1 項第 2 号に掲げる事由に該当することを認識している」旨が記載されたものを提出させるものとする。</p> <p>(8) 「役員が第 123 条第 4 号に該当しない者であることを当該役員が誓約する書面」(農中法施行規則第 120 条第 1 項第 2 号イ)</p> <p>「役員が第 123 条第 4 号に該当しない者であることを当該役員が誓約する書面」には、同号イからチまでのいずれにも該当しないことを誓約する旨のほか、「当該誓約が虚偽の誓約であることが判明した場合には、準用銀行法第 52 条の 56 第 1 項第 2 号に掲げる事由に該当することを認識している」旨が記載されたものを提出させるものとする。</p> <p>(9) <u>常務に従事している他の法人等の商号又は名称 (農中法施行規則第 120 条第 1 項第 1 号ハ及びニ、第 2 号ハ及びニ)</u> <u>常務に従事している他の法人等の商号又は名称は、例えば「(株) ○○」等と略さずに、「株式会社○○」、「○○株式会社」などの正式名称が記載されているかを確認する。</u></p> <p>(10) 「委託契約書の案」(農中法施行規則第 120 条第 1 項第 3 号及び第 4 号) ①・② (略)</p>	<p>ほか、「当該誓約が虚偽の誓約であることが判明した場合には、準用銀行法第 52 条の 56 第 1 項第 2 号に掲げる事由に該当することを認識している」旨が記載されたものを提出させるものとする。</p> <p>(8) 「役員が第 123 条第 4 号イからチまでのいずれにも該当しない者であることを当該役員が誓約する書面」(農中法施行規則第 120 条第 2 号)</p> <p>「役員が第 123 条第 4 号イからチまでのいずれにも該当しない者であることを当該役員が誓約する書面」には、同号イからチまでのいずれにも該当しないことを誓約する旨のほか、「当該誓約が虚偽の誓約であることが判明した場合には、準用銀行法第 52 条の 56 第 1 項第 2 号に掲げる事由に該当することを認識している」旨が記載されたものを提出させるものとする。</p> <p>(新設)</p> <p>(9) 「委託契約書の案」(農中法施行規則第 120 条第 3 号及び第 4 号) ①・② (略)</p>

系統金融機関向けの総合的な監督指針 新旧対照表

改正案	現 行
<p>(11) 「農林中央金庫代理業に関する能力を有する者の確保の状況及び当該者の配置の状況を記載した書類」(農中法施行規則第120条第1項第5号) ①・② (略)</p>	<p>(10) 「農林中央金庫代理業に関する能力を有する者の確保の状況及び当該者の配置の状況を記載した書類」(農中法施行規則第120条第5号) ①・② (略)</p>
<p>(12) 「財産に関する調書」(農中法施行規則第120条第1項第6号) (略)</p>	<p>(11) 「財産に関する調書」(農中法施行規則第120条第6号) (略)</p>
<p>(13) 「保証を証する書面」(農中法施行規則第120条第1項第10号) (略)</p>	<p>(12) 「保証を証する書面」(農中法施行規則第120条第10号) (略)</p>
<p>(14) 「兼業業務の内容及び方法を記載した書面」(農中法施行規則第120条第1項第11号) (略)</p>	<p>(13) 「兼業業務の内容及び方法を記載した書面」(農中法施行規則第120条第11号) (略)</p>
<p>(15) 「前各号に掲げるもののほか準用銀行法第52条の38第1項に規定する審査をするため参考となるべき事項を記載した書面」(農中法施行規則第120条第1項第14号) (略)</p>	<p>(14) 「前各号に掲げるもののほか準用銀行法第52条の38第1項に規定する審査をするため参考となるべき事項を記載した書面」(農中法施行規則第120条第14号) (略)</p>
<p>V-3-2-2 許可の審査に当たっての留意点【農中】 V-3-2-2-1 財産的基礎に関する審査【農中】 準用銀行法第52条の38第1項第1号の財産的基礎の審査は、農</p>	<p>V-3-2-2 許可の審査に当たっての留意点【農中】 V-3-2-2-1 財産的基礎に関する審査【農中】 準用銀行法第52条の38第1項第1号の財産的基礎の審査は、農</p>

系統金融機関向けの総合的な監督指針 新旧対照表

改正案	現 行
<p>中法施行規則第 123 条第 2 号に掲げる事項に配慮して行う必要がある。その主な留意点は、例えば、以下の(1)及び(2)のとおりである。</p> <p>審査は、許可申請書、準用銀行法第 52 条の 37 第 2 項、農中法施行規則第 120 条第 1 項第 6 号から第 10 号まで及び第 14 号のほか、適宜、その他の書類又は資料を参考にするとともに、必要に応じて、ヒアリングや追加資料の提出など申請者の協力を得て実施することとする。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>V-3-2-2-2 業務遂行能力に関する審査【農中】</p> <p>準用銀行法第 52 条の 38 第 1 項第 2 号の「農林中央金庫代理業を的確、公正かつ効率的に遂行するために必要な能力」の審査は、農中法施行規則第 123 条第 3 号に掲げる事項に配慮して行う必要がある。</p> <p>審査は、許可申請書、準用銀行法第 52 条の 37 第 2 項、農中法施行規則第 120 条第 1 項第 1 号から第 5 号まで、第 9 号、第 12 号から第 14 号までのほか、適宜、その他の書類又は資料を参考にするとともに、必要に応じ、ヒアリングや追加資料の提出など申請者の協力を得て実施することとする。</p> <p>(1)～(7) (略)</p> <p>V-3-2-2-3 社会的信用に関する審査【農中】</p>	<p>中法施行規則第 123 条第 2 号に掲げる事項に配慮して行う必要がある。その主な留意点は、例えば、以下の(1)及び(2)のとおりである。</p> <p>審査は、許可申請書、準用銀行法第 52 条の 37 第 2 項、農中法施行規則第 120 条第 6 号から第 10 号まで及び第 14 号のほか、適宜、その他の書類又は資料を参考にするとともに、必要に応じて、ヒアリングや追加資料の提出など申請者の協力を得て実施することとする。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>V-3-2-2-2 業務遂行能力に関する審査【農中】</p> <p>準用銀行法第 52 条の 38 第 1 項第 2 号の「農林中央金庫代理業を的確、公正かつ効率的に遂行するために必要な能力」の審査は、農中法施行規則第 123 条第 3 号に掲げる事項に配慮して行う必要がある。</p> <p>審査は、許可申請書、準用銀行法第 52 条の 37 第 2 項、農中法施行規則第 120 条第 1 号から第 5 号まで、第 9 号、第 12 号から第 14 号までのほか、適宜、その他の書類又は資料を参考にするとともに、必要に応じ、ヒアリングや追加資料の提出など申請者の協力を得て実施することとする。</p> <p>(1)～(7) (略)</p> <p>V-3-2-2-3 社会的信用に関する審査【農中】</p>

系統金融機関向けの総合的な監督指針 新旧対照表

改 正 案	現 行
<p>準用銀行法第 52 条の 38 第 1 項第 2 号の「十分な社会的信用を有する者であること」の審査は、農中法施行規則第 123 条第 4 号及び第 5 号に掲げる事項に配慮して行う必要がある。</p> <p>審査は、許可申請書、農中法施行規則第 120 条第 1 項第 1 号、第 2 号及び第 14 号のほか、適宜、その他の書類又は資料を参考にするとともに、必要に応じ、ヒアリングや追加資料の提出など申請者の協力を得て実施することとする。</p> <p>V-3-2-2-4 他業の兼業に関する審査【農中】</p> <p>準用銀行法第 52 条の 38 第 1 項第 3 号の他業の兼業に関する審査は、農中法施行規則第 123 条第 6 号に掲げる事項に配慮して行う必要がある。その主な留意点は、例えば、以下の(1)から(6)のとおりである。審査は、許可申請書、準用銀行法第 52 条の 37 第 2 項並びに農中法施行規則第 120 条第 1 項第 3 号、第 4 号及び第 11 号から第 14 号までのほか、適宜、その他の書類又は資料を参考にするとともに、必要に応じ、ヒアリングや追加資料の提出など申請者の協力を得て実施することとする。</p> <p>なお、主たる兼業業務の内容と農中代理業に係る業務との関係については、農中法施行規則第 123 条第 6 号ハ、二等に規定されているところであるが、これらを整理すると別紙 6 のとおりとなる（ただし、他業の兼業に関する審査を行う場合には、必ずしも別紙 6 を機械的に適用するのではなく、個々のケースに即して、当該申請者が兼業を行うことにより農中代理業の適正かつ確実な運営に支障を及ぼすおそれがないかについて、十分に検証しなければならないことに留意する。）。</p>	<p>準用銀行法第 52 条の 38 第 1 項第 2 号の「十分な社会的信用を有する者であること」の審査は、農中法施行規則第 123 条第 4 号及び第 5 号に掲げる事項に配慮して行う必要がある。</p> <p>審査は、許可申請書、農中法施行規則第 120 条第 1 号、第 2 号及び第 14 号のほか、適宜、その他の書類又は資料を参考にするとともに、必要に応じ、ヒアリングや追加資料の提出など申請者の協力を得て実施することとする。</p> <p>V-3-2-2-4 他業の兼業に関する審査【農中】</p> <p>準用銀行法第 52 条の 38 第 1 項第 3 号の他業の兼業に関する審査は、農中法施行規則第 123 条第 6 号に掲げる事項に配慮して行う必要がある。その主な留意点は、例えば、以下の(1)から(6)のとおりである。審査は、許可申請書、準用銀行法第 52 条の 37 第 2 項並びに農中法施行規則第 120 条第 3 号、第 4 号及び第 11 号から第 14 号までのほか、適宜、その他の書類又は資料を参考にするとともに、必要に応じ、ヒアリングや追加資料の提出など申請者の協力を得て実施することとする。</p> <p>なお、主たる兼業業務の内容と農中代理業に係る業務との関係については、農中法施行規則第 123 条第 6 号ハ、二等に規定されているところであるが、これらを整理すると別紙 6 のとおりとなる（ただし、他業の兼業に関する審査を行う場合には、必ずしも別紙 6 を機械的に適用するのではなく、個々のケースに即して、当該申請者が兼業を行うことにより農中代理業の適正かつ確実な運営に支障を及ぼすおそれがないかについて、十分に検証しなければならないことに留意する。）。</p>

系統金融機関向けの総合的な監督指針 新旧対照表

改 正 案	現 行
<p>(1)～(6) (略)</p> <p>V-3-3 届出の受理に係る留意事項【農中】</p> <p>(1) 一般に、準用銀行法第 52 条の 39、第 52 条の 52、第 53 条第 4 項、農中法施行規則第 125 条、第 143 条、第 147 条等法令に基づく届出を受理した場合には、届出の内容を十分精査し、当該届出が法令に違反することとならないか、業務運営の適切性、健全性に問題が生じることとならないか等について確認する必要がある。確認の結果、問題があると認められるときは、準用銀行法第 52 条の 53 に基づく報告徴求や準用銀行法第 52 条の 55 に基づく業務改善命令等の措置を適切に講じることとする。</p> <p>(2) 準用銀行法第 52 条の 39 及び農中法施行規則第 125 条に規定する変更の届出を受理した場合で、「他に営む業務の種類の変更」につき届出があったときは、上記 V-3-3 (1) のほか、変更後の業務が日本標準産業分類に掲げる中分類（大分類 J - 金融業，保険業に属する場合にあっては細分類）における分類上変更前の業務と別分類となるかを確認するとともに、別分類となる場合には、準用銀行法第 52 条の 42 第 1 項の承認を受ける必要があることに留意する。</p> <p>(参考) 様式・参考資料編 様式 7-4、7-9～7-12</p> <p>【様式・参考資料編 1】 特定信用事業代理業の許可</p>	<p>(1)～(6) (略)</p> <p>V-3-3 届出の受理に係る留意事項【農中】</p> <p>(1) 一般に、準用銀行法第 52 条の 39、第 52 条の 52、第 53 条第 4 項、農中法施行規則第 125 条、第 143 条、第 147 条等法令に基づく届出を受理した場合には、届出の内容を十分精査し、当該届出が法令に違反することとならないか、業務運営の適切性、健全性に問題が生じることとならないか等について確認する必要がある。確認の結果、問題があると認められるときは、準用銀行法第 52 条の 53 に基づく報告徴求や準用銀行法第 52 条の 55 に基づく業務改善命令等の措置を適切に講じることとする。</p> <p>(2) 準用銀行法第 52 条の 39 及び農中法施行規則第 125 条に規定する変更の届出を受理した場合で、「他に営む業務の種類の変更」につき届出があったときは、上記 V-3-3 (1) のほか、変更後の業務が日本標準産業分類に掲げる中分類（大分類 J - 金融業，保険業に属する場合にあっては細分類）における分類上変更前の業務と別分類となるかを確認するとともに、別分類となる場合には、準用銀行法第 52 条の 42 第 1 項の承認を受ける必要があることに留意する。</p> <p>(参考) 様式・参考資料編 様式 7-4</p> <p>【様式・参考資料編 1】 特定信用事業代理業の許可</p>

系統金融機関向けの総合的な監督指針 新旧対照表

改正案	現 行
<p>別紙様式 6-1</p> <p style="text-align: right;">(第1面)</p> <p style="text-align: right;">年 月 日</p> <p>財務(支)局長 殿 農林水産大臣 殿</p> <p style="text-align: center;">主たる営業所等の所在地 商号又は名称 氏名 (法人にあっては、代表者の氏名)</p> <p style="text-align: center;">特定信用事業代理業に係る許可申請書</p> <p>農業協同組合法第9条の4において読み替えて準用する銀行法(以下「準用銀行法」という。)第5条の3第1項の規定により許可を申請します。この申請書及び添付書類の記載事項は、事実と相違ありません。</p> <p>(注) 添付書類</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 農業協同組合及び農業協同組合連合会の信用事業に関する命令第57条の3第1項第3号に掲げる事項を記載した書面 2 定款及び登記事項証明書(申請者が法人であるときに提出) 3 履歴書(申請者が個人であるときに提出) 4 住民票の抄本(申請者が外国人であり、かつ、国内に居住している場合には、在留カードの写し、特別永住者証明書の写し又は住民票の抄本。以下別紙様式6-1において同じ。)又はこれに代わる書面(申請者が個人であるときに提出) 5 信用事業命令第57条の7第4号に該当しないことを誓約する書面(申請者が個人であるときに提出) 6 <u>申請者が他の法人の常務に従事する場合には、当該他の法人の商号又は名称、主たる営業所又は事務所の所在地及び業務の種類を記載した書面(申請者が個人であるときに提出)</u> 7 <u>申請者がその総株主等の議決権の百分の五十を超える議決権を保有する法人等及び当該法人等の子法人等の商号又は名称、主たる営業所又は事務所の所在地、代表者の氏名又は商号若しくは名称及び業務の種類を記載した書面(申請者が個人であるときに提出)</u> 8 役員(役員が法人であるときは、その職務を行うべき者を含む。)の履歴書(申請者が法人であるときに提出) 	<p>別紙様式 6-1</p> <p style="text-align: right;">(第1面)</p> <p style="text-align: right;">年 月 日</p> <p>財務(支)局長 殿 農林水産大臣 殿</p> <p style="text-align: center;">主たる営業所等の所在地 商号又は名称 氏名 (法人にあっては、代表者の氏名)</p> <p style="text-align: center;">特定信用事業代理業に係る許可申請書</p> <p>農業協同組合法第9条の4において読み替えて準用する銀行法(以下「準用銀行法」という。)第5条の3第1項の規定により許可を申請します。この申請書及び添付書類の記載事項は、事実と相違ありません。</p> <p>(注) 添付書類</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 農業協同組合及び農業協同組合連合会の信用事業に関する命令第57条の3第1項第3号に掲げる事項を記載した書面 2 定款及び登記事項証明書(申請者が法人であるときに提出) 3 履歴書(申請者が個人であるときに提出) 4 住民票の抄本(申請者が外国人であり、かつ、国内に居住している場合には、在留カードの写し、特別永住者証明書の写し又は住民票の抄本。以下別紙様式6-1において同じ。)又はこれに代わる書面(申請者が個人であるときに提出) 5 信用事業命令第57条の7第4号に該当しないことを誓約する書面(申請者が個人であるときに提出) <p style="text-align: center;">(新設)</p> <p style="text-align: center;">(新設)</p> <ol style="list-style-type: none"> 6 役員(役員が法人であるときは、その職務を行うべき者を含む。)の履歴書(申請者が法人であるときに提出)

系統金融機関向けの総合的な監督指針 新旧対照表

改正案	現 行
<p>9 役員（国内の営業所又は事務所に駐在する役員に限る。）の住民票の抄本（役員が法人であるときは、当該役員の登記事項証明書を含む。）又はこれに代わる書面（申請者が法人であるときに提出）</p>	<p>7 役員（国内の営業所又は事務所に駐在する役員に限る。）の住民票の抄本（役員が法人であるときは、当該役員の登記事項証明書を含む。）又はこれに代わる書面（申請者が法人であるときに提出）</p>
<p>10 信用事業命令第 57 条の 7 第 5 号に該当しないことを誓約する書面（申請者が法人であるときに提出）</p>	<p>8 信用事業命令第 57 条の 7 第 5 号に該当しないことを誓約する書面</p>
<p>11 役員が信用事業命令第 57 条の 7 第 4 号に該当しないものであることを当該役員が誓約する書面（申請者が法人であるときに提出）</p>	<p>9 役員が信用事業命令第 57 条の 7 第 4 号イからチまでのいずれにも該当しないものであることを当該役員が誓約する書面 (新設)</p>
<p>12 役員が他の法人の常務に従事し、又は事業を営む場合には、当該役員の氏名又は商号若しくは名称、当該他の法人又は事務所の商号又は名称、主たる営業所又は事務所の所在地及び業務の種類を記載した書面（申請者が法人であるときに提出）</p>	<p>(新設)</p>
<p>13 当該法人の子法人等、当該法人の親法人等又は当該法人の親法人等の子法人等の商号又は名称、主たる営業所又は事務所の所在地、代表者の氏名又は商号若しくは名称及び業務の種類を記載した書面（申請者が法人であるときに提出）</p>	<p>10 所属組合の委託を受けて特定信用事業代理業を行うときは、当該所属組合との間の特定信用事業代理業に係る委託契約書の案</p>
<p>14 所属組合の委託を受けて特定信用事業代理業を行うときは、当該所属組合との間の特定信用事業代理業に係る委託契約書の案</p>	<p>11 特定信用事業代理業に関する能力を有する者の確保の状況及び当該者の配置の状況を記載した書面（特定信用事業代理業に関する能力を有する者であることを証する書面を含む。）</p>
<p>15 特定信用事業代理業に関する能力を有する者の確保の状況及び当該者の配置の状況を記載した書面（特定信用事業代理業に関する能力を有する者であることを証する書面を含む。）</p>	<p>12 許可の申請の日を含む事業年度の前事業年度に係る信用事業命令別紙様式第 1 号により作成された財産に関する調書（申請者が個人であるときに提出）</p>
<p>16 許可の申請の日を含む事業年度の前事業年度に係る信用事業命令別紙様式第 1 号により作成された財産に関する調書（申請者が個人であるときに提出）</p>	<p>13 許可の申請の日を含む事業年度の前事業年度に係る貸借対照表又はこれに代わる書面（許可の申請の日を含む事業年度に設立された法人にあつては、当該法人の設立の時に作成する貸借対照表又はこれに代わる書面）（申請者が法人であるときに提出）</p>
<p>17 許可の申請の日を含む事業年度の前事業年度に係る貸借対照表又はこれに代わる書面（許可の申請の日を含む事業年度に設立された法人にあつては、当該法人の設立の時に作成する貸借対照表又はこれに代わる書面）（申請者が法人であるときに提出）</p>	<p>14 会計監査人設置会社である場合には、許可の申請の日を含む事業年度の前事業年度の会社法第 396 条第 1 項に規定する会計監査報告の内容を記載した書面</p>
<p>18 会計監査人設置会社である場合には、許可の申請の日を含む事業年度の前事業年度の会社法第 396 条第 1 項に規定する会計監査報告の内容を記載した書面</p>	<p>15 特定信用事業代理業開始後三事業年度における収支及び財産の状況の見込みを記載した書面</p>
<p>19 特定信用事業代理業開始後三事業年度における収支及び財産の状況の見込みを記載した書面</p>	<p>16 所属組合が保証人の保証を徴するときは、当該保証を証する書面及び当該保証人に係る信用事業命令第 57 条の 4 第 6 号及び第 7 号に規定する書面</p>
<p>20 所属組合が保証人の保証を徴するときは、当該保証を証する書面及び当該保証人に係る信用事業命令第 57 条の 4 第 6 号及び第 7 号に規定する書面</p>	<p>17 内部管理に関する業務を行う組織の概要、法令を遵守するための管理の体制及び特定信用事業代理業に関する組織図を記載した書面</p>
<p>21 内部管理に関する業務を行う組織の概要、法令を遵守するための管理の体制及び特定信用事業代理業に関する組織図を記載した書面</p>	<p>18 他に業務を行うときは、兼業業務の内容及び方法を記載した書面</p>
<p>22 他に業務を行うときは、兼業業務の内容及び方法を記載した書面</p>	<p>19 特定信用事業代理業の運営に関する内部規則等</p>
<p>23 特定信用事業代理業の運営に関する内部規則等</p>	<p>20 特定信用事業代理業を行う営業所又は事務所の付近見取図及び間取図（防犯カメラの設置状況、警備状況を含む。）並びに当該営業所又は当該事務所で行う特定</p>
<p>24 特定信用事業代理業を行う営業所又は事務所の付近見取図及び間取図（防犯カメラの設置状況、警備状況を含む。）並びに当該営業所又は当該事務所で行う特定</p>	

系統金融機関向けの総合的な監督指針 新旧対照表

改正案	現 行																																																						
<p>信用事業代理業の業務運営を指揮する所属組合の事業所の名称を記載した書面</p> <p><u>25</u> 特定信用事業代理業に係る業務が定款の事業目的に定められていない場合にあつては、当該業務のその事業目的への追加に係る株主総会の議事録又は株主総会に準ずる機関において必要な手続があつたことを証する書面</p> <p><u>26</u> その他準用銀行法第 52 条の 38 第 1 項に規定する審査をするため参考となるべき事項を記載した書面</p> <p><u>27</u> 登録免許税納付書</p> <p style="text-align: right;">(第 2 面)</p>	<p>信用事業代理業の業務運営を指揮する所属組合の事業所の名称を記載した書面</p> <p><u>21</u> 特定信用事業代理業に係る業務が定款の事業目的に定められていない場合にあつては、当該業務のその事業目的への追加に係る株主総会の議事録又は株主総会に準ずる機関において必要な手続があつたことを証する書面</p> <p><u>22</u> その他準用銀行法第 52 条の 38 第 1 項に規定する審査をするため参考となるべき事項を記載した書面</p> <p><u>23</u> 登録免許税納付書</p> <p style="text-align: right;">(第 2 面)</p>																																																						
<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 5%;">1.</td> <td style="width: 75%;">商号、名称又は氏名</td> <td style="width: 20%;"></td> </tr> <tr> <td>2.</td> <td>役員 の 氏 名</td> <td>別添 1 (第 3 面) のとおり</td> </tr> <tr> <td>3.</td> <td>特定信用事業代理業を営む営業所又は事務所の名称及び所在地</td> <td>別添 2 (第 4 面) のとおり</td> </tr> <tr> <td>4.</td> <td>所 属 組 合 の 名 称</td> <td></td> </tr> <tr> <td>5.</td> <td>他に営む業務の種類</td> <td>別添 3 (第 5 面) のとおり</td> </tr> <tr> <td colspan="3" style="text-align: center;">(削る)</td> </tr> <tr> <td colspan="3" style="text-align: center;">(削る)</td> </tr> <tr> <td colspan="3" style="text-align: center;">(削る)</td> </tr> <tr> <td colspan="3" style="text-align: center;">(削る)</td> </tr> </table> <p>(記載上の注意)</p> <p>1 「1. 商号、名称又は氏名」、「2. 役員 の 氏 名」</p> <p>(1) 「1. 商号、名称又は氏名」に法人は商号又は名称を記載し、個人は氏名を記載すること</p> <p>(2) 「1. 商号、名称又は氏名」に個人は商号登記をしているときはその商号を、商号登記をしていないときは屋号等の名称を記載すること</p> <p>(3) 外国人においては、住民票等に記載された通称があるときは、氏名に () 書きで併せて記載すること</p> <p>2 「4. 所属組合の名称」には、特定信用事業代理業者が行う農業協同組合法第 92 条</p>	1.	商号、名称又は氏名		2.	役員 の 氏 名	別添 1 (第 3 面) のとおり	3.	特定信用事業代理業を営む営業所又は事務所の名称及び所在地	別添 2 (第 4 面) のとおり	4.	所 属 組 合 の 名 称		5.	他に営む業務の種類	別添 3 (第 5 面) のとおり	(削る)			(削る)			(削る)			(削る)			<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 5%;">1.</td> <td style="width: 75%;">商号、名称又は氏名</td> <td style="width: 20%;"></td> </tr> <tr> <td>2.</td> <td>役員 の 氏 名</td> <td>別添 1 (第 3 面) のとおり</td> </tr> <tr> <td>3.</td> <td>特定信用事業代理業を営む営業所又は事務所の名称及び所在地</td> <td>別添 2 (第 4 面) のとおり</td> </tr> <tr> <td>4.</td> <td>所 属 組 合 の 名 称</td> <td></td> </tr> <tr> <td>5.</td> <td>他に営む業務の種類</td> <td>別添 3 (第 5 面) のとおり</td> </tr> <tr> <td>6.</td> <td>個人の許可申請者の兼職状況</td> <td>別添 4 (第 6 面) のとおり</td> </tr> <tr> <td>7.</td> <td>個人の許可申請者における総株主等の議決権の百分の五十を超える議決権を保有する法人等の状況</td> <td>別添 5 (第 7 面) のとおり</td> </tr> <tr> <td>8.</td> <td>法人の許可申請者の役員 の 兼 職 又 は 兼 業 状 況</td> <td>別添 6 (第 8 面) のとおり</td> </tr> <tr> <td>9.</td> <td>法人の許可申請者における子法人等の状況</td> <td>別添 7 (第 9 面) のとおり</td> </tr> </table> <p>(記載上の注意)</p> <p>1 「1. 商号、名称又は氏名」、「2. 役員 の 氏 名」</p> <p>(1) 「1. 商号、名称又は氏名」に法人は商号又は名称を記載し、個人は氏名を記載すること</p> <p>(2) 「1. 商号、名称又は氏名」に個人は商号登記をしているときはその商号を、商号登記をしていないときは屋号等の名称を記載すること</p> <p>(3) 外国人においては、住民票等に記載された通称があるときは、氏名に () 書きで合わせて記載すること</p> <p>2 「4. 所属組合の名称」には、特定信用事業代理業者が行う農業協同組合法第 92 条</p>	1.	商号、名称又は氏名		2.	役員 の 氏 名	別添 1 (第 3 面) のとおり	3.	特定信用事業代理業を営む営業所又は事務所の名称及び所在地	別添 2 (第 4 面) のとおり	4.	所 属 組 合 の 名 称		5.	他に営む業務の種類	別添 3 (第 5 面) のとおり	6.	個人の許可申請者の兼職状況	別添 4 (第 6 面) のとおり	7.	個人の許可申請者における総株主等の議決権の百分の五十を超える議決権を保有する法人等の状況	別添 5 (第 7 面) のとおり	8.	法人の許可申請者の役員 の 兼 職 又 は 兼 業 状 況	別添 6 (第 8 面) のとおり	9.	法人の許可申請者における子法人等の状況	別添 7 (第 9 面) のとおり
1.	商号、名称又は氏名																																																						
2.	役員 の 氏 名	別添 1 (第 3 面) のとおり																																																					
3.	特定信用事業代理業を営む営業所又は事務所の名称及び所在地	別添 2 (第 4 面) のとおり																																																					
4.	所 属 組 合 の 名 称																																																						
5.	他に営む業務の種類	別添 3 (第 5 面) のとおり																																																					
(削る)																																																							
(削る)																																																							
(削る)																																																							
(削る)																																																							
1.	商号、名称又は氏名																																																						
2.	役員 の 氏 名	別添 1 (第 3 面) のとおり																																																					
3.	特定信用事業代理業を営む営業所又は事務所の名称及び所在地	別添 2 (第 4 面) のとおり																																																					
4.	所 属 組 合 の 名 称																																																						
5.	他に営む業務の種類	別添 3 (第 5 面) のとおり																																																					
6.	個人の許可申請者の兼職状況	別添 4 (第 6 面) のとおり																																																					
7.	個人の許可申請者における総株主等の議決権の百分の五十を超える議決権を保有する法人等の状況	別添 5 (第 7 面) のとおり																																																					
8.	法人の許可申請者の役員 の 兼 職 又 は 兼 業 状 況	別添 6 (第 8 面) のとおり																																																					
9.	法人の許可申請者における子法人等の状況	別添 7 (第 9 面) のとおり																																																					

系統金融機関向けの総合的な監督指針 新旧対照表

改正案	現 行						
<p>の2第2項各号に掲げる行為により、同項各号に規定する契約において同項各号の資金の貸付け、貯金若しくは定期積金の受入れ、手形の割引又は為替行為を行う組合名を記載することとし、委託契約書案（又は委託契約書）と一致させること</p> <p>また、所属組合が二以上あるときは、それぞれの委託契約書案（又は委託契約書）と一致させること</p> <p>3 上記の各項目に変更があったときは、信用事業命令第57条の9別表第1の届出事項に従い、変更届出書、本様式により作成した変更後の各項目を記載した書面及び同表に規定する添付書類（正・副各1部）を提出すること</p> <p>（第3面）～（第5面） （略）</p> <p>（削る）</p>	<p>の2第2項各号に掲げる行為により、同項各号に規定する契約において同項各号の資金の貸付け、貯金若しくは定期積金の受入れ、手形の割引又は為替行為を行う組合名を記載することとし、委託契約書案（又は委託契約書）と一致させること</p> <p>また、所属組合が二以上あるときは、それぞれの委託契約書案（又は委託契約書）と一致させること</p> <p>3 上記の各項目に変更があったときは、信用事業命令第57条の9別表第1の届出事項に従い、変更届出書、本様式により作成した変更後の各項目を記載した書面及び同表に規定する添付書類（正・副各1部）を提出すること</p> <p>（第3面）～（第5面） （略）</p> <p style="text-align: right;"><u>（第6面）</u></p> <p>（別添4：個人の許可申請者の兼職状況）</p> <p style="text-align: center;">商号、名称又は氏名</p> <p style="text-align: center;">（ 年 月 日現在）</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin-top: 10px;"> <thead> <tr> <th style="width: 33%;">常務に従事している他の法人の商号又は名称</th> <th style="width: 33%;">主たる営業所又は事務所の所在地</th> <th style="width: 33%;">業務の種類</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="height: 40px;"></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>（注意事項）</p> <p>「業務の種類」は、常務に従事している他の法人の業務の種類であり、現に営む事業が属する「統計調査に用いる産業分類並びに疾病、傷害及び死因分類を定める政令の規定に基づき、産業に関する分類の名称及び分類表を定める等の件」に定める日本標準産業分類表に掲げる中分類（大分類J—金融業，保険業に属する場合にあっては細分類）により記載すること</p> <p style="text-align: right;"><u>（第7面）</u></p> <p>（別添5：個人の許可申請者における総株主等の議決権の百分の五十を超える議決権を保有する法人等の状況）</p>	常務に従事している他の法人の商号又は名称	主たる営業所又は事務所の所在地	業務の種類			
常務に従事している他の法人の商号又は名称	主たる営業所又は事務所の所在地	業務の種類					
<p>（削る）</p>	<p>（削る）</p>						

系統金融機関向けの総合的な監督指針 新旧対照表

改正案	現 行								
(削る)	商号、名称又は氏名 (年 月 日現在)								
	<table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width:25%;">法人等の商号 又は名称</th> <th style="width:25%;">主たる営業所又は 事務所の所在地</th> <th style="width:25%;">代表者の氏名</th> <th style="width:25%;">業務の種類</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="height: 30px;"></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	法人等の商号 又は名称	主たる営業所又は 事務所の所在地	代表者の氏名	業務の種類				
	法人等の商号 又は名称	主たる営業所又は 事務所の所在地	代表者の氏名	業務の種類					
	<p>(注意事項)</p> <p>1 「法人等の商号又は名称」は、信用事業命令第57条の2第1号ロに規定する次の基準に従い記載すること</p> <p style="padding-left: 20px;">当該個人に係る次に掲げる法人等の商号又は名称、主たる営業所又は事務所の所在地、代表者の氏名又は名称並びに業務の種類</p> <p style="padding-left: 40px;">(1) 当該個人がその総株主等の議決権の百分の五十を超える議決権を保有する法人等</p> <p style="padding-left: 40px;">(2) (1)に掲げる法人等の子法人等</p> <p>2 「業務の種類」は、現に営む事業が属する「統計調査に用いる産業分類並びに疾病、傷害及び死因分類を定める政令の規定に基づき、産業に関する分類の名称及び分類表を定める等の件」に定める日本標準産業分類表に掲げる中分類（大分類J—金融業、保険業に属する場合にあっては細分類）により記載すること</p>								
	(第8面)								
	(別添6：法人の許可申請者の役員の兼職又は兼業状況)								
	商号、名称又は氏名 (年 月 日現在)								
	<table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width:15%;">(ふりがな) 役員の氏名</th> <th style="width:35%;">常務に従事し、又は事業を行う他の法人又は事業所の 商号若しくは名称</th> <th style="width:35%;">主たる営業所又は 事務所の所在地</th> <th style="width:15%;">業務の種類</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="height: 30px;"></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	(ふりがな) 役員の氏名	常務に従事し、又は事業を行う他の法人又は事業所の 商号若しくは名称	主たる営業所又は 事務所の所在地	業務の種類				
	(ふりがな) 役員の氏名	常務に従事し、又は事業を行う他の法人又は事業所の 商号若しくは名称	主たる営業所又は 事務所の所在地	業務の種類					
<p>(注意事項)</p> <p>「業務の種類」は、常務に従事している他の法人又は事業所の業務の種類であり、現に営む事業が属する「統計調査に用いる産業分類並びに疾病、傷害及び死因分類を定める政令の規定に基づき、産業に関する分類の名称及び分類表を定める等の件」に定める日本標準</p>									

系統金融機関向けの総合的な監督指針 新旧対照表

改正案	現 行								
<p>(削る)</p> <p style="text-align: right;">(第 1 面)</p> <p style="text-align: right;">年 月 日</p> <p>財務(支)局長 殿 農林水産大臣 殿</p>	<p>準産業分類表に掲げる中分類（大分類 J－金融業，保険業に属する場合にあっては細分類）により記載すること</p> <p style="text-align: right;">(第 9 面)</p> <p>(別添 7：法人の許可申請者における子法人等の状況)</p> <p style="text-align: center;">商号、名称又は氏名 (年 月 日現在)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin-bottom: 10px;"> <thead> <tr> <th style="width: 25%;">子法人等の商号 又は名称</th> <th style="width: 25%;">主たる営業所又は 事務所の所在地</th> <th style="width: 25%;">代表者の氏名</th> <th style="width: 25%;">業務の種類</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="height: 30px;"></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>(注意事項)</p> <p>1 「子法人等の商号又は名称」は、信用事業令第 57 条の 2 第 2 号ロに規定する次の基準に従い記載すること 当該法人に係る次に掲げる法人等の商号又は名称、主たる営業所又は事務所の所在地、代表者の氏名又は名称並びに業務の種類 (1) 当該法人の子法人等 (2) 当該法人の親法人等（信用事業令第 10 条第 2 項に規定する親法人等をいう。） (3) 当該法人の親法人等の子法人等（(1)に掲げる者を除く。）</p> <p>2 「業務の種類」は、現に営む事業が属する「統計調査に用いる産業分類並びに疾病、傷害及び死因分類を定める政令の規定に基づき、産業に関する分類の名称及び分類表を定める等の件」に定める日本標準産業分類表に掲げる中分類（大分類 J－金融業，保険業に属する場合にあっては細分類）により記載すること</p> <p>特定信用事業代理業の再受託の許可 別紙様式 6－2</p> <p style="text-align: right;">(第 1 面)</p> <p style="text-align: right;">年 月 日</p> <p>財務(支)局長 殿 農林水産大臣 殿</p>	子法人等の商号 又は名称	主たる営業所又は 事務所の所在地	代表者の氏名	業務の種類				
子法人等の商号 又は名称	主たる営業所又は 事務所の所在地	代表者の氏名	業務の種類						

系統金融機関向けの総合的な監督指針 新旧対照表

改正案	現 行
<p>主たる営業所等の所在地 商号又は名称 氏名 (法人にあっては、代表者の氏名)</p> <p>特定信用事業代理業に係る再受託許可申請書</p> <p>農業協同組合法第92条の4において読み替えて準用する銀行法第52条の37第1項の規定により特定信用事業代理業の再受託に関する許可を申請します。この申請書及び添付書類の記載事項は、事実と相違ありません。</p> <p>(注) 添付書類</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 農業協同組合及び農業協同組合連合会の信用事業に関する命令（以下「信用事業命令」という。）第57条の3第1項第3号に掲げる事項を記載した書面 2 定款及び登記事項証明書（申請者が法人であるときに提出） 3 履歴書（申請者が個人であるときに提出） 4 住民票の抄本（申請者が外国人であり、かつ、国内に居住している場合には、在留カードの写し、特別永住者証明書の写し又は住民票の抄本。以下別紙様式6-2において同じ。）又はこれに代わる書面（申請者が個人であるときに提出） 5 信用事業命令第57条の7第4号に該当しないことを誓約する書面（申請者が個人であるときに提出） 6 <u>申請者が他の法人の常務に従事する場合には、当該他の法人の商号又は名称、主たる営業所又は事務所の所在地及び業務の種類を記載した書面（申請者が個人であるときに提出）</u> 7 <u>申請者がその総株主等の議決権の百分の五十を超える議決権を保有する法人等及び当該法人等の子法人等の商号又は名称、主たる営業所又は事務所の所在地、代表者の氏名又は商号若しくは名称及び業務の種類を記載した書面（申請者が個人であるときに提出）</u> 8 役員（役員が法人であるときは、その職務を行うべき者を含む。）の履歴書（申請者が法人であるときに提出） 9 役員（国内の営業所又は事務所に駐在する役員に限る。）の住民票の抄本（役員が法人であるときは、当該役員の登記事項証明書を含む。）又はこれに代わる書面（申請者が法人であるときに提出） 10 <u>信用事業命令第57条の7第5号に該当しないことを誓約する書面（申請者が法人であるときに提出）</u> 11 <u>役員が信用事業命令第57条の7第4号に該当しないものであることを当該役員が誓約する書面（申請者が法人であるときに提出）</u> 	<p>主たる営業所等の所在地 商号又は名称 氏名 (法人にあっては、代表者の氏名)</p> <p>特定信用事業代理業に係る再受託許可申請書</p> <p>農業協同組合法第92条の4において読み替えて準用する銀行法第52条の37第1項の規定により特定信用事業代理業の再受託に関する許可を申請します。この申請書及び添付書類の記載事項は、事実と相違ありません。</p> <p>(注) 添付書類</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 農業協同組合及び農業協同組合連合会の信用事業に関する命令（以下「信用事業命令」という。）第57条の3第1項第3号に掲げる事項を記載した書面 2 定款及び登記事項証明書（申請者が法人であるときに提出） 3 履歴書（申請者が個人であるときに提出） 4 住民票の抄本（申請者が外国人であり、かつ、国内に居住している場合には、在留カードの写し、特別永住者証明書の写し又は住民票の抄本。以下別紙様式6-2において同じ。）又はこれに代わる書面（申請者が個人であるときに提出） 5 信用事業命令第57条の7第4号に該当しないことを誓約する書面（申請者が個人であるときに提出） <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <ol style="list-style-type: none"> 6 役員（役員が法人であるときは、その職務を行うべき者を含む。）の履歴書（申請者が法人であるときに提出） 7 役員（国内の営業所又は事務所に駐在する役員に限る。）の住民票の抄本（役員が法人であるときは、当該役員の登記事項証明書を含む。）又はこれに代わる書面（申請者が法人であるときに提出） 8 <u>信用事業命令第57条の7第5号に該当しないことを誓約する書面</u> 9 <u>役員が信用事業命令第57条の7第4号イからチまでのいずれにも該当しないものであることを当該役員が誓約する書面</u>

系統金融機関向けの総合的な監督指針 新旧対照表

改正案	現 行
<p>12 役員が他の法人の常務に従事し、又は事業を営む場合には、当該役員の氏名又は商号若しくは名称、当該他の法人又は事務所の商号又は名称、主たる営業所又は事務所の所在地及び業務の種類を記載した書面（申請者が法人であるときに提出）</p>	<p>(新設)</p>
<p>13 当該法人の子法人等、当該法人の親法人等又は当該法人の親法人等の子法人等の商号又は名称、主たる営業所又は事務所の所在地、代表者の氏名又は商号若しくは名称及び業務の種類を記載した書面（申請者が法人であるときに提出）</p>	<p>(新設)</p>
<p>14 特定信用事業代理業再委託者の再委託を受けて特定信用事業代理業を行うときは、当該特定信用事業代理業再委託者との間の特定信用事業代理業に係る業務の委託契約書の案及び当該特定信用事業代理業再委託者が当該再委託について所属組合の許諾を得たことを当該所属組合が誓約する書面</p>	<p>10 特定信用事業代理業再委託者の再委託を受けて特定信用事業代理業を行うときは、当該特定信用事業代理業再委託者との間の特定信用事業代理業に係る業務の委託契約書の案及び当該特定信用事業代理業再委託者が当該再委託について所属組合の許諾を得たことを当該所属組合が誓約する書面</p>
<p>15 特定信用事業代理業に関する能力を有する者の確保の状況及び当該者の配置の状況を記載した書面（特定信用事業代理業に関する能力を有する者であることを証する書面を含む。）</p>	<p>11 特定信用事業代理業に関する能力を有する者の確保の状況及び当該者の配置の状況を記載した書面（特定信用事業代理業に関する能力を有する者であることを証する書面を含む。）</p>
<p>16 許可の申請の日を含む事業年度の前事業年度に係る信用事業命令別紙様式第1号により作成された財産に関する調書（申請者が個人であるときに提出）</p>	<p>12 許可の申請の日を含む事業年度の前事業年度に係る信用事業命令別紙様式第1号により作成された財産に関する調書（申請者が個人であるときに提出）</p>
<p>17 許可の申請の日を含む事業年度の前事業年度に係る貸借対照表又はこれに代わる書面（許可の申請の日を含む事業年度に設立された法人にあっては、当該法人の設立の時に作成する貸借対照表又はこれに代わる書面）（申請者が法人であるときに提出）</p>	<p>13 許可の申請の日を含む事業年度の前事業年度に係る貸借対照表又はこれに代わる書面（許可の申請の日を含む事業年度に設立された法人にあっては、当該法人の設立の時に作成する貸借対照表又はこれに代わる書面）（申請者が法人であるときに提出）</p>
<p>18 会計監査人設置会社である場合には、許可の申請の日を含む事業年度の前事業年度の会社法第396条第1項に規定する会計監査報告の内容を記載した書面</p>	<p>14 会計監査人設置会社である場合には、許可の申請の日を含む事業年度の前事業年度の会社法第396条第1項に規定する会計監査報告の内容を記載した書面</p>
<p>19 特定信用事業代理業開始後三事業年度における収支及び財産の状況の見込みを記載した書面</p>	<p>15 特定信用事業代理業開始後三事業年度における収支及び財産の状況の見込みを記載した書面</p>
<p>20 所属組合又は特定信用事業代理業再委託者が保証人の保証を徴するときは、当該保証を証する書面及び当該保証人に係る信用事業命令第57条の4第1項第6号及び第7号に規定する書面</p>	<p>16 所属組合又は特定信用事業代理業再委託者が保証人の保証を徴するときは、当該保証を証する書面及び当該保証人に係る信用事業命令第57条の4第6号及び第7号に規定する書面</p>
<p>21 内部管理に関する業務を行う組織の概要、法令を遵守するための管理の体制及び特定信用事業代理業に関する組織図を記載した書面</p>	<p>17 内部管理に関する業務を行う組織の概要、法令を遵守するための管理の体制及び特定信用事業代理業に関する組織図を記載した書面</p>
<p>22 他に業務を行うときは、兼業業務の内容及び方法を記載した書面</p>	<p>18 他に業務を行うときは、兼業業務の内容及び方法を記載した書面</p>
<p>23 特定信用事業代理業の運営に関する内部規則等</p>	<p>19 特定信用事業代理業の運営に関する内部規則等</p>
<p>24 特定信用事業代理業を行う営業所又は事務所の付近見取図及び間取図（防犯カメラの設置状況、警備状況を含む。）並びに当該営業所又は当該事務所で営む特定信用事業代理業の業務運営を指揮する所属組合の事務所の名称を記載した書面</p>	<p>20 特定信用事業代理業を行う営業所又は事務所の付近見取図及び間取図（防犯カメラの設置状況、警備状況を含む。）並びに当該営業所又は当該事務所で営む特定信用事業代理業の業務運営を指揮する所属組合の事務所の名称を記載した書面</p>
<p>25 特定信用事業代理業に係る業務が定款の事業目的に定められていない場合にあつては、当該業務のその事業目的への追加に係る株主総会の議事録又は株主総会に準ずる機関において必要な手続があつたことを証する書面</p>	<p>21 特定信用事業代理業に係る業務が定款の事業目的に定められていない場合にあつては、当該業務のその事業目的への追加に係る株主総会の議事録又は株主総会に準ずる機関において必要な手続があつたことを証する書面</p>

系統金融機関向けの総合的な監督指針 新旧対照表

改正案			現 行		
<p><u>26</u> その他準用銀行法第 52 条の 38 第 1 項に規定する審査をするため参考となるべき事項を記載した書面</p> <p><u>27</u> 特定信用事業代理業者が、特定信用事業代理業の許可と同時に特定信用事業代理業の再委託の許可を申請する場合には、別紙様式 6-1 の添付書類「<u>14</u> 所属組合の委託を受けて特定信用事業代理業を行うときは、当該所属組合との間の特定信用事業代理業に係る委託契約書の案」等の必要と認められる書面</p> <p><u>28</u> 登録免許税納付書</p>			<p><u>22</u> その他準用銀行法第 52 条の 38 第 1 項に規定する審査をするため参考となるべき事項を記載した書面</p> <p><u>23</u> 特定信用事業代理業者が、特定信用事業代理業の許可と同時に特定信用事業代理業の再委託の許可を申請する場合には、別紙様式 6-1 の添付書類「<u>10</u> 所属組合の委託を受けて特定信用事業代理業を行うときは、当該所属組合との間の特定信用事業代理業に係る委託契約書の案」等の必要と認められる書面</p> <p><u>24</u> 登録免許税納付書</p>		
(第 2 面)			(第 2 面)		
1.	商号、名称又は氏名		1.	商号、名称又は氏名	
2.	役員 の 氏 名	別添 1 (第 3 面) のとおり	2.	役員 の 氏 名	別添 1 (第 3 面) のとおり
3.	特定信用事業代理業を営む営業所又は事務所の名称及び所在地	別添 2 (第 4 面) のとおり	3.	特定信用事業代理業を営む営業所又は事務所の名称及び所在地	別添 2 (第 4 面) のとおり
4.	所 属 組 合 の 名 称		4.	所 属 組 合 の 名 称	
5.	他に営む業務の種類	別添 3 (第 5 面) のとおり	5.	他に営む業務の種類	別添 3 (第 5 面) のとおり
(削る)			6.		
(削る)			個人の許可申請者の兼職状況		
(削る)			7.		
(削る)			個人の許可申請者における総株主等の議決権の百分の五十を超える議決権を保有する法人等の状況		
(削る)			8.		
(削る)			法人の許可申請者の役員 の兼職又は兼業状況		
(削る)			9.		
(削る)			法人の許可申請者における子法人等の状況		
6.	特定信用事業代理業再委託者の商号、名称又は氏名及び主たる営業所又は事務所の所在地	別添 4 (第 6 面) のとおり	10.	特定信用事業代理業再委託者の商号、名称又は氏名及び主たる営業所又は事務所の所在地	別添 8 (第 10 面) のとおり
(記載上の注意)			(記載上の注意)		
1 「1. 商号、名称又は氏名」、「2. 役員 の 氏 名」			1 「1. 商号、名称又は氏名」、「2. 役員 の 氏 名」		
(1) 「1. 商号、名称又は氏名」に法人は商号又は名称を記載し、個人は氏名を記載すること			(1) 「1. 商号、名称又は氏名」に法人は商号又は名称を記載し、個人は氏名を記載すること		
(2) 「1. 商号、名称又は氏名」に個人は商号登記をしているときはその商号を、商			(2) 「1. 商号、名称又は氏名」に個人は商号登記をしているときはその商号を、商		

系統金融機関向けの総合的な監督指針 新旧対照表

改正案	現 行						
<p>号登記をしていないときは屋号等の名称を記載すること</p> <p>(3) 外国人においては、住民票等に記載された通称があるときは、氏名に () 書きで併せて記載すること</p> <p>2 「4. 所属組合の名称」には、特定信用事業代理業者が行う農業協同組合法（以下「農協法」という。）第92条の2第2項各号に掲げる行為により、同項各号に規定する契約において同項各号の資金の貸付け、貯金若しくは定期積金の受入れ、手形の割引又は為替行為を行う組合名を記載することとし、委託契約書案（又は委託契約書）と一致させること</p> <p>また、所属組合が二以上あるときは、それぞれの委託契約書案（又は委託契約書）と一致させること</p> <p>3 上記の各項目に変更があったときは、信用事業命令第57条の9別表第1の届出事項に従い、変更届出書、本様式により作成した変更後の各項目を記載した書面及び同表に規定する添付書類（正・副各1部）を提出すること</p> <p>（第3面）～（第5面） （略）</p> <p>（削る）</p>	<p>号登記をしていないときは屋号等の名称を記載すること</p> <p>(3) 外国人においては、住民票等に記載された通称があるときは、氏名に () 書きで合わせて記載すること</p> <p>2 「4. 所属組合の名称」には、特定信用事業代理業者が行う農業協同組合法（以下「農協法」という。）第92条の2第2項各号に掲げる行為により、同項各号に規定する契約において同項各号の資金の貸付け、貯金若しくは定期積金の受入れ、手形の割引又は為替行為を行う組合名を記載することとし、委託契約書案（又は委託契約書）と一致させること</p> <p>また、所属組合が二以上あるときは、それぞれの委託契約書案（又は委託契約書）と一致させること</p> <p>3 上記の各項目に変更があったときは、信用事業命令第57条の9別表第1の届出事項に従い、変更届出書、本様式により作成した変更後の各項目を記載した書面及び同表に規定する添付書類（正・副各1部）を提出すること</p> <p>（第3面）～（第5面） （略）</p> <p style="text-align: right;"><u>（第6面）</u></p> <p>（別添4：個人の許可申請者の兼職状況）</p> <p style="text-align: center;">商号、名称又は氏名</p> <p style="text-align: center;">（ 年 月 日現在）</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 33%;">常務に従事している他の法人の商号又は名称</th> <th style="width: 33%;">主たる営業所又は事務所の所在地</th> <th style="width: 33%;">業務の種類</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="height: 40px;"></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>（注意事項）</p> <p>「業務の種類」は、常務に従事している他の法人の業務の種類であり、現に営む事業が属する「統計調査に用いる産業分類並びに疾病、傷害及び死因分類を定める政令の規定に基づき、産業に関する分類の名称及び分類表を定める等の件」に定める日本標準産業分類表に掲げる中分類（大分類J－金融業，保険業に属する場合にあっては細分類）により記載すること</p>	常務に従事している他の法人の商号又は名称	主たる営業所又は事務所の所在地	業務の種類			
常務に従事している他の法人の商号又は名称	主たる営業所又は事務所の所在地	業務の種類					

系統金融機関向けの総合的な監督指針 新旧対照表

改正案	現 行								
(削る)	<div style="text-align: right;"><u>(第7面)</u></div> <p>(別添5：個人の許可申請者における総株主等の議決権の百分の五十を超える議決権を保有する法人等の状況)</p> <p style="text-align: right;">商号、名称又は氏名 (年 月 日現在)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin-bottom: 10px;"> <thead> <tr> <th style="width: 25%;">法人等の商号又は名称</th> <th style="width: 25%;">主たる営業所又は事務所の所在地</th> <th style="width: 25%;">代表者の氏名</th> <th style="width: 25%;">業務の種類</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="height: 30px;"></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>(注意事項)</p> <p>1 「法人等の商号又は名称」は、信用事業命令第57条の2第1号口に規定する次の基準に従い記載すること 当該個人に係る次に掲げる法人等の商号又は名称、主たる営業所又は事務所の所在地、代表者の氏名又は名称並びに業務の種類 (1) 当該個人がその総株主等の議決権の百分の五十を超える議決権を保有する法人等 (2) (1)に掲げる法人等の子法人等</p> <p>2 「業務の種類」は、現に営む事業が属する「統計調査に用いる産業分類並びに疾病、傷害及び死因分類を定める政令の規定に基づき、産業に関する分類の名称及び分類表を定める等の件」に定める日本標準産業分類表に掲げる中分類（大分類J—金融業、保険業に属する場合にあっては細分類）により記載すること</p>	法人等の商号又は名称	主たる営業所又は事務所の所在地	代表者の氏名	業務の種類				
法人等の商号又は名称	主たる営業所又は事務所の所在地	代表者の氏名	業務の種類						
(削る)	<div style="text-align: right;"><u>(第8面)</u></div> <p>(別添6：法人の許可申請者の役員の兼職又は兼業状況)</p> <p style="text-align: right;">商号、名称又は氏名 (年 月 日現在)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin-bottom: 10px;"> <thead> <tr> <th style="width: 15%;">(ふりがな) 役員の氏名</th> <th style="width: 35%;">常務に従事し、又は事業を行う他の法人又は事業所の商号若しくは名称</th> <th style="width: 25%;">主たる営業所又は事務所の所在地</th> <th style="width: 25%;">業務の種類</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="height: 30px;"></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	(ふりがな) 役員の氏名	常務に従事し、又は事業を行う他の法人又は事業所の商号若しくは名称	主たる営業所又は事務所の所在地	業務の種類				
(ふりがな) 役員の氏名	常務に従事し、又は事業を行う他の法人又は事業所の商号若しくは名称	主たる営業所又は事務所の所在地	業務の種類						

系統金融機関向けの総合的な監督指針 新旧対照表

改 正 案	現 行								
<p>(削る)</p>	<p>(注意事項) 「業務の種類」は、常務に従事している他の法人又は事業所の業務の種類であり、現に営む事業が属する「統計調査に用いる産業分類並びに疾病、傷害及び死因分類を定める政令の規定に基づき、産業に関する分類の名称及び分類表を定める等の件」に定める日本標準産業分類表に掲げる中分類（大分類J－金融業，保険業に属する場合にあっては細分類）により記載すること</p> <p style="text-align: right;">(第9面)</p> <p>(別添7：法人の許可申請者における子法人等の状況)</p> <p style="text-align: center;">商号、名称又は氏名 (年 月 日現在)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin: 10px 0;"> <thead> <tr> <th style="width: 25%;">子法人等の商号 又は名称</th> <th style="width: 25%;">主たる営業所又は 事務所の所在地</th> <th style="width: 25%;">代表者の氏名</th> <th style="width: 25%;">業務の種類</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="height: 40px;"></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>(注意事項) 1 「子法人等の商号又は名称」は、信用事業令第57条の2第2号ロに規定する次の基準に従い記載すること 当該法人に係る次に掲げる法人等の商号又は名称、主たる営業所又は事務所の所在地、代表者の氏名又は名称並びに業務の種類 (1)当該法人の子法人等 (2)当該法人の親法人等（信用事業令第10条第2項に規定する親法人等をいう。） (3)当該法人の親法人等の子法人等（(1)に掲げる者を除く。） 2 「業務の種類」は、現に営む事業が属する「統計調査に用いる産業分類並びに疾病、傷害及び死因分類を定める政令の規定に基づき、産業に関する分類の名称及び分類表を定める等の件」に定める日本標準産業分類表に掲げる中分類（大分類J－金融業，保険業に属する場合にあっては細分類）により記載すること</p> <p style="text-align: right;">(第10面)</p> <p>(別添8：特定信用事業代理業再委託者の商号、名称又は氏名及び主たる営業所又は事務所の所在地)</p>	子法人等の商号 又は名称	主たる営業所又は 事務所の所在地	代表者の氏名	業務の種類				
子法人等の商号 又は名称	主たる営業所又は 事務所の所在地	代表者の氏名	業務の種類						
<p style="text-align: right;">(第6面)</p> <p>(別添4：特定信用事業代理業再委託者の商号、名称又は氏名及び主たる営業所又は事務所の所在地)</p>	<p style="text-align: right;">(第10面)</p> <p>(別添8：特定信用事業代理業再委託者の商号、名称又は氏名及び主たる営業所又は事務所の所在地)</p>								

系統金融機関向けの総合的な監督指針 新旧対照表

改正案			現 行		
商号、名称又は氏名 (年 月 日現在)			商号、名称又は氏名 (年 月 日現在)		
1.	商号、名称又は氏名		1.	商号、名称又は氏名	
2.	役員 の 氏 名		2.	役員 の 氏 名	
3.	特定信用事業代理業を営む営業所又は事務所の名称及び所在地		3.	特定信用事業代理業を営む営業所又は事務所の名称及び所在地	
4.	所 属 組 合 の 名 称		4.	所 属 組 合 の 名 称	
5.	他に営む業務の種類		5.	他に営む業務の種類	
	(削る)		6.	個人の許可申請者の兼職状況	
	(削る)		7.	個人の許可申請者における総株主等の議決権の百分の五十を超える議決権を保有する法人等の状況	
	(削る)		8.	法人の許可申請者の役員 の兼職又は兼業状況	
	(削る)		9.	法人の許可申請者における子法人等の状況	
(記載上の注意)			(記載上の注意)		
1 「1. 商号、名称又は氏名」、「2. 役員 の 氏 名」			1 「1. 商号、名称又は氏名」、「2. 役員 の 氏 名」		
(1) 「1. 商号、名称又は氏名」に法人は商号又は名称を記載し、個人は氏名を記載すること			(1) 「1. 商号、名称又は氏名」に法人は商号又は名称を記載し、個人は氏名を記載すること		
(2) 「1. 商号、名称又は氏名」に個人は商号登記をしているときはその商号を、商号登記をしていないときは屋号等の名称を記載すること			(2) 「1. 商号、名称又は氏名」に個人は商号登記をしているときはその商号を、商号登記をしていないときは屋号等の名称を記載すること		
(3) 外国人においては、外国人登録証明書等に記載された通称名があるときは、氏名に()書きで併せて記載すること			(3) 外国人においては、外国人登録証明書等に記載された通称名があるときは、氏名に()書きで合わせて記載すること		
2 「4. 所属組合の名称」には、特定信用事業代理業者が行う農協法第92条の2第2項各号に掲げる行為により、同項各号に規定する契約において同項各号の資金の貸付け、貯金若しくは定期積金の受入れ、手形の割引又は為替行為を行う組合名を記載することとし、委託契約書案(又は委託契約書)と一致させること また、所属組合が二以上あるときは、それぞれの委託契約書案(又は委託契約書)と一致させること			2 「4. 所属組合の名称」には、特定信用事業代理業者が行う農協法第92条の2第2項各号に掲げる行為により、同項各号に規定する契約において同項各号の資金の貸付け、貯金若しくは定期積金の受入れ、手形の割引又は為替行為を行う組合名を記載することとし、委託契約書案(又は委託契約書)と一致させること また、所属組合が二以上あるときは、それぞれの委託契約書案(又は委託契約書)と一致させること		
3 上記の各項目に変更があったときは、信用事業命令第57条の9別表第1の届出事項に従い、変更届出書、本様式により作成した変更後の各項目を記載した書面及び同表に規定する添付書類(正・副各1部)を提出すること			3 上記の各項目に変更があったときは、信用事業命令第57条の9別表第1の届出事項に従い、変更届出書、本様式により作成した変更後の各項目を記載した書面及び同表に規定する添付書類(正・副各1部)を提出すること		

系統金融機関向けの総合的な監督指針 新旧対照表

改正案	現 行										
<p>(削る)</p>	<p>変更の届出（特定信用事業代理業者である個人又は特定信用事業代理業者である法人の役員が、新たに他の法人の常務に従事することとなった場合） 別紙様式 6-4-9-1</p> <p style="text-align: right;">年 月 日</p> <p>財務（支）局長 ○○○○ 殿 農林水産大臣 ○○○○ 殿</p> <p style="text-align: right;">住所又は所在地 商号、名称又は氏名 代表者 (担当部署、担当者、担当者連絡先)</p> <p style="text-align: center;">兼職状況の変更に係る届出書</p> <p>新たに他の法人の常務に従事することとなりましたので、農業協同組合法第 92 条の 4 において読み替えて準用する銀行法第 52 条の 39 第 1 項の規定に基づき、下記のとおりお届けいたします。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <table border="1" data-bbox="1131 935 2078 1184"> <tr> <td>当該他の法人の商号又は名称</td> <td></td> </tr> <tr> <td>主たる営業所等の所在地</td> <td></td> </tr> <tr> <td>業 務 の 種 類</td> <td></td> </tr> <tr> <td>変 更 年 月 日</td> <td></td> </tr> <tr> <td>理 由</td> <td></td> </tr> </table> <p>(注) 記載要領 申請者が法人である場合には、「業務の種類」欄の次に「新たに常務に従事することとなった役員の氏名」欄を設けて、当該他の法人に従事することとなった役員の氏名を記載すること</p>	当該他の法人の商号又は名称		主たる営業所等の所在地		業 務 の 種 類		変 更 年 月 日		理 由	
当該他の法人の商号又は名称											
主たる営業所等の所在地											
業 務 の 種 類											
変 更 年 月 日											
理 由											

系統金融機関向けの総合的な監督指針 新旧対照表

改正案	現 行						
(削る)	<p>変更の届出（特定信用事業代理業者である個人又は特定信用事業代理業者である法人の役員が、他の法人の常務に従事しないこととなった場合） <u>別紙様式 6-4-9-2</u></p> <p style="text-align: right;">年 月 日</p> <p>財務（支）局長 ○○○○ 殿 農林水産大臣 ○○○○ 殿</p> <p style="text-align: right;">住所又は所在地 商号、名称又は氏名 代表者 （担当部署、担当者、担当者連絡先）</p> <p style="text-align: center;">兼職状況の変更に係る届出書</p> <p>他の法人の常務に従事しないこととなりましたので、農業協同組合法第 92 条の 4 において読み替えて準用する銀行法第 52 条の 39 第 1 項の規定に基づき、下記のとおりお届けいたします。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 60%;">当該他の法人の商号又は名称</td> <td></td> </tr> <tr> <td>当該他の法人の主たる営業所等の所在地</td> <td></td> </tr> <tr> <td>理 由</td> <td></td> </tr> </table> <p>（注）記載要領 申請者が法人である場合には、「当該他の法人の主たる営業所等の所在地」欄の次に「当該他の法人の常務に従事しないこととなった役員の氏名」欄を設けて、当該他の法人の常務に従事しないこととなった役員の氏名を記載すること</p> <p>変更の届出（特定信用事業代理業者である個人又は特定信用事業代理業者で</p>	当該他の法人の商号又は名称		当該他の法人の主たる営業所等の所在地		理 由	
当該他の法人の商号又は名称							
当該他の法人の主たる営業所等の所在地							
理 由							
(削る)							

系統金融機関向けの総合的な監督指針 新旧対照表

改正案	現 行											
<p>(削る)</p>	<p>ある法人の役員が、現在常務に従事している他の法人の商号又は名称、主たる営業所等の所在地及び業務の種類に変更があった場合)</p> <p><u>別紙様式 6-4-9-3</u></p> <p style="text-align: right;">年 月 日</p> <p>財務(支)局長 ○○○○ 殿 農林水産大臣 ○○○○ 殿</p> <p style="text-align: right;">住所又は所在地 商号、名称又は氏名 代表者 (担当部署、担当者、担当者連絡先)</p> <p style="text-align: center;">兼職状況の変更に係る届出書</p> <p>常務に従事する他の法人の商号(名称若しくは業務の内容)の変更がありましたので、農業協同組合法第92条の4において読み替えて準用する銀行法第52条の39第1項の規定に基づき、下記のとおりお届けいたします。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <table border="1" data-bbox="1131 906 2078 1109"> <tr> <td rowspan="2">変 更 事 項</td> <td>変 更 後</td> <td></td> </tr> <tr> <td>変 更 前</td> <td></td> </tr> <tr> <td>変 更 年 月 日</td> <td colspan="2">年 月 日 ()</td> </tr> <tr> <td>理 由</td> <td colspan="2"></td> </tr> </table> <p>変更の届出(特定信用事業代理業者である個人が、総株主等の議決権の百分の五十を超える議決権を保有する法人等又は当該法人等の子法人等の変更)</p> <p><u>別紙様式 6-4-10</u></p> <p style="text-align: right;">年 月 日</p> <p>財務(支)局長 ○○○○ 殿</p>	変 更 事 項	変 更 後		変 更 前		変 更 年 月 日	年 月 日 ()		理 由		
変 更 事 項	変 更 後											
	変 更 前											
変 更 年 月 日	年 月 日 ()											
理 由												

系統金融機関向けの総合的な監督指針 新旧対照表

改正案	現 行																							
	<p>農林水産大臣 ○○○○ 殿</p> <p style="text-align: right;">住 所 氏 名</p> <p>総株主等の議決権の百分の五十を超える議決権を保有する法人等の変更に係る届出書</p> <p>○○の総株主等の議決権の百分の五十を超える議決権の保有者となった(保有者でなくなった)ので、農業協同組合法第92条の4において読み替えて準用する銀行法第52条の39第1項の規定に基づき、下記のとおりお届けいたします。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <table border="1" data-bbox="1131 590 2078 1093"> <tr> <td colspan="2">当該法人等の商号又は名称</td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="2">変 更 事 項</td> <td>変 更 後</td> <td></td> </tr> <tr> <td>変 更 前</td> <td></td> </tr> <tr> <td colspan="2">当該法人等の主たる営業所等の所在地</td> <td></td> </tr> <tr> <td colspan="2">当該法人等の代表者氏名</td> <td></td> </tr> <tr> <td colspan="2">当該法人等の業務の種類</td> <td></td> </tr> <tr> <td colspan="2">変 更 年 月 日</td> <td></td> </tr> <tr> <td colspan="2">理 由</td> <td></td> </tr> </table> <p>(注) 記載要領</p> <ol style="list-style-type: none"> 「変更事項」欄には、当該法人等の商号又は名称、主たる営業所又は事務所の所在地、代表者の氏名並びに業務の内容についての変更に関し、当該変更事項について記載すること 新たに総株主等の議決権の百分の五十を超える議決権を保有する法人等(当該法人等の子法人等)とした(総株主等の議決権の百分の五十を超える議決権を保有する法人等(当該法人等の子法人等)でなくなった)旨の届出の場合は、「変更事項」欄を削り、「理由」欄を「総株主等の議決権の百分の五十を超える議決権を保有する 	当該法人等の商号又は名称			変 更 事 項	変 更 後		変 更 前		当該法人等の主たる営業所等の所在地			当該法人等の代表者氏名			当該法人等の業務の種類			変 更 年 月 日			理 由		
当該法人等の商号又は名称																								
変 更 事 項	変 更 後																							
	変 更 前																							
当該法人等の主たる営業所等の所在地																								
当該法人等の代表者氏名																								
当該法人等の業務の種類																								
変 更 年 月 日																								
理 由																								

系統金融機関向けの総合的な監督指針 新旧対照表

改正案	現 行														
(削る)	<p>法人等（当該法人等の子法人等）とした（総株主等の議決権の百分の五十を超える議決権を保有する法人等（当該法人等の子法人等）でなくなった）理由及び事由」欄に改めて記載すること</p> <p>変更の届出（特定信用事業代理業者である法人の子法人等、当該法人の親法人等又は当該法人等の親法人等の子法人等の変更）</p> <p><u>別紙様式 6-4-11</u></p> <p style="text-align: right;">年 月 日</p> <p>財務（支）局長 ○○○○ 殿 農林水産大臣 ○○○○ 殿</p> <p style="text-align: right;">所在地 商号又は名称 代表者 (担当部署、担当者、担当者連絡先)</p> <p style="text-align: center;">子法人等に係る変更届出書</p> <p>子法人等について〇〇を変更いたしましたので、農業協同組合法第 92 条の 4 において読み替えて準用する銀行法第 52 条の 39 第 1 項の規定に基づき、下記のとおりお届けいたします。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <table border="1" data-bbox="1131 1070 2078 1378"> <tr> <td colspan="2">当該法人等の商号又は名称</td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="2">変更事項</td> <td>変更後</td> <td></td> </tr> <tr> <td>変更前</td> <td></td> </tr> <tr> <td colspan="2">当該法人等の主たる営業所等の所在地</td> <td></td> </tr> <tr> <td colspan="2">当該法人等の代表者の氏名</td> <td></td> </tr> </table>	当該法人等の商号又は名称			変更事項	変更後		変更前		当該法人等の主たる営業所等の所在地			当該法人等の代表者の氏名		
当該法人等の商号又は名称															
変更事項	変更後														
	変更前														
当該法人等の主たる営業所等の所在地															
当該法人等の代表者の氏名															

系統金融機関向けの総合的な監督指針 新旧対照表

改正案	現 行	
(削る)	当該法人等の業務の種類	
	変 更 年 月 日	
	理 由	
	<p>(注) 記載要領</p> <p>1 「変更事項」欄には、当該法人等の商号又は名称、主たる営業所又は事務所の所在地、代表者の氏名並びに業務の内容についての変更した際、当該変更事項について記載すること</p> <p>2 新たに子法人等とした（子法人等でなくなった）旨の届出の場合は、「変更事項」欄を削り、「理由」欄を「子法人等とした（子法人等でなくなった）理由及び事由」欄に改めて記載すること</p> <p>変更の届出（特定信用事業代理業者である法人の役員が行っている事業の変更）</p> <p><u>別紙様式 6-4-12-1</u></p> <p style="text-align: right;">年 月 日</p> <p>財務（支）局長 ○○○○ 殿 農林水産大臣 ○○○○ 殿</p> <p style="text-align: right;">所在地 商号又は名称 代表者 (担当部署、担当者、担当者連絡先)</p> <p style="text-align: center;">役員が新たに行う事業に係る届出書</p> <p>役員が新たに事業を行うことになりましたので、農業協同組合法第 92 条の 4 において読み替えて準用する銀行法第 52 条の 39 第 1 項の規定に基づき、下記のとおりお届けいたします。</p> <p style="text-align: right;">記</p>	

系統金融機関向けの総合的な監督指針 新旧対照表

改正案	現 行					
<p>(削る)</p>	<table border="1"> <tr> <td>新たに行う事業の種類</td> <td></td> </tr> </table>	新たに行う事業の種類				
	新たに行う事業の種類					
<table border="1"> <tr> <td>開始年月日</td> <td>年 月 日 ()</td> </tr> </table>	開始年月日	年 月 日 ()				
開始年月日	年 月 日 ()					
<p>(削る)</p>	<table border="1"> <tr> <td>理由</td> <td></td> </tr> </table>	理由				
	理由					
<p>変更の届出（特定信用事業代理業者である法人の役員が行っている事業の変更）</p> <p><u>別紙様式 6-4-12-2</u></p> <p style="text-align: right;">年 月 日</p> <p>財務（支）局長 ○○○○ 殿 農林水産大臣 ○○○○ 殿</p> <p style="text-align: right;">所在地 商号又は名称 代表者 (担当部署、担当者、担当者連絡先)</p> <p style="text-align: center;">役員が行う事業の廃止に係る届出書</p> <p>役員が行う事業を廃止いたしましたので、農業協同組合法第 92 条の 4 において読み替えて準用する銀行法第 52 条の 39 第 1 項の規定に基づき、下記のとおりお届けいたします。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <table border="1"> <tr> <td>廃止した事業の種類</td> <td></td> </tr> <tr> <td>廃止年月日</td> <td>年 月 日 ()</td> </tr> <tr> <td>理由</td> <td></td> </tr> </table> <p>変更の届出（特定信用事業代理業者である法人の役員が行っている事業の変</p>	廃止した事業の種類		廃止年月日	年 月 日 ()	理由	
廃止した事業の種類						
廃止年月日	年 月 日 ()					
理由						

系統金融機関向けの総合的な監督指針 新旧対照表

改正案	現 行											
<p>変更の届出（特定信用事業代理業者の業務の内容及び方法の変更） 別紙様式 <u>6-4-9</u></p> <p style="text-align: right;">年 月 日</p> <p>財務（支）局長 ○○○○ 殿 農林水産大臣 ○○○○ 殿</p> <p style="text-align: right;"><u>住所又は所在地</u> 商号又は名称又は氏名</p>	<p>更） 別紙様式 <u>6-4-12-3</u></p> <p style="text-align: right;">年 月 日</p> <p>財務（支）局長 ○○○○ 殿 農林水産大臣 ○○○○ 殿</p> <p style="text-align: right;">所在地 商号又は名称 代表者 (担当部署、担当者、担当者連絡先)</p> <p style="text-align: center;">役員が行う事業の変更に係る届出書</p> <p>役員が行う事業を変更いたしましたので、農業協同組合法第92条の4において読み替えて準用する銀行法第52条の39第1項の規定に基づき、下記のとおりお届けいたします。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <table border="1" data-bbox="1131 858 2078 1061"> <thead> <tr> <th rowspan="2">変更の内容</th> <th>変更後</th> <th></th> </tr> <tr> <th>変更前</th> <th></th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>変 更 年 月 日</td> <td></td> <td>年 月 日 ()</td> </tr> <tr> <td>理 由</td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>変更の届出（特定信用事業代理業者の業務の内容及び方法の変更） 別紙様式 <u>6-4-13</u></p> <p style="text-align: right;">年 月 日</p> <p>財務（支）局長 ○○○○ 殿 農林水産大臣 ○○○○ 殿</p> <p style="text-align: right;"><u>所在地</u> 商号又は名称又は氏名</p>	変更の内容	変更後		変更前		変 更 年 月 日		年 月 日 ()	理 由		
変更の内容	変更後											
	変更前											
変 更 年 月 日		年 月 日 ()										
理 由												

系統金融機関向けの総合的な監督指針 新旧対照表

改 正 案	現 行
<p style="text-align: center;">代表者 (担当部署、担当者、担当者連絡先)</p> <p style="text-align: center;">業務の内容及び方法の変更届出書</p> <p>業務の内容及び方法について変更いたしますので、農業協同組合法第 92 条の 4 において読み替えて準用する銀行法第 52 条の 39 第 2 項の規定に基づき、下記のとおりお届けいたします。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <p>(表略)</p> <p>(注) (略)</p> <p>変更の届出（特定信用事業代理業者である個人又は特定信用事業代理業者である法人の役員が、新たに他の法人の常務に従事した場合）（半期分提出用） <u>別紙様式 6-9-1</u></p> <p style="text-align: right;">年 月 日</p> <p>財務（支）局長 ○○○○ 殿 農林水産大臣 ○○○○ 殿</p> <p style="text-align: center;">住所又は所在地 商号、名称又は氏名 代表者 (担当部署、担当者、担当者連絡先)</p> <p style="text-align: center;">兼職状況の変更に係る届出書（ 年度 半期分）</p> <p>標記のことについて、農業協同組合法第 92 条の 4 において読み替えて準用する銀行法第 53 条第 4 項及び農業協同組合及び農業協同組合連合会の信用事業に関する命令第 57 条の 31 第 1 項第 2 号の規定に基づき、別紙のとおりお届けいたします。</p> <hr style="width: 50%; margin-left: auto; margin-right: auto;"/>	<p style="text-align: center;">代表者 (担当部署、担当者、担当者連絡先)</p> <p style="text-align: center;">業務の内容及び方法の変更届出書</p> <p>業務の内容及び方法について変更いたしますので、農業協同組合法第 92 条の 4 において読み替えて準用する銀行法第 52 条の 39 第 2 項の規定に基づき、下記のとおりお届けいたします。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <p>(表略)</p> <p>(注) (略)</p> <p>(新設)</p>

系統金融機関向けの総合的な監督指針 新旧対照表

改正案		現 行
業 務 の 種 類		
変 更 年 月 日	年 月 日 ()	
理 由		
<p>(注) 記載要領</p> <p>申請者が法人である場合には、「業務の種類」欄の次に「新たに常務に従事した役員の氏名」欄を設けて、当該他の法人に従事した役員の氏名を記載すること</p> <p>変更の届出（特定信用事業代理業者である個人又は特定信用事業代理業者である法人の役員が、他の法人の常務に従事しなくなった場合）（半期分提出用）</p> <p><u>別紙様式6-9-2</u></p> <p style="text-align: right;">年 月 日</p> <p>財務（支）局長 ○○○○ 殿 農林水産大臣 ○○○○ 殿</p> <p style="text-align: center;">住所又は所在地 商号、名称又は氏名 代表者 (担当部署、担当者、担当者連絡先)</p> <p style="text-align: center;">兼職状況の変更に係る届出書（ 年度 半期分）</p> <p>標記のことについて、農業協同組合法第92条の4において読み替えて準用する銀行法第53条第4項及び農業協同組合及び農業協同組合連合会の信用事業に関する命令第57条の31第1項第2号の規定に基づき、別紙のとおりお届けいたします。</p> <hr style="width: 50%; margin: 0 auto;"/> <p style="text-align: center;">○</p> <p>(注) 1 半期毎にまとめて提出する場合は、総括表（別紙様式6-9-2の2）を作成し、個別表（別紙様式6-9-2の3）も添付すること</p>		(新設)

系統金融機関向けの総合的な監督指針 新旧対照表

改正案	現 行
<p>(注) 記載要領</p> <p>申請者が法人である場合には、「当該他の法人の主たる営業所等の所在地」欄の次に「当該他の法人の常務に従事しなくなった役員の氏名」欄を設けて、当該他の法人の常務に従事しなくなった役員の氏名を記載すること</p> <p>変更の届出（特定信用事業代理業者である個人又は特定信用事業代理業者である法人の役員が、現在常務に従事している他の法人の商号又は名称、主たる営業所等の所在地及び業務の種類に変更があった場合）（半期分届出用）</p> <p>別紙様式 6-9-3</p> <p style="text-align: right;">年 月 日</p> <p>財務（支）局長 ○○○○ 殿 農林水産大臣 ○○○○ 殿</p> <p style="text-align: center;">住所又は所在地 商号、名称又は氏名 代表者 (担当部署、担当者、担当者連絡先)</p> <p style="text-align: center;">兼職状況の変更に係る届出書（ 年度 半期分）</p> <p>標記のことについて、農業協同組合法第 92 条の 4 において読み替えて準用する銀行法第 53 条第 4 項及び農業協同組合及び農業協同組合連合会の信用事業に関する命令第 57 条の 31 第 1 項第 2 号の規定に基づき、別紙のとおりお届けいたします。</p> <hr style="width: 50%; margin: 10px auto;"/> <p>(注) 1 半期毎にまとめて提出する場合は、総括表（別紙様式 6-9-3 の 2）を作成し、個別表（別紙様式 6-9-3 の 3）も添付すること 2 不必要な文字は削除のうえ作成すること</p>	<p>(新設)</p>

系統金融機関向けの総合的な監督指針 新旧対照表

改 正 案						現 行																						
						(新設)																						
<p>(注) 半期毎にまとめて提出する場合は、総括表を作成し、個別表を添付すること</p> <p>別紙様式6-10の3</p> <table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td colspan="2">当該法人等の商号又は名称</td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="2">変 更 事 項</td> <td>変 更 後</td> <td></td> </tr> <tr> <td>変 更 前</td> <td></td> </tr> <tr> <td colspan="2">当該法人等の主たる営業所等の所在地</td> <td></td> </tr> <tr> <td colspan="2">当該法人等の代表者の氏名又は商号若しくは名称</td> <td></td> </tr> <tr> <td colspan="2">当該法人等の業務の内容</td> <td></td> </tr> <tr> <td colspan="2">変 更 年 月 日</td> <td style="text-align: center;">年 月 日 ()</td> </tr> <tr> <td colspan="2">理 由</td> <td></td> </tr> </table> <p>(注) 記載要領</p>						当該法人等の商号又は名称			変 更 事 項	変 更 後		変 更 前		当該法人等の主たる営業所等の所在地			当該法人等の代表者の氏名又は商号若しくは名称			当該法人等の業務の内容			変 更 年 月 日		年 月 日 ()	理 由		
当該法人等の商号又は名称																												
変 更 事 項	変 更 後																											
	変 更 前																											
当該法人等の主たる営業所等の所在地																												
当該法人等の代表者の氏名又は商号若しくは名称																												
当該法人等の業務の内容																												
変 更 年 月 日		年 月 日 ()																										
理 由																												

系統金融機関向けの総合的な監督指針 新旧対照表

改正案	現 行
<p>1 「変更事項」欄には、当該法人等の商号若しくは名称、主たる営業所若しくは事務所の所在地、代表者の氏名又は商号若しくは名称、又は業務の内容を変更した際、当該変更事項について記載すること</p> <p>2 新たに総株主等の議決権の百分の五十を超える議決権を保有する法人等（当該法人等の子法人等）とした（総株主等の議決権の百分の五十を超える議決権を保有する法人等（当該法人等の子法人等）でなくなった）旨の届出の場合は、「変更事項」欄を削り、「理由」欄を「総株主等の議決権の百分の五十を超える議決権を保有する法人等（当該法人等の子法人等）とした（総株主等の議決権の百分の五十を超える議決権を保有する法人等（当該法人等の子法人等）でなくなった）理由及び事由」欄に改めて記載すること</p> <p>変更の届出（特定信用事業代理業者である法人の子法人等、当該法人の親法人等又は当該法人等の親法人等の子法人等の変更）（半期分届出用）</p> <p><u>別紙様式 6-11</u></p> <p style="text-align: right;">年 月 日</p> <p>財務（支）局長 ○○○○ 殿 農林水産大臣 ○○○○ 殿</p> <p style="text-align: center;">所在地 商号又は名称 代表者 (担当部署、担当者、担当者連絡先)</p> <p style="text-align: center;">子法人等に係る変更届出書（ 年度 半期分）</p> <p>標記のことについて、農業協同組合法第 92 条の 4 において読み替えて準用する銀行法第 53 条第 4 項及び農業協同組合及び農業協同組合連合会の信用事業に関する命令第 57 条の 31 第 1 項第 2 号の規定に基づき、別紙のとおりお届けいたします。</p> <hr style="width: 50%; margin: 10px auto;"/> <p>(注) 1 半期毎にまとめて提出する場合は、総括表（別紙様式 6-11 の 2）を作成し、個別表（別紙様式 6-11 の 3）も添付すること</p>	<p>(新設)</p>

系統金融機関向けの総合的な監督指針 新旧対照表

改 正 案	現 行																																																																								
<p style="text-align: center;">2 不必要な文字は削除のうえ作成すること</p> <p>別紙様式6-11の2</p> <p style="text-align: center;">子法人等に係る変更届出書 総括表 (年度 半期分)</p> <p style="text-align: center;">商号又は名称</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <thead> <tr> <th style="width: 5%;">番号</th> <th style="width: 20%;">当該法人等の 商号又は名称</th> <th style="width: 25%;">当該法人等の主たる 営業所等の所在地</th> <th style="width: 15%;">変更事項</th> <th style="width: 10%;">変更年月日</th> <th style="width: 15%;">理 由</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td></tr> <tr><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td></tr> <tr><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td></tr> <tr><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td></tr> <tr><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td></tr> <tr><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td></tr> <tr><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td></tr> <tr><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td></tr> <tr><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td></tr> <tr><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td></tr> </tbody> </table> <p>(注) 半期毎にまとめて提出する場合は、総括表を作成し、個別表を添付すること</p> <p>別紙様式6-11の3</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <thead> <tr> <th colspan="2">当該法人等の商号又は名称</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="width: 10%;">変 更 事 項</td> <td>変 更 後</td> </tr> <tr> <td> </td> <td>変 更 前</td> </tr> </tbody> </table>	番号	当該法人等の 商号又は名称	当該法人等の主たる 営業所等の所在地	変更事項	変更年月日	理 由																																																													当該法人等の商号又は名称		変 更 事 項	変 更 後		変 更 前	<p>(新設)</p> <p>(新設)</p>
番号	当該法人等の 商号又は名称	当該法人等の主たる 営業所等の所在地	変更事項	変更年月日	理 由																																																																				
当該法人等の商号又は名称																																																																									
変 更 事 項	変 更 後																																																																								
	変 更 前																																																																								

系統金融機関向けの総合的な監督指針 新旧対照表

改正案		現 行
当該法人等の主たる営業所等の所在地		
当該法人等の代表者の氏名又は商号若しくは名称		
当該法人等の業務の内容		
変更年月日	年 月 日 ()	
理由	由	
<p>(注) 記載要領</p> <p>1 「変更事項」欄には、当該法人等の商号若しくは名称、主たる営業所若しくは事務所の所在地、代表者の氏名又は商号若しくは名称、又は業務の内容を変更した際、当該変更事項について記載すること</p> <p>2 新たに子法人等とした（子法人等でなくなった）旨の届出の場合は、「変更事項」欄を削り、「理由」欄を「子法人等とした（子法人等でなくなった）理由及び事由」欄に改めて記載すること</p> <p>変更の届出（特定信用事業代理業者である法人の役員が行っている事業の変更）（半期分届出用）</p> <p><u>別紙様式6-12-1</u></p> <p style="text-align: right;">年 月 日</p> <p>財務（支）局長 ○○○○ 殿 農林水産大臣 ○○○○ 殿</p> <p style="text-align: center;">所在地 商号又は名称 代表者 (担当部署、担当者、担当者連絡先)</p> <p style="text-align: center;">役員が新たに行う事業に係る届出書（ 年度 半期分）</p> <p>標記のことについて、農業協同組合法第92条の4において読み替えて準用する銀行法</p>		(新設)

系統金融機関向けの総合的な監督指針 新旧対照表

改 正 案	現 行																																															
<p>第 53 条第 4 項及び農業協同組合及び農業協同組合連合会の信用事業に関する命令第 57 条の 31 第 1 項第 2 号の規定に基づき、別紙のとおりお届けいたします。</p> <hr style="border: 1px solid black; width: 100%;"/> <p style="text-align: center;">○</p> <p>(注) 1 半期毎にまとめて提出する場合は、総括表（別紙様式 6-12-1 の 2）を作成し、個別表（別紙様式 6-12-1 の 3）も添付すること 2 unnecessary な文字は削除のうえ作成すること</p> <p>別紙様式 6-12-1 の 2</p> <p style="text-align: center;">役員が新たに行う事業に係る届出書 総括表（ 年度 半期分）</p> <p style="text-align: center;">商号又は名称</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 5%;">番号</th> <th style="width: 20%;">当該事務所の名称</th> <th style="width: 25%;">主たる事務所の所在地</th> <th style="width: 15%;">開始年月日</th> <th style="width: 35%;">理 由</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td></tr> <tr><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td></tr> <tr><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td></tr> <tr><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td></tr> <tr><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td></tr> <tr><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td></tr> <tr><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td></tr> <tr><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td></tr> </tbody> </table> <p>(注) 半期毎にまとめて提出する場合は、総括表を作成し、個別表を添付すること</p> <p>別紙様式 6-12-1 の 3</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 50%;">当該事務所の名称</td> <td style="width: 50%;"> </td> </tr> </table>	番号	当該事務所の名称	主たる事務所の所在地	開始年月日	理 由																																									当該事務所の名称		<p>(新設)</p> <p>(新設)</p>
番号	当該事務所の名称	主たる事務所の所在地	開始年月日	理 由																																												
当該事務所の名称																																																

系統金融機関向けの総合的な監督指針 新旧対照表

改正案		現 行
主たる事務所の所在地		
新たに行う事業の種類		
役員 の 氏 名		
開 始 年 月 日	年 月 日 ()	
理 由		
<p>変更の届出（特定信用事業代理業者である法人の役員が行っている事業の変更）（半期分届出用）</p> <p><u>別紙様式 6-12-2</u></p> <p style="text-align: right;">年 月 日</p> <p>財務（支）局長 ○○○○ 殿 農林水産大臣 ○○○○ 殿</p> <p style="text-align: center;">所在地 商号又は名称 代表者 (担当部署、担当者、担当者連絡先)</p> <p style="text-align: center;">役員が行う事業の廃止に係る届出書（ 年度 半期分）</p> <p>標記のことについて、農業協同組合法第 92 条の 4 において読み替えて準用する銀行法第 53 条第 4 項及び農業協同組合及び農業協同組合連合会の信用事業に関する命令第 57 条の 31 第 1 項第 2 号の規定に基づき、別紙のとおりお届けいたします。</p> <p style="text-align: center;">○</p> <p>(注) 1 半期毎にまとめて提出する場合は、総括表（別紙様式 6-12-2 の 2）を作成し、個別表（別紙様式 6-12-2 の 3）も添付すること 2 不必要な文字は削除のうえ作成すること</p>		(新設)

系統金融機関向けの総合的な監督指針 新旧対照表

改正案					現 行	
<u>別紙様式6-12-2の2</u>					(新設)	
役員が行う事業の廃止に係る届出書 総括表 (年度 半期分)						
商号又は名称						
番号	当該事務所の名称	主たる事務所の所在地	廃止年月日	理	由	
(注) 半期毎にまとめて提出する場合は、総括表を作成し、個別表を添付すること						
<u>別紙様式6-12-2の3</u>					(新設)	
当該事務所の名称						
主たる事務所の所在地						
廃止した事業の種類						
役員 の 氏 名						
廃 止 年 月 日		年 月 日 ()				
理 由						

系統金融機関向けの総合的な監督指針 新旧対照表

改正案	現 行																				
<p>変更の届出（特定信用事業代理業者である法人の役員が行っている事業の変更）（半期分届出用） <u>別紙様式 6-12-3</u></p> <p style="text-align: right;">年 月 日</p> <p>財務（支）局長 ○○○○ 殿 農林水産大臣 ○○○○ 殿</p> <p style="text-align: center;">所在地 商号又は名称 代表者 （担当部署、担当者、担当者連絡先）</p> <p style="text-align: center;">役員が行う事業の変更に係る届出書（ 年度 半期分）</p> <p>標記のことについて、農業協同組合法第 92 条の 4 において読み替えて準用する銀行法第 53 条第 4 項及び農業協同組合及び農業協同組合連合会の信用事業に関する命令第 57 条の 31 第 1 項第 2 号の規定に基づき、別紙のとおりお届けいたします。</p> <p style="text-align: center;">○</p> <p>（注）1 半期毎にまとめて提出する場合は、総括表（別紙様式 6-12-3 の 2）を作成し、個別表（別紙様式 6-12-3 の 3）も添付すること 2 不必要な文字は削除のうえ作成すること</p>	<p>（新設）</p>																				
<p><u>別紙様式 6-12-3 の 2</u></p> <p style="text-align: center;">役員が行う事業の変更に係る届出書 総括表（ 年度 半期分）</p> <p style="text-align: center;">商号又は名称</p> <table border="1" data-bbox="174 1222 1084 1409"> <thead> <tr> <th>番号</th> <th>当該事務所の名称</th> <th>変 更 事 項</th> <th>変更年月日</th> <th>理 由</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td> </td> <td> </td> <td> </td> <td> </td> <td> </td> </tr> <tr> <td> </td> <td> </td> <td> </td> <td> </td> <td> </td> </tr> <tr> <td> </td> <td> </td> <td> </td> <td> </td> <td> </td> </tr> </tbody> </table>	番号	当該事務所の名称	変 更 事 項	変更年月日	理 由																<p>（新設）</p>
番号	当該事務所の名称	変 更 事 項	変更年月日	理 由																	

系統金融機関向けの総合的な監督指針 新旧対照表

改 正 案					現 行																													
					(新設)																													
<p>(注) 半期毎にまとめて提出する場合は、総括表を作成し、個別表を添付すること</p> <p>別紙様式 6-12-3 の 3</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td colspan="2">当該事務所の名称</td> <td colspan="3"></td> </tr> <tr> <td rowspan="2">変更の内容</td> <td>変更後</td> <td colspan="3"></td> </tr> <tr> <td>変更前</td> <td colspan="3"></td> </tr> <tr> <td>変更年</td> <td>月</td> <td>日</td> <td>年</td> <td>月</td> <td>日 ()</td> </tr> <tr> <td>理</td> <td colspan="4">由</td> </tr> </table> <p>不祥事件等 別紙様式 6-13</p> <p style="text-align: right;">年 月 日</p> <p>財務(支)局長 ○○○○ 殿 農林水産大臣 ○○○○ 殿</p> <p style="text-align: right;">所在地 商号又は名称 代表者 (担当部署、担当者、担当者連絡先)</p>					当該事務所の名称					変更の内容	変更後				変更前				変更年	月	日	年	月	日 ()	理	由				<p>不祥事件等 別紙様式 6-9</p> <p style="text-align: right;">年 月 日</p> <p>財務(支)局長 ○○○○ 殿 農林水産大臣 ○○○○ 殿</p> <p style="text-align: right;">所在地 商号又は名称 代表者 (担当部署、担当者、担当者連絡先)</p>				
当該事務所の名称																																		
変更の内容	変更後																																	
	変更前																																	
変更年	月	日	年	月	日 ()																													
理	由																																	

系統金融機関向けの総合的な監督指針 新旧対照表

改 正 案	現 行
<p>不祥事件等届出書</p> <p>標記のことについて、農業協同組合法第 92 条の 4 において読み替えて準用する銀行法第 53 条第 4 項及び農業協同組合及び農業協同組合連合会の信用事業に関する命令（以下「信用事業命令」という。）第 57 条の 31 第 1 項第 4 号の規定に基づき、別紙のとおりお届けいたします。</p> <p style="text-align: center;">○</p> <p>(注) 1 (略) 2 別紙は、信用事業命令第 57 条の 31 第 4 項第 1 号及び第 2 号に係るものについては別紙様式 6-13 の 2 により、同項第 4 号に係るものについては別紙様式 6-13 の 3 により、同項第 3 号及び第 5 号に係るものについては別紙様式 6-13 の 2 または 6-13 の 3 を適宜準用して届け出るものとする</p> <p>別紙様式 6-13 の 2 (表略)</p> <p>別紙様式 6-13 の 3 (表略)</p> <p>(注) (略)</p> <p>農林中央金庫代理業の許可 別紙様式 7-1</p> <p style="text-align: right;">(第 1 面)</p> <p style="text-align: right;">年 月 日</p> <p>金融庁長官 ○○○○ 殿 農林水産大臣 ○○○○ 殿</p> <p style="text-align: center;">主たる営業所等の所在地</p>	<p>不祥事件等届出書</p> <p>標記のことについて、農業協同組合法第 92 条の 4 において読み替えて準用する銀行法第 53 条第 4 項及び農業協同組合及び農業協同組合連合会の信用事業に関する命令（以下「信用事業命令」という。）第 57 条の 31 第 1 項第 4 号の規定に基づき、別紙のとおりお届けいたします。</p> <p style="text-align: center;">○</p> <p>(注) 1 (略) 2 別紙は、信用事業命令第 57 条の 31 第 3 項第 1 号及び第 2 号に係るものについては別紙様式 6-9 の 2 により、同項第 4 号に係るものについては別紙様式 6-9 の 3 により、同項第 3 号及び第 5 号に係るものについては別紙様式 6-9 の 2 または 6-9 の 3 を適宜準用して届け出るものとする</p> <p>別紙様式 6-9 の 2 (表略)</p> <p>別紙様式 6-9 の 3 (表略)</p> <p>(注) (略)</p> <p>農林中央金庫代理業の許可 別紙様式 7-1</p> <p style="text-align: right;">(第 1 面)</p> <p style="text-align: right;">年 月 日</p> <p>金融庁長官 ○○○○ 殿 農林水産大臣 ○○○○ 殿</p> <p style="text-align: center;">主たる営業所等の所在地</p>

系統金融機関向けの総合的な監督指針 新旧対照表

改正案	現 行
<p>商号又は名称 氏名 (法人にあつては、代表者の氏名)</p> <p>農林中央金庫代理業に係る許可申請書</p> <p>農林中央金庫法第95条の4において読み替えて準用する銀行法（以下「準用銀行法」という。）第52条の37第1項の規定により許可を申請します。この申請書及び添付書類の記載事項は、事実と相違ありません。</p> <p>(注) 添付書類</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 農林中央金庫法施行規則（以下「農中法施行規則」という。）第119条第1項第3号に掲げる事項を記載した書面 2 定款及び登記事項証明書（申請者が法人であるときに提出） 3 履歴書（申請者が個人であるときに提出） 4 住民票の抄本（申請者が外国人であり、かつ、国内に居住している場合には、外国人登録証明書の写し、登録原票の写し又は登録原票記載事項証明書。以下別紙様式7-1において同じ。）又はこれに代わる書面（申請者が個人であるときに提出） 5 農中法施行規則第123条第4号に該当しないことを誓約する書面（申請者が個人であるときに提出） 6 <u>申請者が他の法人の常務に従事する場合には、当該他の法人の商号又は名称、主たる営業所又は事務所の所在地及び業務の種類を記載した書面（申請者が個人であるときに提出）</u> 7 <u>申請者がその総株主等の議決権の百分の五十を超える議決権を保有する法人等及び当該法人等の子法人等の商号又は名称、主たる営業所又は事務所の所在地、代表者の氏名又は商号若しくは名称及び業務の種類を記載した書面（申請者が個人であるときに提出）</u> 8 役員（役員が法人であるときは、その職務を行うべき者を含む。）の履歴書（申請者が法人であるときに提出） 9 役員（国内の営業所又は事務所に駐在する役員に限る。）の住民票の抄本（役員が法人であるときは、当該役員の登記事項証明書を含む。）又はこれに代わる書面（申請者が法人であるときに提出） 10 <u>農中法施行規則第123条第5号に該当しないことを誓約する書面（申請者が法人であるときに提出）</u> 11 <u>役員が農中法施行規則第123条第4号に該当しないものであることを当該役員が誓約する書面（申請者が法人であるときに提出）</u> 	<p>商号又は名称 氏名 (法人にあつては、代表者の氏名)</p> <p>農林中央金庫代理業に係る許可申請書</p> <p>農林中央金庫法第95条の4において読み替えて準用する銀行法（以下「準用銀行法」という。）第52条の37第1項の規定により許可を申請します。この申請書及び添付書類の記載事項は、事実と相違ありません。</p> <p>(注) 添付書類</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 農林中央金庫法施行規則（以下「農中法施行規則」という。）第119条第1項第3号に掲げる事項を記載した書面 2 定款及び登記事項証明書（申請者が法人であるときに提出） 3 履歴書（申請者が個人であるときに提出） 4 住民票の抄本（申請者が外国人であり、かつ、国内に居住している場合には、外国人登録証明書の写し、登録原票の写し又は登録原票記載事項証明書。以下別紙様式7-1において同じ。）又はこれに代わる書面（申請者が個人であるときに提出） 5 農中法施行規則第123条第4号に該当しないことを誓約する書面（申請者が個人であるときに提出） (新設) 6 役員（役員が法人であるときは、その職務を行うべき者を含む。）の履歴書（申請者が法人であるときに提出） 7 役員（国内の営業所又は事務所に駐在する役員に限る。）の住民票の抄本（役員が法人であるときは、当該役員の登記事項証明書を含む。）又はこれに代わる書面（申請者が法人であるときに提出） 8 農中法施行規則第123条第5号に該当しないことを誓約する書面 (新設) 9 <u>役員が農中法施行規則第123条第4号イからチまでのいずれにも該当しないものであることを当該役員が誓約する書面</u>

系統金融機関向けの総合的な監督指針 新旧対照表

改正案	現 行
<p>12 役員が他の法人の常務に従事し、又は事業を営む場合には、当該役員の氏名又は商号若しくは名称、当該他の法人又は事務所の商号又は名称、主たる営業所又は事務所の所在地及び業務の種類を記載した書面（申請者が法人であるときに提出）</p>	<p>(新設)</p>
<p>13 当該法人の子法人等、当該法人の親法人等又は当該法人の親法人等の子法人等の商号又は名称、主たる営業所又は事務所の所在地、代表者の氏名又は商号若しくは名称及び業務の種類を記載した書面（申請者が法人であるときに提出）</p>	<p>(新設)</p>
<p>14 農林中央金庫の委託を受けて農林中央金庫代理業を営むときは、農林中央金庫との間の農林中央金庫代理業に係る委託契約書の案</p>	<p>10 農林中央金庫の委託を受けて農林中央金庫代理業を営むときは、農林中央金庫との間の農林中央金庫代理業に係る委託契約書の案</p>
<p>15 農林中央金庫代理業に関する能力を有する者の確保の状況及び当該者の配置の状況を記載した書面（農林中央金庫代理業に関する能力を有する者であることを証する書面を含む。）</p>	<p>11 農林中央金庫代理業に関する能力を有する者の確保の状況及び当該者の配置の状況を記載した書面（農林中央金庫代理業に関する能力を有する者であることを証する書面を含む。）</p>
<p>16 許可の申請の日を含む事業年度の前事業年度に係る農中法施行規則別紙様式第11号により作成された財産に関する調書（申請者が個人であるときに提出）</p>	<p>12 許可の申請の日を含む事業年度の前事業年度に係る農中法施行規則別紙様式第11号により作成された財産に関する調書（申請者が個人であるときに提出）</p>
<p>17 許可の申請の日を含む事業年度の前事業年度に係る貸借対照表又はこれに代わる書面（許可の申請の日を含む事業年度に設立された法人にあっては、当該法人の設立の時に作成する貸借対照表又はこれに代わる書面）（申請者が法人であるときに提出）</p>	<p>13 許可の申請の日を含む事業年度の前事業年度に係る貸借対照表又はこれに代わる書面（許可の申請の日を含む事業年度に設立された法人にあっては、当該法人の設立の時に作成する貸借対照表又はこれに代わる書面）（申請者が法人であるときに提出）</p>
<p>18 会計監査人設置会社である場合には、許可の申請の日を含む事業年度の前事業年度の会社法第396条第1項に規定する会計監査報告の内容を記載した書面</p>	<p>14 会計監査人設置会社である場合には、許可の申請の日を含む事業年度の前事業年度の会社法第396条第1項に規定する会計監査報告の内容を記載した書面</p>
<p>19 農林中央金庫代理業開始後三事業年度における収支及び財産の状況の見込みを記載した書面</p>	<p>15 農林中央金庫代理業開始後三事業年度における収支及び財産の状況の見込みを記載した書面</p>
<p>20 農林中央金庫が保証人の保証を徴するときは、当該保証を証する書面及び当該保証人に係る農中法施行規則第120条第1項第6号及び第7号に規定する書面</p>	<p>16 農林中央金庫が保証人の保証を徴するときは、当該保証を証する書面及び当該保証人に係る農中法施行規則第120条第6号及び第7号に規定する書面</p>
<p>21 内部管理に関する業務を行う組織の概要、法令を遵守するための管理の体制及び農林中央金庫代理業に関する組織図を記載した書面</p>	<p>17 内部管理に関する業務を行う組織の概要、法令を遵守するための管理の体制及び農林中央金庫代理業に関する組織図を記載した書面</p>
<p>22 他に業務を営むときは、兼業業務の内容及び方法を記載した書面</p>	<p>18 他に業務を営むときは、兼業業務の内容及び方法を記載した書面</p>
<p>23 農林中央金庫代理業の運営に関する内部規則等</p>	<p>19 農林中央金庫代理業の運営に関する内部規則等</p>
<p>24 農林中央金庫代理業を営む営業所又は事務所の付近見取図及び間取図（防犯カメラの設置状況、警備状況を含む。）並びに当該営業所又は当該事務所で営む農林中央金庫代理業の業務運営を指揮する農林中央金庫の事務所の名称を記載した書面</p>	<p>20 農林中央金庫代理業を営む営業所又は事務所の付近見取図及び間取図（防犯カメラの設置状況、警備状況を含む。）並びに当該営業所又は当該事務所で営む農林中央金庫代理業の業務運営を指揮する農林中央金庫の事務所の名称を記載した書面</p>
<p>25 農林中央金庫代理業に係る業務が定款の事業目的に定められていない場合にあつては、当該業務のその事業目的への追加に係る株主総会の議事録又は株主総会に準ずる機関において必要な手続があつたことを証する書面</p>	<p>21 農林中央金庫代理業に係る業務が定款の事業目的に定められていない場合にあつては、当該業務のその事業目的への追加に係る株主総会の議事録又は株主総会に準ずる機関において必要な手続があつたことを証する書面</p>
<p>26 その他準用銀行法第52条の38第1項に規定する審査をするため参考となるべき事項を記載した書面</p>	<p>22 その他準用銀行法第52条の38第1項に規定する審査をするため参考となるべき事項を記載した書面</p>

系統金融機関向けの総合的な監督指針 新旧対照表

改正案	現 行																																																
<p>27 登録免許税納付書</p> <p style="text-align: right;">(第2面)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 5%;">1.</td> <td style="width: 75%;">商号、名称又は氏名</td> <td style="width: 20%;"></td> </tr> <tr> <td>2.</td> <td>役員 の 氏 名</td> <td>別添1 (第3面) のとおり</td> </tr> <tr> <td>3.</td> <td>農林中央金庫代理業を営む営業所又は事務所の名称及び所在地</td> <td>別添2 (第4面) のとおり</td> </tr> <tr> <td>4.</td> <td>他に営む業務の種類</td> <td>別添3 (第5面) のとおり</td> </tr> <tr> <td colspan="3">(削る)</td> </tr> <tr> <td colspan="3">(削る)</td> </tr> <tr> <td colspan="3">(削る)</td> </tr> <tr> <td colspan="3">(削る)</td> </tr> </table> <p>(記載上の注意)</p> <p>1 「1. 商号、名称又は氏名」、「2. 役員 の 氏 名」</p> <p>(1) 「1. 商号、名称又は氏名」に法人は商号又は名称を記載し、個人は氏名を記載すること</p> <p>(2) 「1. 商号、名称又は氏名」に個人は商号登記をしているときはその商号を、商号登記をしていないときは屋号等の名称を記載すること</p> <p>(3) 外国人においては、外国人登録証明書等に記載された通称名があるときは、氏名に () 書きで併せて記載すること</p> <p>2 上記の各項目に変更があったときは、農中法施行規則第 125 条別表第 1 の届出事項に従い、変更届出書、本様式により作成した変更後の各項目を記載した書面及び同表に規定する添付書類 (正・副各 1 部) を提出すること</p> <p style="text-align: center;">(第3面) ~ (第5面) (略)</p> <p>(削る)</p>	1.	商号、名称又は氏名		2.	役員 の 氏 名	別添1 (第3面) のとおり	3.	農林中央金庫代理業を営む営業所又は事務所の名称及び所在地	別添2 (第4面) のとおり	4.	他に営む業務の種類	別添3 (第5面) のとおり	(削る)			(削る)			(削る)			(削る)			<p>23 登録免許税納付書</p> <p style="text-align: right;">(第2面)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 5%;">1.</td> <td style="width: 75%;">商号、名称又は氏名</td> <td style="width: 20%;"></td> </tr> <tr> <td>2.</td> <td>役員 の 氏 名</td> <td>別添1 (第3面) のとおり</td> </tr> <tr> <td>3.</td> <td>農林中央金庫代理業を営む営業所又は事務所の名称及び所在地</td> <td>別添2 (第4面) のとおり</td> </tr> <tr> <td>4.</td> <td>他に営む業務の種類</td> <td>別添3 (第5面) のとおり</td> </tr> <tr> <td>5.</td> <td>個人の許可申請者の兼職状況</td> <td>別添4 (第6面) のとおり</td> </tr> <tr> <td>6.</td> <td>個人の許可申請者における総株主等の議決権の百分の五十を超える議決権を保有する法人等の状況</td> <td>別添5 (第7面) のとおり</td> </tr> <tr> <td>7.</td> <td>法人の許可申請者の役員 の 兼 職 又 は 兼 業 状 況</td> <td>別添6 (第8面) のとおり</td> </tr> <tr> <td>8.</td> <td>法人の許可申請者における子法人等の状況</td> <td>別添7 (第9面) のとおり</td> </tr> </table> <p>(記載上の注意)</p> <p>1 「1. 商号、名称又は氏名」、「2. 役員 の 氏 名」</p> <p>(1) 「1. 商号、名称又は氏名」に法人は商号又は名称を記載し、個人は氏名を記載すること</p> <p>(2) 「1. 商号、名称又は氏名」に個人は商号登記をしているときはその商号を、商号登記をしていないときは屋号等の名称を記載すること</p> <p>(3) 外国人においては、外国人登録証明書等に記載された通称名があるときは、氏名に () 書きで合わせて記載すること</p> <p>2 上記の各項目に変更があったときは、農中法施行規則第 125 条別表第 1 の届出事項に従い、変更届出書、本様式により作成した変更後の各項目を記載した書面及び同表に規定する添付書類 (正・副各 1 部) を提出すること</p> <p style="text-align: center;">(第3面) ~ (第5面) (略)</p> <p style="text-align: right;">(第6面)</p>	1.	商号、名称又は氏名		2.	役員 の 氏 名	別添1 (第3面) のとおり	3.	農林中央金庫代理業を営む営業所又は事務所の名称及び所在地	別添2 (第4面) のとおり	4.	他に営む業務の種類	別添3 (第5面) のとおり	5.	個人の許可申請者の兼職状況	別添4 (第6面) のとおり	6.	個人の許可申請者における総株主等の議決権の百分の五十を超える議決権を保有する法人等の状況	別添5 (第7面) のとおり	7.	法人の許可申請者の役員 の 兼 職 又 は 兼 業 状 況	別添6 (第8面) のとおり	8.	法人の許可申請者における子法人等の状況	別添7 (第9面) のとおり
1.	商号、名称又は氏名																																																
2.	役員 の 氏 名	別添1 (第3面) のとおり																																															
3.	農林中央金庫代理業を営む営業所又は事務所の名称及び所在地	別添2 (第4面) のとおり																																															
4.	他に営む業務の種類	別添3 (第5面) のとおり																																															
(削る)																																																	
(削る)																																																	
(削る)																																																	
(削る)																																																	
1.	商号、名称又は氏名																																																
2.	役員 の 氏 名	別添1 (第3面) のとおり																																															
3.	農林中央金庫代理業を営む営業所又は事務所の名称及び所在地	別添2 (第4面) のとおり																																															
4.	他に営む業務の種類	別添3 (第5面) のとおり																																															
5.	個人の許可申請者の兼職状況	別添4 (第6面) のとおり																																															
6.	個人の許可申請者における総株主等の議決権の百分の五十を超える議決権を保有する法人等の状況	別添5 (第7面) のとおり																																															
7.	法人の許可申請者の役員 の 兼 職 又 は 兼 業 状 況	別添6 (第8面) のとおり																																															
8.	法人の許可申請者における子法人等の状況	別添7 (第9面) のとおり																																															

系統金融機関向けの総合的な監督指針 新旧対照表

改正案	現 行														
(削る)	<p>(別添4：個人の許可申請者の兼職状況)</p> <p style="text-align: right;">商号、名称又は氏名 (年 月 日現在)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 33%;">常務に従事している他の法人の商号又は名称</th> <th style="width: 33%;">主たる営業所又は事務所の所在地</th> <th style="width: 34%;">業務の種類</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="height: 40px;"></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>(注意事項) 「業務の種類」は、常務に従事している他の法人の業務の種類であり、現に営む事業が属する「統計調査に用いる産業分類並びに疾病、傷害及び死因分類を定める政令の規定に基づき、産業に関する分類の名称及び分類表を定める等の件」に定める日本標準産業分類表に掲げる中分類（大分類J－金融業，保険業に属する場合にあっては細分類）により記載すること</p> <p style="text-align: right;"><u>(第7面)</u></p> <p>(別添5：個人の許可申請者における総株主等の議決権の百分の五十を超える議決権を保有する法人等の状況)</p> <p style="text-align: right;">商号、名称又は氏名 (年 月 日現在)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 25%;">法人等の商号又は名称</th> <th style="width: 25%;">主たる営業所又は事務所の所在地</th> <th style="width: 25%;">代表者の氏名</th> <th style="width: 25%;">業務の種類</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="height: 40px;"></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>(注意事項) 1 「法人等の商号又は名称」は、農中法施行規則第118条第1号ロに規定する次の基準に従い記載すること 当該個人に係る次に掲げる法人等の商号又は名称、主たる営業所又は事務所の所在地、代表者の氏名又は名称並びに業務の種類 (1) 当該個人がその総株主等の議決権の百分の五十を超える議決権を保有する法人等 (2) (1)に掲げる法人等の子法人等</p>	常務に従事している他の法人の商号又は名称	主たる営業所又は事務所の所在地	業務の種類				法人等の商号又は名称	主たる営業所又は事務所の所在地	代表者の氏名	業務の種類				
常務に従事している他の法人の商号又は名称	主たる営業所又は事務所の所在地	業務の種類													
法人等の商号又は名称	主たる営業所又は事務所の所在地	代表者の氏名	業務の種類												

系統金融機関向けの総合的な監督指針 新旧対照表

改 正 案	現 行																
(削る)	<p>2 「業務の種類」は、現に営む事業が属する「統計調査に用いる産業分類並びに疾病、傷害及び死因分類を定める政令の規定に基づき、産業に関する分類の名称及び分類表を定める等の件」に定める日本標準産業分類表に掲げる中分類（大分類J－金融業，保険業に属する場合にあっては細分類）により記載すること</p> <p style="text-align: right;"><u>(第8面)</u></p> <p>(別添6：法人の許可申請者の役員の兼職又は兼業状況)</p> <p style="text-align: center;">商号、名称又は氏名 (年 月 日現在)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin: 10px 0;"> <thead> <tr> <th style="width: 15%;">(ふりがな) 役員の氏名</th> <th style="width: 35%;">常務に従事し、又は事業を行う他の法人又は事業所の商号若しくは名称</th> <th style="width: 25%;">主たる営業所又は事務所の所在地</th> <th style="width: 25%;">業務の種類</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="height: 40px;"> </td> <td> </td> <td> </td> <td> </td> </tr> </tbody> </table> <p>(注意事項) 「業務の種類」は、常務に従事している他の法人又は事業所の業務の種類であり、現に営む事業が属する「統計調査に用いる産業分類並びに疾病、傷害及び死因分類を定める政令の規定に基づき、産業に関する分類の名称及び分類表を定める等の件」に定める日本標準産業分類表に掲げる中分類（大分類J－金融業，保険業に属する場合にあっては細分類）により記載すること</p> <p style="text-align: right;"><u>(第9面)</u></p> <p>(別添7：法人の許可申請者における子法人等の状況)</p> <p style="text-align: center;">商号、名称又は氏名 (年 月 日現在)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin: 10px 0;"> <thead> <tr> <th style="width: 15%;">子法人等の商号 又は名称</th> <th style="width: 25%;">主たる営業所又は事務所の所在地</th> <th style="width: 25%;">代表者の氏名</th> <th style="width: 35%;">業務の種類</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="height: 40px;"> </td> <td> </td> <td> </td> <td> </td> </tr> </tbody> </table>	(ふりがな) 役員の氏名	常務に従事し、又は事業を行う他の法人又は事業所の商号若しくは名称	主たる営業所又は事務所の所在地	業務の種類					子法人等の商号 又は名称	主たる営業所又は事務所の所在地	代表者の氏名	業務の種類				
(ふりがな) 役員の氏名	常務に従事し、又は事業を行う他の法人又は事業所の商号若しくは名称	主たる営業所又は事務所の所在地	業務の種類														
子法人等の商号 又は名称	主たる営業所又は事務所の所在地	代表者の氏名	業務の種類														
(削る)	<p>(削る)</p>																

系統金融機関向けの総合的な監督指針 新旧対照表

改 正 案	現 行
<p style="text-align: center;">(第 1 面)</p> <p style="text-align: right;">年 月 日</p> <p>金融庁長官 ○○○○ 殿 農林水産大臣 ○○○○ 殿</p> <p style="text-align: center;">主たる営業所等の所在地 商号又は名称 氏名 (法人にあつては、代表者の氏名)</p> <p style="text-align: center;">農林中央金庫代理業に係る再受託許可申請書</p> <p>農林中央金庫法第 9 5 条の 4 において読み替えて準用する銀行法（以下「準用銀行法」という。）第 5 2 条の 3 7 第 1 項の規定により農林中央金庫代理業の再受託に関する許可を申請します。この申請書及び添付書類の記載事項は、事実と相違ありません。</p> <p>(注) 添付書類</p> <p>1 農林中央金庫法施行規則（以下「農中法施行規則」という。）第 119 条第 1 項第 3 号に掲げる事項を記載した書面</p>	<p>(注意事項)</p> <p>1 「子法人等の商号又は名称」は、農中法施行規則第 118 条第 2 号ロに規定する次の基準に従い記載すること 当該法人に係る次に掲げる法人等の商号又は名称、主たる営業所又は事務所の所在地、代表者の氏名又は名称並びに業務の種類 (1) 当該法人の子法人等 (2) 当該法人の親法人等（農林中央金庫法施行令第 8 条第 2 項に規定する親法人等をいう。） (3) 当該法人の親法人等の子法人等（(1)に掲げる者を除く。）</p> <p>2 「業務の種類」は、現に営む事業が属する「統計調査に用いる産業分類並びに疾病、傷害及び死因分類を定める政令の規定に基づき、産業に関する分類の名称及び分類表を定める等の件」に定める日本標準産業分類表に掲げる中分類（大分類 J－金融業、保険業に属する場合にあつては細分類）により記載すること</p> <p style="text-align: center;">(第 1 面)</p> <p style="text-align: right;">年 月 日</p> <p>金融庁長官 ○○○○ 殿 農林水産大臣 ○○○○ 殿</p> <p style="text-align: center;">主たる営業所等の所在地 商号又は名称 氏名 (法人にあつては、代表者の氏名)</p> <p style="text-align: center;">農林中央金庫代理業に係る再受託許可申請書</p> <p>農林中央金庫法第 9 5 条の 4 において読み替えて準用する銀行法（以下「準用銀行法」という。）第 5 2 条の 3 7 第 1 項の規定により農林中央金庫代理業の再受託に関する許可を申請します。この申請書及び添付書類の記載事項は、事実と相違ありません。</p> <p>(注) 添付書類</p> <p>1 農林中央金庫法施行規則（以下「農中法施行規則」という。）第 119 条第 1 項第 3 号に掲げる事項を記載した書面</p>

系統金融機関向けの総合的な監督指針 新旧対照表

改 正 案	現 行
2 定款及び登記事項証明書（申請者が法人であるときに提出）	2 定款及び登記事項証明書（申請者が法人であるときに提出）
3 履歴書（申請者が個人であるときに提出）	3 履歴書（申請者が個人であるときに提出）
4 住民票の抄本（申請者が外国人であり、かつ、国内に居住している場合には、外国人登録証明書の写し、登録原票の写し又は登録原票記載事項証明書。以下別紙様式7-2において同じ。）又はこれに代わる書面（申請者が個人であるときに提出）	4 住民票の抄本（申請者が外国人であり、かつ、国内に居住している場合には、外国人登録証明書の写し、登録原票の写し又は登録原票記載事項証明書。以下別紙様式7-2において同じ。）又はこれに代わる書面（申請者が個人であるときに提出）
5 農中法施行規則第123条第4号に該当しないことを誓約する書面（申請者が個人であるときに提出）	5 農中法施行規則第123条第4号に該当しないことを誓約する書面（申請者が個人であるときに提出）
6 <u>申請者が他の法人の常務に従事する場合には、当該他の法人の商号又は名称、主たる営業所又は事務所の所在地及び業務の種類を記載した書面（申請者が個人であるときに提出）</u>	(新設)
7 <u>申請者がその総株主等の議決権の百分の五十を超える議決権を保有する法人等及び当該法人等の子法人等の商号又は名称、主たる営業所又は事務所の所在地、代表者の氏名又は商号若しくは名称及び業務の種類を記載した書面（申請者が個人であるときに提出）</u>	(新設)
8 役員（役員が法人であるときは、その職務を行うべき者を含む。）の履歴書（申請者が法人であるときに提出）	6 役員（役員が法人であるときは、その職務を行うべき者を含む。）の履歴書（申請者が法人であるときに提出）
9 役員（国内の営業所又は事務所に駐在する役員に限る。）の住民票の抄本（役員が法人であるときは、当該役員の登記事項証明書を含む。）又はこれに代わる書面（申請者が法人であるときに提出）	7 役員（国内の営業所又は事務所に駐在する役員に限る。）の住民票の抄本（役員が法人であるときは、当該役員の登記事項証明書を含む。）又はこれに代わる書面（申請者が法人であるときに提出）
10 農中法施行規則第123条第5号に該当しないことを誓約する書面（申請者が法人であるときに提出）	8 農中法施行規則第123条第5号に該当しないことを誓約する書面
11 役員が農中法施行規則第123条第4号に該当しないものであることを当該役員が誓約する書面（申請者が法人であるときに提出）	9 役員が農中法施行規則第123条第4号イからチまでのいずれにも該当しないものであることを当該役員が誓約する書面
12 <u>役員が他の法人の常務に従事し、又は事業を営む場合には、当該役員の氏名又は商号若しくは名称、当該他の法人又は事務所の商号又は名称、主たる営業所又は事務所の所在地及び業務の種類を記載した書面（申請者が法人であるときに提出）</u>	(新設)
13 <u>当該法人の子法人等、当該法人の親法人等又は当該法人の親法人等の子法人等の商号又は名称、主たる営業所又は事務所の所在地、代表者の氏名又は商号若しくは名称及び業務の種類を記載した書面（申請者が法人であるときに提出）</u>	(新設)
14 農林中央金庫代理業再委託者の再委託を受けて農林中央金庫代理業を営むときは、当該農林中央金庫代理業再委託者との間の農林中央金庫代理業に係る業務の委託契約書の案及び当該農林中央金庫代理業再委託者が当該再委託について農林中央金庫の許諾を得たことを証する書面	10 農林中央金庫代理業再委託者の再委託を受けて農林中央金庫代理業を営むときは、当該農林中央金庫代理業再委託者との間の農林中央金庫代理業に係る業務の委託契約書の案及び当該農林中央金庫代理業再委託者が当該再委託について農林中央金庫の許諾を得たことを証する書面
15 農林中央金庫代理業に関する能力を有する者の確保の状況及び当該者の配置の状況を記載した書面（農林中央金庫代理業に関する能力を有する者であることを	11 農林中央金庫代理業に関する能力を有する者の確保の状況及び当該者の配置の状況を記載した書面（農林中央金庫代理業に関する能力を有する者であることを

系統金融機関向けの総合的な監督指針 新旧対照表

改 正 案	現 行												
<p>証する書面を含む。)</p> <p>16 許可の申請の日を含む事業年度の前事業年度に係る農中法施行規則別紙様式第11号により作成された財産に関する調書（申請者が個人であるときに提出）</p> <p>17 許可の申請の日を含む事業年度の前事業年度に係る貸借対照表又はこれに代わる書面（許可の申請の日を含む事業年度に設立された法人にあっては、当該法人の設立の時に作成する貸借対照表又はこれに代わる書面）（申請者が法人であるときに提出）</p> <p>18 会計監査人設置会社である場合には、許可の申請の日を含む事業年度の前事業年度の会社法第396条第1項に規定する会計監査報告の内容を記載した書面</p> <p>19 農林中央金庫代理業開始後三事業年度における収支及び財産の状況の見込みを記載した書面</p> <p>20 農林中央金庫又は農林中央金庫代理業再委託者が保証人の保証を徴するときは、当該保証を証する書面及び当該保証人に係る農中法施行規則第120条第1項第6号及び第7号に規定する書面</p> <p>21 内部管理に関する業務を行う組織の概要、法令を遵守するための管理の体制及び農林中央金庫代理業に関する組織図を記載した書面</p> <p>22 他に業務を営むときは、兼業業務の内容及び方法を記載した書面</p> <p>23 農林中央金庫代理業の運営に関する内部規則等</p> <p>24 農林中央金庫代理業を営む営業所又は事務所の付近見取図及び間取図（防犯カメラの設置状況、警備状況を含む。）並びに当該営業所又は当該事務所で営む農林中央金庫代理業の業務運営を指揮する農林中央金庫の事務所の名称を記載した書面</p> <p>25 農林中央金庫代理業に係る業務が定款の事業目的に定められていない場合にあつては、当該業務のその事業目的への追加に係る株主総会の議事録又は株主総会に準ずる機関において必要な手続があつたことを証する書面</p> <p>26 その他準用銀行法第52条の38第1項に規定する審査をするため参考となるべき事項を記載した書面</p> <p>27 農林中央金庫代理業者が、農林中央金庫代理業の許可と同時に農林中央金庫代理業の再委託の許可を申請する場合には、別紙様式7-1の添付書類「14 農林中央金庫の委託を受けて農林中央金庫代理業を営むときは、農林中央金庫との間の農林中央金庫代理業に係る委託契約書の案」等の必要と認められる書面</p> <p>28 登録免許税納付書</p>	<p>証する書面を含む。)</p> <p>12 許可の申請の日を含む事業年度の前事業年度に係る農中法施行規則別紙様式第11号により作成された財産に関する調書（申請者が個人であるときに提出）</p> <p>13 許可の申請の日を含む事業年度の前事業年度に係る貸借対照表又はこれに代わる書面（許可の申請の日を含む事業年度に設立された法人にあっては、当該法人の設立の時に作成する貸借対照表又はこれに代わる書面）（申請者が法人であるときに提出）</p> <p>14 会計監査人設置会社である場合には、許可の申請の日を含む事業年度の前事業年度の会社法第396条第1項に規定する会計監査報告の内容を記載した書面</p> <p>15 農林中央金庫代理業開始後三事業年度における収支及び財産の状況の見込みを記載した書面</p> <p>16 農林中央金庫又は農林中央金庫代理業再委託者が保証人の保証を徴するときは、当該保証を証する書面及び当該保証人に係る農中法施行規則第120条第6号及び第7号に規定する書面</p> <p>17 内部管理に関する業務を行う組織の概要、法令を遵守するための管理の体制及び農林中央金庫代理業に関する組織図を記載した書面</p> <p>18 他に業務を営むときは、兼業業務の内容及び方法を記載した書面</p> <p>19 農林中央金庫代理業の運営に関する内部規則等</p> <p>20 農林中央金庫代理業を営む営業所又は事務所の付近見取図及び間取図（防犯カメラの設置状況、警備状況を含む。）並びに当該営業所又は当該事務所で営む農林中央金庫代理業の業務運営を指揮する農林中央金庫の事務所の名称を記載した書面</p> <p>21 農林中央金庫代理業に係る業務が定款の事業目的に定められていない場合にあつては、当該業務のその事業目的への追加に係る株主総会の議事録又は株主総会に準ずる機関において必要な手続があつたことを証する書面</p> <p>22 その他準用銀行法第52条の38第1項に規定する審査をするため参考となるべき事項を記載した書面</p> <p>23 農林中央金庫代理業者が、農林中央金庫代理業の許可と同時に農林中央金庫代理業の再委託の許可を申請する場合には、別紙様式7-1の添付書類「10 農林中央金庫の委託を受けて農林中央金庫代理業を営むときは、農林中央金庫との間の農林中央金庫代理業に係る委託契約書の案」等の必要と認められる書面</p> <p>24 登録免許税納付書</p>												
(第2面)	(第2面)												
<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 5%; text-align: center;">1.</td> <td style="width: 20%;">商号、名称又は氏名</td> <td style="width: 75%;"></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">2.</td> <td>役員 の 氏 名</td> <td style="text-align: center;">別添1（第3面）のとおり</td> </tr> </table>	1.	商号、名称又は氏名		2.	役員 の 氏 名	別添1（第3面）のとおり	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 5%; text-align: center;">1.</td> <td style="width: 20%;">商号、名称又は氏名</td> <td style="width: 75%;"></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">2.</td> <td>役員 の 氏 名</td> <td style="text-align: center;">別添1（第3面）のとおり</td> </tr> </table>	1.	商号、名称又は氏名		2.	役員 の 氏 名	別添1（第3面）のとおり
1.	商号、名称又は氏名												
2.	役員 の 氏 名	別添1（第3面）のとおり											
1.	商号、名称又は氏名												
2.	役員 の 氏 名	別添1（第3面）のとおり											

系統金融機関向けの総合的な監督指針 新旧対照表

改正案			現 行		
3.	農林中央金庫代理業を営む営業所又は事務所の名称及び所在地	別添2（第4面）のとおり	3.	農林中央金庫代理業を営む営業所又は事務所の名称及び所在地	別添2（第4面）のとおり
4.	他に営む業務の種類	別添3（第5面）のとおり	4.	他に営む業務の種類	別添3（第5面）のとおり
	(削る)		5.	個人の許可申請者の兼職状況	別添4（第6面）のとおり
	(削る)		6.	個人の許可申請者における総株主等の議決権の百分の五十を超える議決権を保有する法人等の状況	別添5（第7面）のとおり
	(削る)		7.	法人の許可申請者の役員 の兼職又は兼業状況	別添6（第8面）のとおり
	(削る)		8.	法人の許可申請者における子法人等の状況	別添7（第9面）のとおり
5.	農林中央金庫代理業再委託者の商号、名称又は氏名及び主たる営業所又は事務所の所在地	別添4（第6面）のとおり	9.	農林中央金庫代理業再委託者の商号、名称又は氏名及び主たる営業所又は事務所の所在地	別添8（第10面）のとおり
(記載上の注意)			(記載上の注意)		
1 「1. 商号、名称又は氏名」、「2. 役員 の氏名」			1 「1. 商号、名称又は氏名」、「2. 役員 の氏名」		
(1) 「1. 商号、名称又は氏名」に法人は商号又は名称を記載し、個人は氏名を記載すること			(1) 「1. 商号、名称又は氏名」に法人は商号又は名称を記載し、個人は氏名を記載すること		
(2) 「1. 商号、名称又は氏名」に個人は商号登記をしているときはその商号を、商号登記をしていないときは屋号等の名称を記載すること			(2) 「1. 商号、名称又は氏名」に個人は商号登記をしているときはその商号を、商号登記をしていないときは屋号等の名称を記載すること		
(3) 外国人においては、外国人登録証明書等に記載された通称名があるときは、氏名に（ ）書きで併せて記載すること			(3) 外国人においては、外国人登録証明書等に記載された通称名があるときは、氏名に（ ）書きで合わせて記載すること		
2 上記の各項目に変更があったときは、農中法施行規則第125条別表第1の届出事項に従い、変更届出書、本様式により作成した変更後の各項目を記載した書面及び同表に規定する添付書類（正・副各1部）を提出すること			2 上記の各項目に変更があったときは、農中法施行規則第125条別表第1の届出事項に従い、変更届出書、本様式により作成した変更後の各項目を記載した書面及び同表に規定する添付書類（正・副各1部）を提出すること		
(第3面)～(第5面) (略)			(第3面)～(第5面) (略)		
(削る)			(別添4：個人の許可申請者の兼職状況)		
			<u>(第6面)</u>		

系統金融機関向けの総合的な監督指針 新旧対照表

改正案	現 行														
<p>(削る)</p>	<p style="text-align: center;">商号、名称又は氏名 (年 月 日現在)</p> <table border="1" data-bbox="1131 359 2085 523"> <thead> <tr> <th data-bbox="1131 359 1449 427">常務に従事している他の法人の商号又は名称</th> <th data-bbox="1451 359 1765 427">主たる営業所又は事務所の所在地</th> <th data-bbox="1767 359 2085 427">業務の種類</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="1131 429 1449 523"></td> <td data-bbox="1451 429 1765 523"></td> <td data-bbox="1767 429 2085 523"></td> </tr> </tbody> </table> <p>(注意事項) 「業務の種類」は、常務に従事している他の法人の業務の種類であり、現に営む事業が属する「統計調査に用いる産業分類並びに疾病、傷害及び死因分類を定める政令の規定に基づき、産業に関する分類の名称及び分類表を定める等の件」に定める日本標準産業分類表に掲げる中分類（大分類J－金融業，保険業に属する場合にあっては細分類）により記載すること</p> <p style="text-align: right;"><u>(第7面)</u></p> <p>(別添5：個人の許可申請者における総株主等の議決権の百分の五十を超える議決権を保有する法人等の状況)</p> <p style="text-align: center;">商号、名称又は氏名 (年 月 日現在)</p> <table border="1" data-bbox="1131 991 2085 1155"> <thead> <tr> <th data-bbox="1131 991 1368 1059">法人等の商号又は名称</th> <th data-bbox="1370 991 1608 1059">主たる営業所又は事務所の所在地</th> <th data-bbox="1610 991 1848 1059">代表者の氏名</th> <th data-bbox="1850 991 2085 1059">業務の種類</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="1131 1061 1368 1155"></td> <td data-bbox="1370 1061 1608 1155"></td> <td data-bbox="1610 1061 1848 1155"></td> <td data-bbox="1850 1061 2085 1155"></td> </tr> </tbody> </table> <p>(注意事項) 1 「法人等の商号又は名称」は、農中法施行規則第118条第1号ロに規定する次の基準に従い記載すること 当該個人に係る次に掲げる法人等の商号又は名称、主たる営業所又は事務所の所在地、代表者の氏名又は名称並びに業務の種類 (1)当該個人がその総株主等の議決権の百分の五十を超える議決権を保有する法人等 (2) (1)に掲げる法人等の子法人等 2 「業務の種類」は、現に営む事業が属する「統計調査に用いる産業分類並びに疾病、</p>	常務に従事している他の法人の商号又は名称	主たる営業所又は事務所の所在地	業務の種類				法人等の商号又は名称	主たる営業所又は事務所の所在地	代表者の氏名	業務の種類				
	常務に従事している他の法人の商号又は名称	主たる営業所又は事務所の所在地	業務の種類												
	法人等の商号又は名称	主たる営業所又は事務所の所在地	代表者の氏名	業務の種類											

系統金融機関向けの総合的な監督指針 新旧対照表

改 正 案	現 行								
(削る)	<p>傷害及び死因分類を定める政令の規定に基づき、産業に関する分類の名称及び分類表を定める等の件」に定める日本標準産業分類表に掲げる中分類（大分類J－金融業，保険業に属する場合にあっては細分類）により記載すること</p> <p style="text-align: right;"><u>(第8面)</u></p> <p>(別添6：法人の許可申請者の役員の兼職又は兼業状況</p> <p style="text-align: right;">商号、名称又は氏名 (年 月 日現在)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin-top: 10px;"> <thead> <tr> <th style="width: 15%;">(ふりがな) 役員の氏名</th> <th style="width: 35%;">常務に従事し、又は事業を行う他の法人又は事業所の商号若しくは名称</th> <th style="width: 25%;">主たる営業所又は事務所の所在地</th> <th style="width: 25%;">業務の種類</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="height: 30px;"> </td> <td> </td> <td> </td> <td> </td> </tr> </tbody> </table> <p>(注意事項) 「業務の種類」は、常務に従事している他の法人又は事業所の業務の種類であり、現に営む事業が属する「統計調査に用いる産業分類並びに疾病、傷害及び死因分類を定める政令の規定に基づき、産業に関する分類の名称及び分類表を定める等の件」に定める日本標準産業分類表に掲げる中分類（大分類J－金融業，保険業に属する場合にあっては細分類）により記載すること</p>	(ふりがな) 役員の氏名	常務に従事し、又は事業を行う他の法人又は事業所の商号若しくは名称	主たる営業所又は事務所の所在地	業務の種類				
(ふりがな) 役員の氏名	常務に従事し、又は事業を行う他の法人又は事業所の商号若しくは名称	主たる営業所又は事務所の所在地	業務の種類						
(削る)	<p style="text-align: right;"><u>(第9面)</u></p> <p>(別添7：法人の許可申請者における子法人等の状況</p> <p style="text-align: right;">商号、名称又は氏名 (年 月 日現在)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin-top: 10px;"> <thead> <tr> <th style="width: 20%;">子法人等の商号 又は名称</th> <th style="width: 25%;">主たる営業所又は事務所の所在地</th> <th style="width: 25%;">代表者の氏名</th> <th style="width: 30%;">業務の種類</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="height: 30px;"> </td> <td> </td> <td> </td> <td> </td> </tr> </tbody> </table>	子法人等の商号 又は名称	主たる営業所又は事務所の所在地	代表者の氏名	業務の種類				
子法人等の商号 又は名称	主たる営業所又は事務所の所在地	代表者の氏名	業務の種類						

系統金融機関向けの総合的な監督指針 新旧対照表

改正案	現 行																																																
<p style="text-align: right;">(第6面)</p> <p>(別添4: 農林中央金庫代理業再委託者の商号、名称又は氏名及び主たる営業所又は事務所の所在地)</p> <p style="text-align: center;">商号、名称又は氏名 (年 月 日現在)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr><td style="width: 5%;">1.</td><td style="width: 75%;">商号、名称又は氏名</td><td style="width: 20%;"></td></tr> <tr><td>2.</td><td>役員 の 氏 名</td><td></td></tr> <tr><td>3.</td><td>農林中央金庫代理業を営む営業所又は事務所の名称及び所在地</td><td></td></tr> <tr><td>4.</td><td>他に営む業務の種類</td><td></td></tr> <tr><td colspan="3">(削る)</td></tr> <tr><td colspan="3">(削る)</td></tr> <tr><td colspan="3">(削る)</td></tr> <tr><td colspan="3">(削る)</td></tr> </table> <p>(記載上の注意)</p>	1.	商号、名称又は氏名		2.	役員 の 氏 名		3.	農林中央金庫代理業を営む営業所又は事務所の名称及び所在地		4.	他に営む業務の種類		(削る)			(削る)			(削る)			(削る)			<p>(注意事項)</p> <p>1 「子法人等の商号又は名称」は、農中法施行規則第118条第2号ロに規定する次の基準に従い記載すること 当該法人に係る次に掲げる法人等の商号又は名称、主たる営業所又は事務所の所在地、代表者の氏名又は名称並びに業務の種類 (1)当該法人の子法人等 (2)当該法人の親法人等（農林中央金庫法施行令第8条第2項に規定する親法人等をいう。） (3)当該法人の親法人等の子法人等（(1)に掲げる者を除く。）</p> <p>2 「業務の種類」は、現に営む事業が属する「統計調査に用いる産業分類並びに疾病、傷害及び死因分類を定める政令の規定に基づき、産業に関する分類の名称及び分類表を定める等の件」に定める日本標準産業分類表に掲げる中分類（大分類J－金融業、保険業に属する場合にあっては細分類）により記載すること</p> <p style="text-align: right;">(第10面)</p> <p>(別添8: 農林中央金庫代理業再委託者の商号、名称又は氏名及び主たる営業所又は事務所の所在地)</p> <p style="text-align: center;">商号、名称又は氏名 (年 月 日現在)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr><td style="width: 5%;">1.</td><td style="width: 75%;">商号、名称又は氏名</td><td style="width: 20%;"></td></tr> <tr><td>2.</td><td>役員 の 氏 名</td><td></td></tr> <tr><td>3.</td><td>農林中央金庫代理業を営む営業所又は事務所の名称及び所在地</td><td></td></tr> <tr><td>4.</td><td>他に営む業務の種類</td><td></td></tr> <tr><td>5.</td><td>個人の許可申請者の兼職状況</td><td></td></tr> <tr><td>6.</td><td>個人の許可申請者における総株主等の議決権の百分の五十を超える議決権を保有する法人等の状況</td><td></td></tr> <tr><td>7.</td><td>法人の許可申請者の役員 の兼職又は兼業状況</td><td></td></tr> <tr><td>8.</td><td>法人の許可申請者における子法人等の状況</td><td></td></tr> </table> <p>(記載上の注意)</p>	1.	商号、名称又は氏名		2.	役員 の 氏 名		3.	農林中央金庫代理業を営む営業所又は事務所の名称及び所在地		4.	他に営む業務の種類		5.	個人の許可申請者の兼職状況		6.	個人の許可申請者における総株主等の議決権の百分の五十を超える議決権を保有する法人等の状況		7.	法人の許可申請者の役員 の兼職又は兼業状況		8.	法人の許可申請者における子法人等の状況	
1.	商号、名称又は氏名																																																
2.	役員 の 氏 名																																																
3.	農林中央金庫代理業を営む営業所又は事務所の名称及び所在地																																																
4.	他に営む業務の種類																																																
(削る)																																																	
(削る)																																																	
(削る)																																																	
(削る)																																																	
1.	商号、名称又は氏名																																																
2.	役員 の 氏 名																																																
3.	農林中央金庫代理業を営む営業所又は事務所の名称及び所在地																																																
4.	他に営む業務の種類																																																
5.	個人の許可申請者の兼職状況																																																
6.	個人の許可申請者における総株主等の議決権の百分の五十を超える議決権を保有する法人等の状況																																																
7.	法人の許可申請者の役員 の兼職又は兼業状況																																																
8.	法人の許可申請者における子法人等の状況																																																

系統金融機関向けの総合的な監督指針 新旧対照表

改正案	現 行						
<p>1 「1. 商号、名称又は氏名」、「2. 役員の氏名」</p> <p>(1) 「1. 商号、名称又は氏名」に法人は商号又は名称を記載し、個人は氏名を記載すること</p> <p>(2) 「1. 商号、名称又は氏名」に個人は商号登記をしているときはその商号を、商号登記をしていないときは屋号等の名称を記載すること</p> <p>(3) 外国人においては、外国人登録証明書等に記載された通称名があるときは、氏名に（ ）書きで併せて記載すること</p> <p>2 上記の各項目に変更があったときは、農中法施行規則第 125 条別表第 1 の届出事項に従い、変更届出書、本様式により作成した変更後の各項目を記載した書面及び同表に規定する添付書類（正・副各 1 部）を提出すること</p> <p> </p> <p>(削る)</p>	<p>1 「1. 商号、名称又は氏名」、「2. 役員の氏名」</p> <p>(1) 「1. 商号、名称又は氏名」に法人は商号又は名称を記載し、個人は氏名を記載すること</p> <p>(2) 「1. 商号、名称又は氏名」に個人は商号登記をしているときはその商号を、商号登記をしていないときは屋号等の名称を記載すること</p> <p>(3) 外国人においては、外国人登録証明書等に記載された通称名があるときは、氏名に（ ）書きで合わせて記載すること</p> <p>2 上記の各項目に変更があったときは、農中法施行規則第 125 条別表第 1 の届出事項に従い、変更届出書、本様式により作成した変更後の各項目を記載した書面及び同表に規定する添付書類（正・副各 1 部）を提出すること</p> <p> </p> <p>変更の届出（農林中央金庫代理業者である個人又は農林中央金庫代理業者である法人の役員が、新たに他の法人の常務に従事することとなった場合）</p> <p><u>別紙様式 7-4-8-1</u></p> <p style="text-align: right;">年 月 日</p> <p>金融庁長官 ○○○○ 殿 農林水産大臣 ○○○○ 殿</p> <p style="text-align: right;">住所又は所在地 商号、名称又は氏名 代表者 (担当部署、担当者、担当者連絡先)</p> <p style="text-align: center;">兼職状況の変更に係る届出書</p> <p>新たに他の法人の常務に従事することとなりましたので、農林中央金庫法第 95 条の 4 において読み替えて準用する銀行法第 52 条の 39 第 1 項の規定に基づき、下記のとおりお届けいたします。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin-top: 10px;"> <tr> <td style="width: 60%;">当該他の法人の商号又は名称</td> <td style="width: 40%;"></td> </tr> <tr> <td>主たる営業所等の所在地</td> <td></td> </tr> <tr> <td>業 務 の 種 類</td> <td></td> </tr> </table>	当該他の法人の商号又は名称		主たる営業所等の所在地		業 務 の 種 類	
当該他の法人の商号又は名称							
主たる営業所等の所在地							
業 務 の 種 類							

系統金融機関向けの総合的な監督指針 新旧対照表

改正案	現 行	
(削る)	変 更 年 月 日	
	理 由	
	<p>(注) 記載要領 申請者が法人である場合には、「業務の種類」欄の次に「新たに常務に従事することとなった役員の氏名」欄を設けて、当該他の法人に従事することとなった役員の氏名を記載すること</p>	
	<p>変更の届出（農林中央金庫代理業者である個人又は農林中央金庫代理業者である法人の役員が、他の法人の常務に従事しないこととなった場合）</p>	
	<p><u>別紙様式 7-4-8-2</u></p>	
	<p>年 月 日</p>	
	<p>金融庁長官 ○○○○ 殿 農林水産大臣 ○○○○ 殿</p>	
	<p>住所又は所在地 商号、名称又は氏名 代表者 （担当部署、担当者、担当者連絡先）</p>	
	<p>兼職状況の変更に係る届出書</p>	
	<p>他の法人の常務に従事しないこととなりましたので、農林中央金庫法第 95 条の 4 において読み替えて準用する銀行法第 52 条の 39 第 1 項の規定に基づき、下記のとおりお届けいたします。</p>	
<p>記</p>		
	当該他の法人の商号又は名称	
	当該他の法人の主たる 営業所等の所在地	
	理 由	

系統金融機関向けの総合的な監督指針 新旧対照表

改 正 案	現 行											
(削る)	<p>(注) 記載要領 申請者が法人である場合には、「当該他の法人の主たる営業所等の所在地」欄の次に「当該他の法人の常務に従事しないこととなった役員の氏名」欄を設けて、当該他の法人の常務に従事しないこととなった役員の氏名を記載すること</p> <p>変更の届出（農林中央金庫代理業者である個人又は農林中央金庫代理業者である法人の役員が、現在常務に従事している他の法人の商号又は名称、主たる営業所等の所在地及び業務の種類に変更があった場合）</p> <p><u>別紙様式 7-4-8-3</u></p> <p style="text-align: right;">年 月 日</p> <p>金融庁長官 ○○○○ 殿 農林水産大臣 ○○○○ 殿</p> <p style="text-align: right;">住所又は所在地 商号、名称又は氏名 代表者 (担当部署、担当者、担当者連絡先)</p> <p style="text-align: center;">兼職状況の変更に係る届出書</p> <p>常務に従事する他の法人の商号（名称若しくは業務の内容）の変更がありましたので、農林中央金庫法第 95 条の 4 において読み替えて準用する銀行法第 52 条の 39 第 1 項の規定に基づき、下記のとおりお届けいたします。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin-top: 10px;"> <tr> <td rowspan="2" style="width: 30%; text-align: center;">変 更 事 項</td> <td style="width: 15%; text-align: center;">変 更 後</td> <td style="width: 55%;"></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">変 更 前</td> <td></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">変 更 年 月 日</td> <td colspan="2" style="text-align: center;">年 月 日 ()</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">理 由</td> <td colspan="2"></td> </tr> </table>	変 更 事 項	変 更 後		変 更 前		変 更 年 月 日	年 月 日 ()		理 由		
変 更 事 項	変 更 後											
	変 更 前											
変 更 年 月 日	年 月 日 ()											
理 由												

系統金融機関向けの総合的な監督指針 新旧対照表

改正案	現 行																							
(削る)	<p>変更の届出（農林中央金庫代理業者である個人が、総株主等の議決権の百分の五十を超える議決権を保有する法人等又は当該法人等の子法人等の変更） 別紙様式 7-4-9</p> <p style="text-align: right;">年 月 日</p> <p>金融庁長官 ○○○○ 殿 農林水産大臣 ○○○○ 殿</p> <p style="text-align: right;">住 所 氏 名</p> <p>総株主等の議決権の百分の五十を超える議決権を保有する法人等の変更に係る届出書</p> <p>○○の総株主等の議決権の百分の五十を超える議決権の保有者となった（保有者でなくなった）ので、農林中央金庫法第95条の4において読み替えて準用する銀行法第52条の39第1項の規定に基づき、下記のとおりお届けいたします。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <table border="1" data-bbox="1131 834 2076 1335"> <tr> <td colspan="2">当該法人等の商号又は名称</td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="2">変 更 事 項</td> <td>変 更 後</td> <td></td> </tr> <tr> <td>変 更 前</td> <td></td> </tr> <tr> <td colspan="2">当該法人等の主たる営業所等の所在地</td> <td></td> </tr> <tr> <td colspan="2">当該法人等の代表者氏名</td> <td></td> </tr> <tr> <td colspan="2">当該法人等の業務の種類</td> <td></td> </tr> <tr> <td colspan="2">変 更 年 月 日</td> <td></td> </tr> <tr> <td colspan="2">理 由</td> <td></td> </tr> </table> <p>(注) 記載要領 1 「変更事項」欄には、当該法人等の商号又は名称、主たる営業所又は事務所の所</p>	当該法人等の商号又は名称			変 更 事 項	変 更 後		変 更 前		当該法人等の主たる営業所等の所在地			当該法人等の代表者氏名			当該法人等の業務の種類			変 更 年 月 日			理 由		
当該法人等の商号又は名称																								
変 更 事 項	変 更 後																							
	変 更 前																							
当該法人等の主たる営業所等の所在地																								
当該法人等の代表者氏名																								
当該法人等の業務の種類																								
変 更 年 月 日																								
理 由																								

系統金融機関向けの総合的な監督指針 新旧対照表

改正案	現 行					
(削る)	<p>在地、代表者の氏名並びに業務の内容についての変更にあたり、当該変更事項について記載すること</p> <p>2 新たに総株主等の議決権の百分の五十を超える議決権を保有する法人等（当該法人等の子法人等）とした（総株主等の議決権の百分の五十を超える議決権を保有する法人等（当該法人等の子法人等）でなくなった）旨の届出の場合は、「変更事項」欄を削り、「理由」欄を「総株主等の議決権の百分の五十を超える議決権を保有する法人等（当該法人等の子法人等）とした（総株主等の議決権の百分の五十を超える議決権を保有する法人等（当該法人等の子法人等）でなくなった）理由及び事由」欄に改めて記載すること</p> <p>変更の届出（農林中央金庫代理業者である法人の子法人等、当該法人の親法人等又は当該法人等の親法人等の子法人等の変更）</p> <p><u>別紙様式 7-4-10</u></p> <p style="text-align: right;">年 月 日</p> <p>金融庁長官 ○○○○ 殿 農林水産大臣 ○○○○ 殿</p> <p style="text-align: right;">所在地 商号又は名称 代表者 (担当部署、担当者、担当者連絡先)</p> <p style="text-align: center;">子法人等に係る変更届出書</p> <p>子法人等について○○を変更いたしましたので、農林中央金庫法第 95 条の 4 において読み替えて準用する銀行法第 52 条の 39 第 1 項の規定に基づき、下記のとおりお届けいたします。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin-top: 10px;"> <tr> <td style="width: 30%;">当該法人等の商号又は名称</td> <td style="width: 70%;"></td> </tr> <tr> <td style="width: 30%;">変更事項</td> <td style="width: 30%;">変更後</td> <td style="width: 40%;"></td> </tr> </table>	当該法人等の商号又は名称		変更事項	変更後	
当該法人等の商号又は名称						
変更事項	変更後					

系統金融機関向けの総合的な監督指針 新旧対照表

改正案	現 行	
<p>(削る)</p>		変更前
	当該法人等の主たる営業所等の所在地	
	当該法人等の代表者の氏名	
	当該法人等の業務の種類	
	変 更 年 月 日	
	理 由	
	<p>(注) 記載要領</p> <p>1 「変更事項」欄には、当該法人等の商号又は名称、主たる営業所又は事務所の所在地、代表者の氏名並びに業務の内容についての変更した際、当該変更事項について記載すること</p> <p>2 新たに子法人等とした（子法人等でなくなった）旨の届出の場合は、「変更事項」欄を削り、「理由」欄を「子法人等とした（子法人等でなくなった）理由及び事由」欄に改めて記載すること</p> <p>変更の届出（農林中央金庫代理業者である法人の役員が営んでいる事業の変更）</p> <p><u>別紙様式 7-4-11-1</u></p> <p align="right">年 月 日</p> <p>金融庁長官 ○○○○ 殿 農林水産大臣 ○○○○ 殿</p> <p align="right">所在地 商号又は名称 代表者 (担当部署、担当者、担当者連絡先)</p> <p align="right">役員が新たに営む事業に係る届出書</p>	

系統金融機関向けの総合的な監督指針 新旧対照表

改正案	現 行								
<p>(削る)</p>	<p>役員が新たに事業を営むことになりましたので、農林中央金庫法第 95 条の 4 において読み替えて準用する銀行法第 52 条の 39 第 1 項の規定に基づき、下記のとおりお届けいたします。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <table border="1" data-bbox="1131 416 2078 564"> <tr> <td>新たに営む事業の種類</td> <td></td> </tr> <tr> <td>開 始 年 月 日</td> <td>年 月 日 ()</td> </tr> <tr> <td>理 由</td> <td></td> </tr> </table> <p>変更の届出（農林中央金庫代理業者である法人の役員が営んでいる事業の変更）</p> <p><u>別紙様式 7-4-11-2</u></p> <p style="text-align: right;">年 月 日</p> <p>金融庁長官 ○○○○ 殿 農林水産大臣 ○○○○ 殿</p> <p style="text-align: right;">所在地 商号又は名称 代表者 (担当部署、担当者、担当者連絡先)</p> <p style="text-align: center;">役員が営む事業の廃止に係る届出書</p> <p>役員が営む事業を廃止いたしましたので、農林中央金庫法第 95 条の 4 において読み替えて準用する銀行法第 52 条の 39 第 1 項の規定に基づき、下記のとおりお届けいたします。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <table border="1" data-bbox="1131 1337 2078 1383"> <tr> <td>廃止した事業の種類</td> <td></td> </tr> </table>	新たに営む事業の種類		開 始 年 月 日	年 月 日 ()	理 由		廃止した事業の種類	
	新たに営む事業の種類								
開 始 年 月 日	年 月 日 ()								
理 由									
廃止した事業の種類									

系統金融機関向けの総合的な監督指針 新旧対照表

改正案	現 行												
<p>(削る)</p>	<p>廃 止 年 月 日</p>	<p>年 月 日 ()</p>											
	<p>理 由</p>												
<p>変更の届出（農林中央金庫代理業者の業務の内容及び方法の変更） 別紙様式 7-4-8</p>	<p>変更の届出（農林中央金庫代理業者である法人の役員が営んでいる事業の変更） 別紙様式 7-4-11-3</p> <p style="text-align: right;">年 月 日</p> <p>金融庁長官 ○○○○ 殿 農林水産大臣 ○○○○ 殿</p> <p style="text-align: right;">所在地 商号又は名称 代表者 (担当部署、担当者、担当者連絡先)</p> <p style="text-align: center;">役員が営む事業の変更に係る届出書</p> <p>役員が営む事業を変更いたしましたので、農林中央金庫法第 95 条の 4 において読み替えて準用する銀行法第 52 条の 39 第 1 項の規定に基づき、下記のとおりお届けいたします。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <table border="1" data-bbox="1131 1058 2078 1257"> <tr> <td rowspan="2">変更の内容</td> <td>変更後</td> <td></td> </tr> <tr> <td>変更前</td> <td></td> </tr> <tr> <td>変 更 年 月 日</td> <td colspan="2">年 月 日 ()</td> </tr> <tr> <td>理 由</td> <td colspan="2"></td> </tr> </table> <p>変更の届出（農林中央金庫代理業者の業務の内容及び方法の変更） 別紙様式 7-4-12</p>		変更の内容	変更後		変更前		変 更 年 月 日	年 月 日 ()		理 由		
変更の内容	変更後												
	変更前												
変 更 年 月 日	年 月 日 ()												
理 由													

系統金融機関向けの総合的な監督指針 新旧対照表

改正案	現 行
<p style="text-align: right;">年 月 日</p> <p>金融庁長官 ○○○○ 殿 農林水産大臣 ○○○○ 殿</p> <p style="text-align: center;"><u>住所又は所在地</u> 商号又は名称又は氏名 代表者 (担当部署、担当者、担当者連絡先)</p> <p style="text-align: center;">業務の内容及び方法の変更届出書</p> <p>業務の内容及び方法について変更いたしますので、農林中央金庫法第 95 条の 4 において読み替えて準用する銀行法第 52 条の 39 第 2 項の規定に基づき、下記のとおりお届けいたします。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <p>(表略)</p> <p>(注) (略)</p> <p>変更の届出（農林中央金庫代理業者である個人又は農林中央金庫代理業者である法人の役員が、新たに他の法人の常務に従事した場合）（半期分提出用） <u>別紙様式 7-9-1</u></p> <p style="text-align: right;">年 月 日</p> <p>金融庁長官 ○○○○ 殿 農林水産大臣 ○○○○ 殿</p> <p style="text-align: center;"><u>住所又は所在地</u> 商号、名称又は氏名 代表者 (担当部署、担当者、担当者連絡先)</p>	<p style="text-align: right;">年 月 日</p> <p>金融庁長官 ○○○○ 殿 農林水産大臣 ○○○○ 殿</p> <p style="text-align: center;"><u>所在地</u> 商号又は名称又は氏名 代表者 (担当部署、担当者、担当者連絡先)</p> <p style="text-align: center;">業務の内容及び方法の変更届出書</p> <p>業務の内容及び方法について変更いたしますので、農林中央金庫法第 95 条の 4 において読み替えて準用する銀行法第 52 条の 39 第 2 項の規定に基づき、下記のとおりお届けいたします。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <p>(表略)</p> <p>(注) (略)</p> <p>(新設)</p>

系統金融機関向けの総合的な監督指針 新旧対照表

改正案	現 行																																																							
<p>兼職状況の変更に係る届出書（ 年度 半期分）</p> <p>標記のことについて、農林中央金庫法第 95 条の 4 において読み替えて準用する銀行法第 53 条第 4 項及び農林中央金庫法施行規則第 147 条第 1 項第 2 号の規定に基づき、別紙のとおりお届けいたします。</p> <p>_____ ○ _____</p> <p>(注) 1 半期毎にまとめて提出する場合は、総括表（別紙様式 7-9-1 の 2）を作成し、個別表（別紙様式 7-9-1 の 3）も添付すること 2 不必要な文字は削除のうえ作成すること</p> <p>別紙様式 7-9-1 の 2</p> <p>兼職状況の変更に係る届出書 総括表（ 年度 半期分）</p> <p>商号、名称又は氏名</p> <table border="1" data-bbox="174 794 1099 1329"> <thead> <tr> <th>番号</th> <th>当該他の法人の 商号又は名称</th> <th>当該他の法人の主たる 営業所等の所在地</th> <th>変更年月日</th> <th>理 由</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td></tr> <tr><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td></tr> <tr><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td></tr> <tr><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td></tr> <tr><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td></tr> <tr><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td></tr> <tr><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td></tr> <tr><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td></tr> <tr><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td></tr> <tr><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td></tr> </tbody> </table> <p>(注) 半期毎にまとめて提出する場合は、総括表を作成し、個別表を添付すること</p>	番号	当該他の法人の 商号又は名称	当該他の法人の主たる 営業所等の所在地	変更年月日	理 由																																																			<p>(新設)</p>
番号	当該他の法人の 商号又は名称	当該他の法人の主たる 営業所等の所在地	変更年月日	理 由																																																				

系統金融機関向けの総合的な監督指針 新旧対照表

改正案	現 行										
<p>別紙様式 7-9-1 の 3</p> <table border="1" data-bbox="159 312 1102 585"> <tr> <td>当該他の法人の商号又は名称</td> <td></td> </tr> <tr> <td>当該他の法人の主たる営業所等の所在地</td> <td></td> </tr> <tr> <td>業 務 の 種 類</td> <td></td> </tr> <tr> <td>変 更 年 月 日</td> <td>年 月 日 ()</td> </tr> <tr> <td>理 由</td> <td></td> </tr> </table> <p>(注) 記載要領 申請者が法人である場合には、「業務の種類」欄の次に「新たに常務に従事した役員の氏名」欄を設けて、当該他の法人に従事した役員の氏名を記載すること</p> <p>変更の届出（農林中央金庫代理業者である個人又は農林中央金庫代理業者である法人の役員が、他の法人の常務に従事しなくなった場合）（半期分提出用）</p> <p>別紙様式 7-9-2</p> <p style="text-align: right;">年 月 日</p> <p>金融庁長官 ○○○○ 殿 農林水産大臣 ○○○○ 殿</p> <p style="text-align: right;">住所又は所在地 商号、名称又は氏名 代表者 (担当部署、担当者、担当者連絡先)</p> <p style="text-align: center;">兼職状況の変更に係る届出書 (年度 半期分)</p>	当該他の法人の商号又は名称		当該他の法人の主たる営業所等の所在地		業 務 の 種 類		変 更 年 月 日	年 月 日 ()	理 由		<p>(新設)</p> <p>(新設)</p>
当該他の法人の商号又は名称											
当該他の法人の主たる営業所等の所在地											
業 務 の 種 類											
変 更 年 月 日	年 月 日 ()										
理 由											

系統金融機関向けの総合的な監督指針 新旧対照表

改 正 案	現 行																																																							
<p>標記のことについて、農林中央金庫法第 95 条の 4 において読み替えて準用する銀行法第 53 条第 4 項及び農林中央金庫法施行規則第 147 条第 1 項第 2 号の規定に基づき、別紙のとおりお届けいたします。</p> <p align="center">————— ○ —————</p> <p>(注) 1 半期毎にまとめて提出する場合は、総括表(別紙様式 7-9-2 の 2)を作成し、個別表(別紙様式 7-9-2 の 3)も添付すること 2 不必要な文字は削除のうえ作成すること</p> <p><u>別紙様式 7-9-2 の 2</u></p> <p align="center">兼職状況の変更に係る届出書 総括表 (年度 半期分)</p> <p align="center">商号、名称又は氏名</p> <table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <thead> <tr> <th style="width:5%;">番号</th> <th style="width:20%;">当該他の法人の 商号又は名称</th> <th style="width:30%;">当該他の法人の主たる 営業所等の所在地</th> <th style="width:15%;">変更年月日</th> <th style="width:30%;">理 由</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td></tr> <tr><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td></tr> <tr><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td></tr> <tr><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td></tr> <tr><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td></tr> <tr><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td></tr> <tr><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td></tr> <tr><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td></tr> <tr><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td></tr> <tr><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td></tr> </tbody> </table> <p>(注) 半期毎にまとめて提出する場合は、総括表を作成し、個別表を添付すること</p>	番号	当該他の法人の 商号又は名称	当該他の法人の主たる 営業所等の所在地	変更年月日	理 由																																																			<p>(新設)</p>
番号	当該他の法人の 商号又は名称	当該他の法人の主たる 営業所等の所在地	変更年月日	理 由																																																				

系統金融機関向けの総合的な監督指針 新旧対照表

改正案	現 行								
<p>別紙様式 7-9-2 の 3</p> <table border="1" data-bbox="159 264 1102 483"> <tr> <td>当該他の法人の商号又は名称</td> <td></td> </tr> <tr> <td>当該他の法人の主たる営業所等の所在地</td> <td></td> </tr> <tr> <td>変 更 年 月 日</td> <td>年 月 日 ()</td> </tr> <tr> <td>理 由</td> <td></td> </tr> </table> <p>(注) 記載要領 申請者が法人である場合には、「当該他の法人の主たる営業所等の所在地」欄の次に「当該他の法人の常務に従事しなくなった役員の氏名」欄を設けて、当該他の法人の常務に従事しなくなった役員の氏名を記載すること</p> <p>変更の届出（農林中央金庫代理業者である個人又は農林中央金庫代理業者である法人の役員が、現在常務に従事している他の法人の商号又は名称、主たる営業所等の所在地及び業務の種類に変更があった場合）（半期分届出用）</p> <p>別紙様式 7-9-3</p> <p style="text-align: right;">年 月 日</p> <p>金融庁長官 ○○○○ 殿 農林水産大臣 ○○○○ 殿</p> <p style="text-align: center;">住所又は所在地 商号、名称又は氏名 代表者 （担当部署、担当者、担当者連絡先）</p> <p style="text-align: center;">兼職状況の変更に係る届出書（ 年度 半期分）</p> <p>標記のことについて、農林中央金庫法第 95 条の 4 において読み替えて準用する銀行法第 53 条第 4 項及び農林中央金庫法施行規則第 147 条第 1 項第 2 号の規定に基づき、別紙のとおりお届けいたします。</p>	当該他の法人の商号又は名称		当該他の法人の主たる営業所等の所在地		変 更 年 月 日	年 月 日 ()	理 由		<p>(新設)</p> <p>(新設)</p>
当該他の法人の商号又は名称									
当該他の法人の主たる営業所等の所在地									
変 更 年 月 日	年 月 日 ()								
理 由									

系統金融機関向けの総合的な監督指針 新旧対照表

改正案			現 行
	変更前		
変更年月日		年 月 日 ()	
理由			
<p>変更の届出（農林中央金庫代理業者である個人が、総株主等の議決権の百分の五十を超える議決権を保有する法人等又は当該法人等の子法人等の変更） （半期分届出用） <u>別紙様式7-10</u></p> <p style="text-align: right;">年 月 日</p> <p>金融庁長官 ○○○○ 殿 農林水産大臣 ○○○○ 殿</p> <p style="text-align: center;">住所又は所在地 商号、名称又は氏名</p> <p>総株主等の議決権の百分の五十を超える議決権を保有する法人等の変更に係る届出書 （ 年度 半期分）</p> <p>標記のことについて、農林中央金庫法第95条の4において読み替えて準用する銀行法第53条第4項及び農林中央金庫法施行規則第147条第1項第2号の規定に基づき、別紙のとおりお届けいたします。</p> <p style="text-align: center;">○</p> <p>(注) 1 半期毎にまとめて提出する場合は、総括表（別紙様式7-10の2）を作成し、個別表（別紙様式7-10の3）も添付すること 2 不必要な文字は削除のうえ作成すること</p> <p><u>別紙様式7-10の2</u></p> <p>総株主等の議決権の百分の五十を超える議決権を保有する法人等の変更に係る</p>			<p>(新設)</p> <p>(新設)</p>

系統金融機関向けの総合的な監督指針 新旧対照表

改正案						現 行																	
届出書 総括表（ 年度 半期分）																							
氏名																							
番号	当該法人等の 商号又は名称	当該法人等の主たる 営業所等の所在地	変更事項	変更年月日	理 由																		
<p>(注) 半期毎にまとめて提出する場合は、総括表を作成し、個別表を添付すること</p> <p>別紙様式 7-10の3</p> <table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td colspan="2">当該法人等の商号又は名称</td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="2">変 更 事 項</td> <td>変 更 後</td> <td></td> </tr> <tr> <td>変 更 前</td> <td></td> </tr> <tr> <td colspan="2">当該法人等の主たる 営業所等の所在地</td> <td></td> </tr> <tr> <td colspan="2">当該法人等の代表者の 氏 名 又 は 商号若しくは 名 称</td> <td></td> </tr> <tr> <td colspan="2">当該法人等の業務の内容</td> <td></td> </tr> </table>						当該法人等の商号又は名称			変 更 事 項	変 更 後		変 更 前		当該法人等の主たる 営業所等の所在地			当該法人等の代表者の 氏 名 又 は 商号若しくは 名 称			当該法人等の業務の内容			(新設)
当該法人等の商号又は名称																							
変 更 事 項	変 更 後																						
	変 更 前																						
当該法人等の主たる 営業所等の所在地																							
当該法人等の代表者の 氏 名 又 は 商号若しくは 名 称																							
当該法人等の業務の内容																							

系統金融機関向けの総合的な監督指針 新旧対照表

改正案		現 行
変 更 年 月 日	年 月 日 ()	
理 由		
<p>(注) 記載要領</p> <p>1 「変更事項」欄には、当該法人等の商号若しくは名称、主たる営業所若しくは事務所の所在地、代表者の氏名又は商号若しくは名称、又は業務の内容を変更した際、当該変更事項について記載すること</p> <p>2 新たに総株主等の議決権の百分の五十を超える議決権を保有する法人等（当該法人等の子法人等）とした（総株主等の議決権の百分の五十を超える議決権を保有する法人等（当該法人等の子法人等）でなくなった）旨の届出の場合は、「変更事項」欄を削り、「理由」欄を「総株主等の議決権の百分の五十を超える議決権を保有する法人等（当該法人等の子法人等）とした（総株主等の議決権の百分の五十を超える議決権を保有する法人等（当該法人等の子法人等）でなくなった）理由及び事由」欄に改めて記載すること</p> <p>変更の届出（農林中央金庫代理業者である法人の子法人等、当該法人の親法人等又は当該法人等の親法人等の子法人等の変更）（半期分届出用）</p> <p><u>別紙様式7-11</u></p> <p style="text-align: right;">年 月 日</p> <p>金融庁長官 ○○○○ 殿 農林水産大臣 ○○○○ 殿</p> <p style="text-align: center;">所在地 商号又は名称 代表者 (担当部署、担当者、担当者連絡先)</p> <p style="text-align: center;">子法人等に係る変更届出書（ 年度 半期分）</p> <p>標記のことについて、農林中央金庫法第95条の4において読み替えて準用する銀行法</p>		<p>(新設)</p>

系統金融機関向けの総合的な監督指針 新旧対照表

改正案	現 行																																																																		
<p>第 53 条第 4 項及び農林中央金庫法施行規則第 147 条第 1 項第 2 号の規定に基づき、別紙のとおりお届けいたします。</p> <p style="text-align: center;">○</p> <p>(注) 1 半期毎にまとめて提出する場合は、総括表(別紙様式 7-11 の 2)を作成し、個別表(別紙様式 7-11 の 3)も添付すること 2 不必要な文字は削除のうえ作成すること</p> <p>別紙様式 7-11 の 2</p> <p style="text-align: center;">子法人等に係る変更届出書 総括表 (年度 半期分)</p> <p style="text-align: center;">商号又は名称</p> <table border="1" data-bbox="174 707 1102 1241"> <thead> <tr> <th>番号</th> <th>当該法人等の商号又は名称</th> <th>当該法人等の主たる営業所等の所在地</th> <th>変更事項</th> <th>変更年月日</th> <th>理由</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td></tr> <tr><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td></tr> <tr><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td></tr> <tr><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td></tr> <tr><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td></tr> <tr><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td></tr> <tr><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td></tr> <tr><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td></tr> <tr><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td></tr> <tr><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td></tr> </tbody> </table> <p>(注) 半期毎にまとめて提出する場合は、総括表を作成し、個別表を添付すること</p> <p>別紙様式 7-11 の 3</p>	番号	当該法人等の商号又は名称	当該法人等の主たる営業所等の所在地	変更事項	変更年月日	理由																																																													<p>(新設)</p> <p>(新設)</p>
番号	当該法人等の商号又は名称	当該法人等の主たる営業所等の所在地	変更事項	変更年月日	理由																																																														

系統金融機関向けの総合的な監督指針 新旧対照表

改正案		現 行
当該法人等の商号又は名称		
変更事項	変更後	
	変更前	
当該法人等の主たる営業所等の所在地		
当該法人等の代表者の氏名又は商号若しくは名称		
当該法人等の業務の内容		
変更年月日	年 月 日 ()	
理由		
<p>(注) 記載要領</p> <p>1 「変更事項」欄には、当該法人等の商号若しくは名称、主たる営業所若しくは事務所の所在地、代表者の氏名又は商号若しくは名称、又は業務の内容を変更した際、当該変更事項について記載すること</p> <p>2 新たに子法人等とした(子法人等でなくなった)旨の届出の場合は、「変更事項」欄を削り、「理由」欄を「子法人等とした(子法人等でなくなった)理由及び事由」欄に改めて記載すること</p> <p>変更の届出(農林中央金庫代理業者である法人の役員が営んでいる事業の変更)(半期分届出用)</p> <p>別紙様式 7-12-1</p> <p style="text-align: right;">年 月 日</p> <p>金融庁長官 ○○○○ 殿 農林水産大臣 ○○○○ 殿</p> <p style="text-align: center;">所在地</p>		(新設)

系統金融機関向けの総合的な監督指針 新旧対照表

改 正 案	現 行																																													
<p style="text-align: center;">商号又は名称 代表者 (担当部署、担当者、担当者連絡先)</p> <p style="text-align: center;">役員が新たに営む事業に係る届出書 (年度 半期分)</p> <p>標記のことについて、農林中央金庫法第 95 条の 4 において読み替えて準用する銀行法第 53 条第 4 項及び農林中央金庫法施行規則第 147 条第 1 項第 2 号の規定に基づき、別紙のとおりお届けいたします。</p> <p style="text-align: center;">————— ○ —————</p> <p>(注) 1 半期毎にまとめて提出する場合は、総括表(別紙様式 7-12-1 の 2)を作成し、個別表(別紙様式 7-12-1 の 3)も添付すること 2 不必要な文字は削除のうえ作成すること</p> <p><u>別紙様式 7-12-1 の 2</u></p> <p style="text-align: center;">役員が新たに営む事業に係る届出書 総括表 (年度 半期分)</p> <p style="text-align: center;">商号又は名称</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <thead> <tr> <th style="width: 5%;">番号</th> <th style="width: 20%;">当該事務所の名称</th> <th style="width: 20%;">主たる事務所の所在地</th> <th style="width: 15%;">開始年月日</th> <th style="width: 40%;">理 由</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td></tr> <tr><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td></tr> <tr><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td></tr> <tr><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td></tr> <tr><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td></tr> <tr><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td></tr> <tr><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td></tr> <tr><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td></tr> </tbody> </table>	番号	当該事務所の名称	主たる事務所の所在地	開始年月日	理 由																																									<p>(新設)</p>
番号	当該事務所の名称	主たる事務所の所在地	開始年月日	理 由																																										

系統金融機関向けの総合的な監督指針 新旧対照表

改正案					現 行
<p>(注) 半期毎にまとめて提出する場合は、総括表を作成し、個別表を添付すること</p>					
<p>別紙様式 7-12-1 の 3</p>					(新設)
当該事務所の名称					
主たる事務所の所在地					
新たに営む事業の種類					
役員 の 氏 名					
開 始 年 月 日		年 月 日 ()			
理 由					
<p>変更の届出（農林中央金庫代理業者である法人の役員が営んでいる事業の変更）（半期分届出用）</p>					(新設)
<p>別紙様式 7-12-2</p>					
<p style="text-align: right;">年 月 日</p>					
<p>金融庁長官 ○○○○ 殿 農林水産大臣 ○○○○ 殿</p>					
<p style="text-align: right;">所在地 商号又は名称 代表者 (担当部署、担当者、担当者連絡先)</p>					
<p style="text-align: center;">役員が営む事業の廃止に係る届出書（ 年度 半期分）</p>					
<p>標記のことについて、農林中央金庫法第 95 条の 4 において読み替えて準用する銀行法</p>					

系統金融機関向けの総合的な監督指針 新旧対照表

改 正 案	現 行																																																							
<p>第 53 条第 4 項及び農林中央金庫法施行規則第 147 条第 1 項第 2 号の規定に基づき、別紙のとおりお届けいたします。</p> <p style="text-align: center;">○</p> <p>(注) 1 半期毎にまとめて提出する場合は、総括表（別紙様式 7-12-2 の 2）を作成し、個別表（別紙様式 7-12-2 の 3）も添付すること 2 不必要な文字は削除のうえ作成すること</p> <p><u>別紙様式 7-12-2 の 2</u></p> <p style="text-align: center;">役員が営む事業の廃止に係る届出書 総括表（ 年度 半期分）</p> <p style="text-align: center;">商号又は名称</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <thead> <tr> <th style="width: 5%;">番号</th> <th style="width: 20%;">当該事務所の名称</th> <th style="width: 20%;">主たる事務所の所在地</th> <th style="width: 15%;">廃止年月日</th> <th style="width: 40%;">理 由</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td></tr> <tr><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td></tr> <tr><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td></tr> <tr><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td></tr> <tr><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td></tr> <tr><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td></tr> <tr><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td></tr> <tr><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td></tr> <tr><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td></tr> <tr><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td></tr> </tbody> </table> <p>(注) 半期毎にまとめて提出する場合は、総括表を作成し、個別表を添付すること</p>	番号	当該事務所の名称	主たる事務所の所在地	廃止年月日	理 由																																																			<p style="text-align: center;">(新設)</p>
番号	当該事務所の名称	主たる事務所の所在地	廃止年月日	理 由																																																				

系統金融機関向けの総合的な監督指針 新旧対照表

改正案	現 行												
<p>別紙様式 7-12-2の3</p> <table border="1" data-bbox="154 319 1099 617"> <tr> <td>当該事務所の名称</td> <td></td> </tr> <tr> <td>主たる事務所の所在地</td> <td></td> </tr> <tr> <td>廃止した事業の種類</td> <td></td> </tr> <tr> <td>役員 の 氏 名</td> <td></td> </tr> <tr> <td>廃 止 年 月 日</td> <td>年 月 日 ()</td> </tr> <tr> <td>理 由</td> <td></td> </tr> </table>	当該事務所の名称		主たる事務所の所在地		廃止した事業の種類		役員 の 氏 名		廃 止 年 月 日	年 月 日 ()	理 由		<p>(新設)</p>
当該事務所の名称													
主たる事務所の所在地													
廃止した事業の種類													
役員 の 氏 名													
廃 止 年 月 日	年 月 日 ()												
理 由													
<p>変更の届出（農林中央金庫代理業者である法人の役員が営んでいる事業の変更）（半期分届出用）</p> <p>別紙様式 7-12-3</p> <p style="text-align: right;">年 月 日</p> <p>金融庁長官 ○○○○ 殿 農林水産大臣 ○○○○ 殿</p> <p style="text-align: right;">所在地 商号又は名称 代表者 (担当部署、担当者、担当者連絡先)</p> <p style="text-align: center;">役員が営む事業の変更に係る届出書（ 年度 半期分）</p> <p>標記のことについて、農林中央金庫法第 95 条の 4 において読み替えて準用する銀行法第 53 条第 4 項及び農林中央金庫法施行規則第 147 条第 1 項第 2 号の規定に基づき、別紙のとおりお届けいたします。</p> <hr style="width: 100%; border: 1px solid black; margin-top: 10px;"/> <p style="text-align: center;">○</p>	<p>(新設)</p>												

系統金融機関向けの総合的な監督指針 新旧対照表

改 正 案				現 行																																																											
<p>(注) 1 半期毎にまとめて提出する場合は、総括表(別紙様式7-12-3の2)を作成し、個別表(別紙様式7-12-3の3)も添付すること</p> <p>2 unnecessary文字は削除のうえ作成すること</p>				(新設)																																																											
<p><u>別紙様式7-12-3の2</u></p> <p align="center">役員が営む事業の変更に係る届出書 総括表 (年度 半期分)</p> <p align="center">商号又は名称</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th align="center">番号</th> <th align="center">当該事務所の名称</th> <th align="center">変 更 事 項</th> <th align="center">変更年月日</th> <th align="center" colspan="2">理 由</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td></tr> <tr><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td></tr> <tr><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td></tr> <tr><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td></tr> <tr><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td></tr> <tr><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td></tr> <tr><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td></tr> <tr><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td></tr> <tr><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td></tr> </tbody> </table>								番号	当該事務所の名称	変 更 事 項	変更年月日	理 由																																																			
番号	当該事務所の名称	変 更 事 項	変更年月日	理 由																																																											
<p>(注) 半期毎にまとめて提出する場合は、総括表を作成し、個別表を添付すること</p>				(新設)																																																											
<p><u>別紙様式7-12-3の3</u></p> <table border="1"> <thead> <tr> <th align="center" colspan="2">当 該 事 務 所 の 名 称</th> <th> </th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">変 更 の 内 容</td> <td align="center">変 更 後</td> <td> </td> </tr> <tr> <td align="center">変 更 前</td> <td> </td> </tr> </tbody> </table>								当 該 事 務 所 の 名 称			変 更 の 内 容	変 更 後		変 更 前																																																	
当 該 事 務 所 の 名 称																																																															
変 更 の 内 容	変 更 後																																																														
	変 更 前																																																														

系統金融機関向けの総合的な監督指針 新旧対照表

改正案		現 行
変 更 年 月 日	年 月 日 ()	
理 由		
<p>不祥事件等 別紙様式 <u>7-13</u></p> <p style="text-align: right;">年 月 日</p> <p>金融庁長官 ○○○○ 殿 農林水産大臣 ○○○○ 殿</p> <p style="text-align: right;">所在地 商号又は名称 代表者 (担当部署、担当者、担当者連絡先)</p> <p style="text-align: center;">不祥事件等届出書</p> <p>標記のことについて、農林中央金庫法第 95 条の 4 において読み替えて準用する銀行法第 53 条第 4 項及び農林中央金庫法施行規則第 147 条第 1 項第 4 号の規定に基づき、別紙のとおりお届けいたします。</p> <hr style="width: 50%; margin: 10px auto;"/> <p>(注) 1 (略) 2 別紙は、農林中央金庫法施行規則第 147 条第 4 項第 1 号、第 2 号及び第 5 号に係るものについては別紙様式 <u>7-13 の 2</u> により、同項第 4 号に係るものについては別紙様式 <u>7-13 の 3</u> により、同項第 3 号及び第 6 号に係るものについては別紙様式 <u>7-13 の 2</u> または <u>7-13 の 3</u> を適宜準用して届け出るものとする</p> <p>別紙様式 <u>7-13 の 2</u> (表略)</p>		<p>不祥事件等 別紙様式 <u>7-9</u></p> <p style="text-align: right;">年 月 日</p> <p>金融庁長官 ○○○○ 殿 農林水産大臣 ○○○○ 殿</p> <p style="text-align: right;">所在地 商号又は名称 代表者 (担当部署、担当者、担当者連絡先)</p> <p style="text-align: center;">不祥事件等届出書</p> <p>標記のことについて、農林中央金庫法第 95 条の 4 において読み替えて準用する銀行法第 53 条第 4 項及び農林中央金庫法施行規則第 147 条第 1 項第 4 号の規定に基づき、別紙のとおりお届けいたします。</p> <hr style="width: 50%; margin: 10px auto;"/> <p>(注) 1 (略) 2 別紙は、農林中央金庫法施行規則第 147 条第 3 項第 1 号、第 2 号及び第 5 号に係るものについては別紙様式 <u>7-9 の 2</u> により、同項第 4 号に係るものについては別紙様式 <u>7-9 の 3</u> により、同項第 3 号及び第 6 号に係るものについては別紙様式 <u>7-9 の 2</u> または <u>7-9 の 3</u> を適宜準用して届け出るものとする</p> <p>別紙様式 <u>7-9 の 2</u> (表略)</p>

系統金融機関向けの総合的な監督指針 新旧対照表

改正案	現 行
<p>別紙様式 <u>7-13の3</u> (表略) (注) (略)</p>	<p>別紙様式 <u>7-9の3</u> (表略) (注) (略)</p>

附 則

この通知の改正は、令和6年11月30日から適用する。